

泊発電所3号炉審査資料	
資料番号	SAT118-9 r. 4.0
提出年月日	令和4年8月31日

## 泊発電所3号炉

「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の  
重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を  
実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」  
に係る適合状況説明資料  
比較表

### 1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

令和4年8月  
北海道電力株式会社

枠囲みの内容は機密情報に属しますので公開できません。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川発電所2号炉	差異理由
<b>比較結果等を取りまとめた資料</b>			
<b>1. 先行審査実績等を踏まえた泊3号炉まとめ資料の変更状況(2017年3月以降)</b>			
1-1) 設計方針・運用・体制などを変更し、まとめ資料を修正した箇所と理由			
<p>a. 大飯3/4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし</p> <p>b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : 下記1件                      ・プルーム通過時に緊急時対策所の居住性を確保するために必要な機器であるため、緊急時対策所内の圧力計をSA設備とした。</p> <p>c. 他社審査会合の指摘事項等を確認した結果、変更したもの : なし</p> <p>d. 当社が自主的に変更したもの : 下記1件                      ・緊急時対策所内への希ガス流入時は瞬時に線量率が急上昇すること等を踏まえ、他社の判断基準も参考に緊急時対策所エリアモニタによる緊急時対策所内のボンベ加圧の判断基準を「0.001mSv/h」から「0.100mSv/h」に変更した。                      (本文、添付資料1.18.2-(5), (6))【比較表p1.18-19】</p>			
1-2) 設計方針・運用・体制を変更するものではないが、まとめ資料の記載を充実を行った箇所と理由			
<p>a. 大飯3/4号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし</p> <p>b. 女川2号炉まとめ資料と比較した結果、変更したもの : なし</p> <p>c. 他社審査会合の指摘事項等を確認した結果、変更したもの : 下記1件                      迅速な判断を可能とするため、プルーム通過後に空気ボンベによる加圧を停止し空気浄化設備へ切り替える条件として、緊急時対策所の付近に設置するモニタリングポストの線量率を0.5mGy/hに設定した。(本文、添付資料1.18.2-(5))【比較表p1.18-20】</p> <p>d. 当社が自主的に変更したもの : なし</p>			
1-3) バックフィット関連事項			
なし			

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所 3 / 4号炉		泊発電所 3号炉	女川発電所 2号炉	差異理由
<b>2. 大飯 3 / 4号炉まとめ資料との比較結果の概要</b>				
<b>2-1) 設備名称の相違（以下については、差異理由欄に差異理由を記載しない）</b>				
No.	大飯発電所 3 / 4号炉	泊発電所 3号炉	備考	
1	3号炉及び4号炉中央制御室	中央制御室		
2	身体サーバイエリア	スクリーニングエリア		
3	緊急時対策所遮蔽	緊急時対策所遮へい		
4	緊急時対策所内可搬型エリアモニタ	緊急時対策所可搬型エリアモニタ		
5	緊急時対策所非常用空気浄化ファン	可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン		
6	緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット	可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット		
7	酸素濃度計	酸素濃度・二酸化炭素濃度計		
8	二酸化炭素濃度計			
9	安全パラメータ表示システム（SPDS）	データ収集計算機		
10	安全パラメータ伝送システム	ERSS 伝送サーバ		
11	SPDS表示装置	データ表示端末		
12	電源車（緊急時対策所用）	緊急時対策所用発電機		
13	タンクローリー	可搬型タンクローリー		
14	空冷式非常用発電装置	代替非常用発電機		
15	衛星電話（固定）	衛星電話設備		
16	衛星電話（携帯）	衛星携帯電話		
17	加入電話	加入電話設備		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉		泊発電所3号炉	女川発電所2号炉	差異理由
<b>2-2) 設備または設計方針の相違（以下については、差異理由欄に相違No. を記載する）</b>				
No.	大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	備考（差異理由等）	
①	緊急時対策所は、緊急時対策所建屋内に設ける。	緊急時対策所として、指揮所及び待機所を設ける。	泊は、指示を行う要員と現場作業を行う要員の輻輳を避けるため、指揮所及び待機所の建屋を設ける。	
②	記載なし	可搬型気象観測設備	・運用の相違 緊急時対策所におけるブルームの通過方向を把握するために可搬型気象観測設備を設置し、緊急時対策所内への希ガス等の放射性物質侵入の防止又は低減させるための判断に用いる。	
③	緊急時衛星通報システム	記載なし	緊急時衛星通報システムは、泊には設置していないが他の設備にてその機能を充足するため、重大事故等に対処可能であると判断している。	
④	携行型通話装置	記載なし	大飯3、4号炉は、緊急時対策所と中央制御室との連絡手段として携行型通話装置を配備しているが、泊3号炉は、衛星電話設備を配備することで機能を充足するため、重大事故等に対応可能と判断している。	
⑤	記載なし	携帯電話	緊急時対策所における初動対応上、多様性を確保するために必要と判断し、利用する。	
⑥	記載なし	ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ	泊3号炉は、可搬型タンクローリーによりディーゼル発電機燃料油貯油槽から直接燃料をくみ上げる手段を整備しているが、本手段の屋外アクセスルートは1ルートのみであるため、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプを用いた燃料くみ上げ手順を整備することで、屋内アクセスルートを整備し、複数ルートを確保する。	
⑦	燃料油貯蔵タンク	ディーゼル発電機燃料油貯油槽	・大飯3/4号炉は、燃料補給に用いる設備として燃料油貯蔵タンクに加えて重油タンクを配備しており、これらを合わせて7日間の重大事故対応が可能な備蓄量を確保している。	
	重油タンク		・泊3号炉は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽に7日間の重大事故等対処が可能な備蓄量を確保していることから重油タンクに相当する設備はない。	
⑧	記載なし	インターフォン テレビ会議システム（指揮所・待機所間）	インターフォン及びテレビ会議システム（指揮所・待機所間）は、指揮所、待機所間を往来することなく、不測の事態にも十分コミュニケーションを可能にする目的で設置している。	
⑨	記載なし	圧力計	圧力計は、緊急時対策所内を空気加圧した際に、緊急時対策所内と屋外との差圧を測定し、十分に加圧されていることを確認する目的で設置している。 本文への記載はないが、大飯3、4号炉でも同様の目的で差圧計を設置している。	
⑩	非常用母線からの受電が喪失した場合は、緊急時対策所の代替交流電源として電源車（緊急時対策所用）を起動する。同形式の電源車（緊急時対策所用）は3台配備し、多重性を確保するとともに補修点検の対応を可能にする。また、緊急時対策所でプラントパラメータを確認するための設備である安全パラメータ表示システム（SPDS）、安全パラメータ伝送システムの電源として空冷式非常用発電機を2台配備し、多重性を確保している。	緊急時対策所の代替電源として緊急時対策所用発電機により給電する。緊急時対策所用発電機は予備機を含めて複数台保有し、多重性を有している。3号炉原子炉補助建屋に設置するデータ収集計算機、ERSS 伝送サーバ及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、全交流動力電源喪失時において、代替非常用発電機より給電する。	・電源構成の相違 泊3号炉の通信連絡設備を除く緊急時対策所の電源は、通常時は泊1号炉（又は2号炉）の所内常用母線から受電している。所内常用母線の喪失時には緊急時対策所内の分電盤で緊急時対策所用発電機からの受電に切り替える設計としている。 また、通信連絡設備は設置許可基準規則第35条の要求である「常時使用できること」を満足するため、通常時は泊3号炉の非常用母線から受電している。全交流動力電源喪失時においては、3号炉非常用母線に接続する代替非常用発電機から受電する。	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	女川発電所2号炉	差異理由
<p>1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</p> <p style="text-align: center;">&lt; 目次 &gt;</p> <p>1.18.1 対応手段と設備の選定</p> <p>(1) 対応手段と設備の選定の考え方</p> <p>(2) 対応手段と設備の選定結果</p> <p>a. 重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に                      対処するために必要な指示を行う要員等が緊急時対策                      所にとどまるために必要な対応手段及び設備</p> <p>b. 手順等</p> <p>1.18.2 重大事故等時の手順等</p> <p>1.18.2.1 居住性を確保するための手順等</p> <p>(1) 緊急時対策所の立ち上げ時の手順</p> <p>a. 緊急時対策所可搬型空気浄化装置運転手順</p> <p>b. 空気供給装置による空気供給準備手順</p> <p>c. 緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定                      手順</p> <p>(2) 原子力災害対策特別措置法第10条事象発生時の手順</p> <p>a. 緊急時対策所内可搬型エアモニタ及び緊急時対策所                      外可搬型エアモニタ設置手順</p> <p>(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する                      手順等</p> <p>a. 緊急時対策所にとどまる要員について</p> <p>b. 空気供給装置への切替準備手順</p> <p>c. 空気供給装置への切替手順</p> <p>d. 緊急時対策所可搬型空気浄化装置への切替手順</p> <p>1.18.2.2 重大事故等に対処するために必要な指示及び通信                      連絡に関する手順等</p> <p>(1) 緊急時対策所情報収集設備によるプラントパラメー                      タ等の監視手順</p> <p>(2) 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資                      料の整備について</p> <p>(3) 通信連絡に関する手順</p> <p>1.18.2.3 必要な数の要員の収容に係る手順等</p> <p>(2) 放射線管理に関する手順</p>	<p>1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</p> <p style="text-align: center;">&lt; 目次 &gt;</p> <p>1.18.1 対応手段と設備の選定</p> <p>(1) 対応手段と設備の選定の考え方</p> <p>(2) 対応手段と設備の選定結果</p> <p>a. 重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に                      対処するために必要な指示を行う要員等が緊急時対策                      所にとどまるために必要な対応手段及び設備</p> <p>b. 手順等</p> <p>1.18.2 重大事故等時の手順等</p> <p>1.18.2.1 居住性を確保するための手順等</p> <p>(1) 緊急時対策所の立ち上げ時の手順</p> <p>a. 可搬型空気浄化装置運転手順</p> <p>b. 空気供給装置による空気供給準備手順</p> <p>c. 緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定                      手順</p> <p>(2) 原子力災害対策特別措置法第10条事象発生時の手順</p> <p>a. 緊急時対策所可搬型エアモニタ設置手順</p> <p>b. その他の手順項目にて考慮する手順</p> <p>(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する                      手順等</p> <p>a. 緊急時対策所にとどまる要員について</p> <p>b. 空気供給装置への切替準備手順</p> <p>c. 空気供給装置への切替手順</p> <p>d. 可搬型空気浄化装置への切替手順</p> <p>1.18.2.2 重大事故等に対処するために必要な指示及び通                      信連絡に関する手順等</p> <p>(1) 緊急時対策所情報収集設備によるプラントパラメー                      タ等の監視手順</p> <p>(2) 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資                      料の整備について</p> <p>(3) 通信連絡に関わる手順等</p> <p>1.18.2.3 必要な数の要員の収容に係る手順等</p> <p>(1) 放射線管理について</p>	<p>1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</p> <p style="text-align: center;">&lt; 目次 &gt;</p> <p>1.18.1 対応手段と設備の選定</p> <p>(1) 対応手段と設備の選定の考え方</p> <p>(2) 対応手段と設備の選定の結果</p> <p>a. 重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に                      対処するために必要な指示を行う要員等が緊急時対策                      所にとどまるために必要な対応手段及び設備</p> <p>b. 手順等</p> <p>1.18.2 重大事故等時の手順等</p> <p>1.18.2.1 居住性を確保するための手順等</p> <p>(1) 緊急時対策所立上げの手順</p> <p>a. 緊急時対策所換気空調系運転手順</p> <p>b. 緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定                      手順</p> <p>(2) 「原子力災害対策特別措置法」第10条特定事象発生                      時の手順</p> <p>a. 緊急時対策所可搬型エアモニタの設置手順</p> <p>b. その他の手順項目にて考慮する手順</p> <p>(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する                      手順等</p> <p>a. 緊急時対策所にとどまる要員について</p> <p>b. 緊急時対策所での原子炉格納容器ベントを実施する場                      合の対応の手順</p> <p>c. 緊急時対策所加圧設備（空気ポンプ）から緊急時対策                      所非常用送風機への切替手順</p> <p>1.18.2.2 重大事故等に対処するために必要な指示及び通                      信連絡に関する手順等</p> <p>(1) 安全パラメータ表示システム（SPDS）によるプラント                      パラメータ等の監視手順</p> <p>(2) 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資                      料の整備</p> <p>(3) 通信連絡に関する手順等</p> <p>1.18.2.3 必要な数の要員の収容に係る手順等</p> <p>(1) 放射線管理</p>	<p>・設備名称の相違</p> <p>・記載内容の相違                      可搬型モニタリングポストの設置手順に                      ついて、関連する技術的能力他条文につ                      いて記載</p> <p>・設備名称の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	女川発電所2号炉	差異理由
<p>a. チェンジングエリアの運用手順</p> <p>b. 緊急時対策所可搬型空気浄化装置の切替手順                      (1) 放射線管理資機材、飲料水、食料等の維持管理等について</p> <p>1.18.2.4 代替電源設備からの給電手順                      (1) 電源車（緊急時対策所用）による給電手順</p> <p>a. 電源車（緊急時対策所用）準備手順</p> <p>b. 電源車（緊急時対策所用）起動手順</p> <p>c. 電源車（緊急時対策所用）の切替及び燃料給油手順</p>	<p>a. 放射線管理用資機材の維持管理等について</p> <p>b. チェンジングエリアの運用手順</p> <p>c. 可搬型空気浄化装置の切替手順                      (2) 飲料水、食料等について</p> <p>1.18.2.4 代替電源設備からの給電手順                      (1) 緊急時対策所用発電機による給電 <b>追而</b></p> <p>a. 緊急時対策所用発電機準備手順</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>追而理由【3号炉原子炉建屋西側を經由したルートの設定変更】以降の <b>追而</b> 標記の追而理由は、上記と同様であることから省略する。</p> </div> <p>d. 緊急時対策所用発電機の待機運転手順</p> <p>e. 緊急時対策所用発電機の接続先切替手順</p> <p>添付資料 1.18.1 審査基準，基準規則と対処設備との対応表</p> <p><b>追而</b> 添付資料 1.18.2 居住性を確保するための手順等の説明について</p> <p>添付資料 1.18.3 電源設備からの給電を確保するための手順等の説明について</p> <p>添付資料 1.18.4 必要な情報を把握するための手順の説明について</p> <p>添付資料 1.18.5 必要な数の要員の収容に係る手順等の説明について</p>	<p>a. 放射線管理用資機材（線量計及びマスク等）の維持管理等</p> <p>b. チェンジングエリアの設置及び運用手順</p> <p>c. 緊急時対策所換気空調系の切替手順                      (2) 飲料水、食料等の維持管理</p> <p>1.18.2.4 代替電源設備からの給電手順                      (1) ガスタービン発電機による給電</p> <p>(2) 電源車による給電</p> <p>a. 電源車（緊急時対策所用）起動手順</p> <p>b. 予備電源車（自主対策設備）起動手順</p> <p>添付資料 1.18.1 審査基準，基準規則と対処設備との対応表</p> <p>添付資料 1.18.2 居住性を確保するための手順等の説明について</p> <p>添付資料 1.18.3 必要な情報を把握するための手順等の説明について</p> <p>添付資料 1.18.4 必要な数の要員の収容に係る手順等の説明について</p> <p>添付資料 1.18.5 代替電源設備からの給電を確保するための手順等の説明について</p> <p>添付資料 1.18.6 手順のリンク先について</p>	<p>・記載箇所の相違</p> <p>・設備運用の相違                      ブルーム通過前にあらかじめ緊急時対策所用発電機を起動し、無負荷運転で待機する運用としていることから必要な手順について整備している。また、緊急時対策所用発電機の故障により、指揮所又は待機所発電機の接続先を緊急に切り替える場合の手順を整備している。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川発電所2号炉	差異理由
<p>1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</p> <p><b>【要求事項】</b>                      発電用原子炉設置者において、緊急時対策所に関し、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が緊急時対策所にとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の現地対策本部としての機能を維持するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。</p> <p><b>【解釈】</b>                      1. 「現地対策本部としての機能を維持するために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。                      a) 重大事故が発生した場合においても、放射線防護措置等により、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまるために必要な手順等を整備すること。                      b) 緊急時対策所が、代替交流電源設備からの給電を可能とすること。                      c) 対策要員の装備（線量計及びマスク等）が配備され、放射線管理が十分できること。                      d) 資機材及び対策の検討に必要な資料を整備すること。                      e) 少なくとも外部からの支援なしに1週間、活動するための飲料水及び食料等を備蓄すること。                      2. 「重大事故等に対処するために必要な数の要員」とは、「重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員」に加え、少なくとも原子炉格納容器の破損等による工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含むものとする。</p> <p>緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が緊急時対策所にとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の発電所対策本部としての機能を維持するために必要な設備及び資機材を整備する。ここでは、緊急時対策所の設備及び資機材を活用した手順等について説明する</p>	<p>1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</p> <p><b>【要求事項】</b>                      発電用原子炉設置者において、緊急時対策所に関し、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が緊急時対策所にとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の現地対策本部としての機能を維持するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。</p> <p><b>【解釈】</b>                      1. 「現地対策本部としての機能を維持するために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。                      a) 重大事故が発生した場合においても、放射線防護措置等により、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまるために必要な手順等を整備すること。                      b) 緊急時対策所が、代替交流電源設備からの給電を可能とすること。                      c) 対策要員の装備（線量計及びマスク等）が配備され、放射線管理が十分できること。                      d) 資機材及び対策の検討に必要な資料を整備すること。                      e) 少なくとも外部からの支援なしに1週間、活動するための飲料水及び食料等を備蓄すること。                      2. 「重大事故等に対処するために必要な数の要員」とは、「重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員」に加え、少なくとも原子炉格納容器の破損等による工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含むものとする。</p> <p>緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が緊急時対策所にとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の発電所対策本部としての機能を維持するために必要な設備及び資機材を整備する。ここでは、緊急時対策所の設備及び資機材を活用した手順等について説明する。</p>	<p>1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</p> <p><b>【要求事項】</b>                      発電用原子炉設置者において、緊急時対策所に関し、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員が緊急時対策所にとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電用原子炉施設の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の現地対策本部としての機能を維持するために必要な手順等が適切に整備されているか、又は整備される方針が適切に示されていること。</p> <p><b>【解釈】</b>                      1. 「現地対策本部としての機能を維持するために必要な手順等」とは、以下に掲げる措置又はこれらと同等以上の効果を有する措置を行うための手順等をいう。                      a) 重大事故が発生した場合においても、放射線防護措置等により、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員がとどまるために必要な手順等を整備すること。                      b) 緊急時対策所が、代替交流電源設備からの給電を可能とすること。                      c) 対策要員の装備（線量計及びマスク等）が配備され、放射線管理が十分できること。                      d) 資機材及び対策の検討に必要な資料を整備すること。                      e) 少なくとも外部からの支援なしに1週間、活動するための飲料水及び食料等を備蓄すること。                      2. 「重大事故等に対処するために必要な数の要員」とは、「重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員」に加え、少なくとも原子炉格納容器の破損等による工場等外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含むものとする。</p> <p>緊急時対策所には、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が緊急時対策所にとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電所の内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の発電所対策本部としての機能を維持するために必要な設備及び資機材を整備する。ここでは、緊急時対策所の設備及び資機材を活用した手順等について説明する。                      なお、手順等については、今後の訓練等の結果により見直す可能性がある。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川発電所2号炉	差異理由
<p>1.18.1 対応手段と設備の選定</p> <p>(1) 対応手段と設備の選定の考え方</p> <p>重大事故等が発生した場合において、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等がとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電所内外の通信連絡をとる必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために緊急時対策所<sup>*1</sup>を設置するとともに必要な数の要員を収容する等の発電所対策本部としての機能を維持するために必要な対応手段及び重大事故等対処設備を選定する。</p> <p>重大事故等対処設備の他に、多様性拡張設備<sup>*2</sup>及び資機材<sup>*3</sup>を用いた対応手段を選定する。</p> <p>※ 1 緊急時対策所：緊急時対策所とは、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電所内外の通信連絡をとる必要のある場所と通信連絡する場所であり、放射性物質放出により待機が必要と判断された場合、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する場所をいう。</p> <p>※ 2 多様性拡張設備：技術基準上すべての要求事項を満たすことやすべてのプラント状況で使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備。</p> <p>※ 3 資機材：「対策の検討に必要な資料」、「防護具及びチェンジングエリア用資機材」及び「飲料水、食料等」については、資機材であるため重大事故等対処設備としない。</p> <p>また、緊急時対策所の電源は、通常、<b>発電所の交流動力電源</b>から給電されている。</p> <p>この電源からの給電が喪失した場合は、その機能を代替するための機能、相互関係を明確にした上で、想定する故障に対応できる対応手段及び重大事故等対処設備を選定する。（第1.18.1図）（以下「機能喪失原因対策分析」という。）</p> <p>選定した重大事故等対処設備により、技術的能力審査基準（以下「審査基準」という。）だけでなく、設置許可基準規則第六十一条及び技術基準規則第七十六条（以下「基準規則」という。）の要求機能を満足する設備が網羅されていることを確認するとともに、多様性拡張設備との関係を明確にする。</p>	<p>1.18.1 対応手段と設備の選定</p> <p>(1)対応手段と設備の選定の考え方</p> <p>重大事故等が発生した場合において、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等がとどまり、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電所内外の通信連絡をとる必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために緊急時対策所<sup>*1</sup>を設置するとともに必要な数の要員を収容する等の発電所対策本部としての機能を維持するために必要な対応手段及び重大事故等対処設備を選定する。</p> <p>重大事故等対処設備の他に、多様性拡張設備<sup>*2</sup>及び資機材<sup>*3</sup>を用いた対応手段を選定する。</p> <p>※ 1 緊急時対策所：<b>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所をいう</b>。このうち、緊急時対策所<b>指揮所</b>とは、重大事故等に対処するために必要な指示を行うとともに、発電所内外の通信連絡をとる必要のある場所と通信連絡する場所であり、緊急時対策所<b>待機所</b>とは、放射性物質放出により待機が必要と判断された場合、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する場所をいう。</p> <p>※ 2 多様性拡張設備：技術基準上すべての要求事項を満たすことやすべてのプラント状況で使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備</p> <p>※ 3 資機材：「対策の検討に必要な資料」、「防護具及びチェンジングエリア<b>設管用資機材</b>」及び「飲料水、食料等」については、資機材であるため重大事故等対処設備としない。</p> <p>また、緊急時対策所の電源は、通常、<b>発電所内電源</b>から給電されている。</p> <p>この電源からの給電が喪失した場合は、その機能を代替するための機能、相互関係を明確にした上で、想定する故障に対応できる対応手段及び重大事故等対処設備を選定する（第1.18.1図）。（以下「機能喪失原因対策分析」という。）</p> <p>選定した重大事故等対処設備により、技術的能力審査基準（以下「審査基準」という。）だけでなく、設置許可基準規則第六十一条及び技術基準規則第七十六条（以下「基準規則」という。）の要求機能を満足する設備が網羅されていることを確認するとともに、多様性拡張設備との関係を明確にする。</p>	<p>1.18.1 対応手段と設備の選定</p> <p>(1) 対応手段と設備の選定の考え方</p> <p>重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等がとどまり、重大事故等に対処するために緊急時対策所を設置し必要な指示を行うとともに、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡し、重大事故等に対処するために必要な数の要員を収容する等の発電所対策本部としての機能を維持するために必要な対応手段及び重大事故等対処設備を選定する。</p> <p>重大事故等対処設備の他に<b>自主対策設備<sup>*1</sup>及び資機材<sup>*2</sup></b>を用いた対応手段を選定する。</p> <p>※ 1 自主対策設備：技術基準上すべての要求事項を満たすことやすべてのプラント状況において使用することは困難であるが、プラント状況によっては、事故対応に有効な設備。</p> <p>※ 2 資機材：「対策の検討に必要な資料」、「放射線管理用資機材（線量計及びマスク等）」及び「飲料水、食料等」については、資機材であるため重大事故等対処設備としない。</p> <p>また、緊急時対策所の電源は、通常、2号炉の非常用高圧母線から給電されている。</p> <p>この発電所からの給電が喪失した場合は、その機能を代替するための機能、相互関係を明確にした上で、想定する故障に対応できる対応手段及び重大事故等対処設備を選定する（第1.18-1図）。（以下「機能喪失原因対策分析」という。）</p> <p>選定した重大事故等対処設備により、「技術的能力審査基準」（以下「審査基準」という。）だけでなく、「設置許可基準規則」第六十一条及び「技術基準規則」第七十六条（以下「基準規則」という。）の要求機能を満足する設備が網羅されていることを確認するとともに、自主対策設備との関係を明確にする（添付資料1.18.1）。</p>	<p>・ 設計の相違（差異理由①）</p> <p>・ 資機材名称の相違</p> <p>・ 記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川発電所2号炉	差異理由
<p>(2) 対応手段と設備の選定結果</p> <p>機能喪失原因対策分析の結果、並びに、審査基準及び基準規則要求により選定した対応手段とその対応に使用する重大事故等対処設備、多様性拡張設備及び資機材を以下に示す。</p> <p>なお、機能喪失を想定する設計基準事故対処設備、重大事故等対処設備、多様性拡張設備、資機材及び整備する手順についての関係を第1.18.1表に示す。</p> <p>a. 重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が緊急時対策所にとどまるために必要な対応手段及び設備</p> <p>(a) 対応手段</p> <p>重大事故等が発生した場合において、環境に放出された放射性物質等による放射線被ばくから重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等を防護するため、緊急時対策所の居住性を確保する手段がある。</p> <p>緊急時対策所の居住性を確保するための設備は、以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急時対策所遮蔽</li> <li>・ 緊急時対策所非常用空気浄化ファン<sup>※4※5</sup></li> <li>・ 緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット<sup>※4※5</sup></li> <li>・ 空気供給装置<sup>※5</sup></li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急時対策所内可搬型エアモニタ</li> <li>・ 緊急時対策所外可搬型エアモニタ</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 酸素濃度計</li> <li>・ 二酸化炭素濃度計</li> <li>・ 電源車（緊急時対策所用）</li> <li>・ 燃料油貯蔵タンク</li> <li>・ 重油タンク</li> <li>・ タンクローリー</li> <li>・ モニタリングステーション</li> <li>・ モニタリングポスト</li> </ul>	<p>(2) 対応手段と設備の選定結果</p> <p>機能喪失原因対策分析の結果、並びに審査基準及び基準規則要求により選定した対応手段とその対応に使用する重大事故等対処設備、多様性拡張設備及び資機材を以下に示す。</p> <p>なお、機能喪失を想定する設計基準事故対処設備、重大事故等対処設備、多様性拡張設備、資機材及び整備する手順についての関係を第1.18.1表に示す。</p> <p>a. 重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が緊急時対策所にとどまるために必要な対応手段及び設備</p> <p>(a) 対応手段</p> <p>重大事故等が発生した場合において、環境に放出された放射性物質等による放射線被ばくから重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等を防護するため、緊急時対策所の居住性を確保する手段がある。</p> <p>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の居住性を確保するための設備は、それぞれに対して以下のとおり。なお、可搬型モニタリングポスト、可搬型気象観測設備、モニタリングステーション及びモニタリングポストについては、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所の共通の設備である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急時対策所遮へい</li> <li>・ 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン<sup>※4※5</sup></li> <li>・ 可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット<sup>※4※5</sup></li> <li>・ 空気供給装置<sup>※5</sup></li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急時対策所可搬型エアモニタ</li> <li>・ 可搬型モニタリングポスト</li> <li>・ 可搬型気象観測設備</li> <li>・ 酸素濃度計</li> <li>・ 二酸化炭素濃度計</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ モニタリングステーション</li> <li>・ モニタリングポスト</li> </ul>	<p>(2) 対応手段と設備の選定の結果</p> <p>機能喪失原因対策分析の結果、並びに「審査基準」及び「基準規則」要求により選定した対応手段とその対応に使用する重大事故等対処設備、自主対策設備、資機材を以下に示す。</p> <p>なお、機能喪失を想定する設計基準事故対処設備、重大事故等対処設備、自主対策設備、資機材、整備する手順についての関係をそれぞれ第1.18-1表に示す。</p> <p>a. 重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が緊急時対策所にとどまるために必要な対応手段及び設備</p> <p>(a) 対応手段</p> <p>重大事故等が発生した場合において、環境に放出された放射性物質等による放射線被ばくから、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等を防護するため、緊急時対策所の居住性を確保する手段がある。</p> <p>緊急時対策所の居住性を確保するための設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 緊急時対策所</li> <li>・ 緊急時対策所遮蔽</li> <li>・ 緊急時対策所非常用送風機</li> <li>・ 緊急時対策所非常用フィルタ装置</li> <li>・ 緊急時対策所非常用給排気配管・弁</li> <li>・ 緊急時対策所加圧設備（空気ポンペ）</li> <li>・ 緊急時対策所加圧設備（配管・弁）</li> <li>・ 緊急時対策所可搬型エアモニタ</li> <li>・ 可搬型モニタリングポスト</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 酸素濃度計</li> <li>・ 二酸化炭素濃度計</li> </ul>	<p>・ 設計の相違（差異理由①）</p> <p>・ 設計の相違</p> <p>緊急時対策所は指揮所と待機所が隣接して2棟あることから、可搬型モニタリングポスト等、環境中のデータを測定する機器について共通設備として運用する。</p> <p>・ 記載方針の相違</p> <p>電源設備については代替交流電源を確保するための設備として後頁に記載することから重複記載しない。</p> <p>先行審査知見の反映</p> <p>泊も緊急時対策所内圧力計（女川2号炉の差圧計と同じ）を設置しており、使用目的も同様であるが、女川2号炉まとめ資料と比較した結果、緊急時対策所の居住性を確保するために必要な設備であることから、圧力計を重大事故等対処設備と位置づけるとともに記載を追加した。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川発電所2号炉	差異理由
<p>・可搬式モニタリングポスト</p> <p>※4 緊急時対策所非常用空気浄化ファン及び緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットをまとめて、緊急時対策所可搬型空気浄化装置という。</p> <p>※5 緊急時対策所非常用空気浄化ファン、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット及び空気供給装置をまとめて、緊急時対策所換気設備という。</p> <p>緊急時対策所において、重大事故等に対処するために必要な指示を行うために必要な情報を把握し、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡するための手段がある。</p> <p>緊急時対策所において必要な情報を把握するための設備、必要な通信連絡を行うための設備及び資機材は以下のとおり。</p> <p>(比較のため一部記載順書入れ替え)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・SPDS表示装置</li> <li>・安全パラメータ表示システム(SPDS)</li> <li>・安全パラメータ伝送システム</li> <li>・衛星電話(固定)</li> <li>・衛星電話(携帯)</li> <li>・衛星電話(可搬)</li> <li>・運転指令設備</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備</li> <li>・緊急時衛星通報システム</li> <li>・携行型通話装置</li> <li>・電源車(緊急時対策所用)</li> <li>・燃料油貯蔵タンク</li> <li>・重油タンク</li> <li>・タンクローリー</li> <li>・空冷式非常用発電装置<sup>36)</sup></li> <li>・電力保安通信用電話設備</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・無線通話装置</li> <li>・社内TV会議システム</li> <li>・加入電話</li> <li>・加入ファクシミリ</li> </ul> <p>・対策の検討に必要な資料</p>	<p>・圧力計</p> <p>※4 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン及び可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットをまとめて、可搬型空気浄化装置という。</p> <p>※5 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット及び空気供給装置をまとめて、緊急時対策所換気空調設備という。</p> <p>緊急時対策所<b>指揮所</b>において、重大事故等に対処するために必要な指示を行うために必要な情報を把握し、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡するための手段がある。</p> <p>緊急時対策所<b>指揮所</b>において必要な情報を把握するための設備、必要な通信連絡を行うための設備及び資機材は以下のとおり。なお、<b>インターフォン、テレビ会議システム(指揮所・待機所間)</b>、電力保安通信用電話設備については、緊急時対策所待機所においても使用する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・データ表示端末</li> <li>・データ収集計算機</li> <li>・ERSS伝送サーバ</li> <li>・衛星電話設備</li> <li>・衛星携帯電話</li> <li>・トランシーバ</li> <li>・運転指令設備</li> <li>・インターフォン</li> <li>・テレビ会議システム(指揮所・待機所間)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電力保安通信用電話設備</li> <li>・専用電話設備</li> <li>・無線通話装置</li> <li>・社内TV会議システム</li> <li>・加入電話設備</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・携帯電話</li> </ul> <p>・対策の検討に必要な資料</p>	<p>・差圧計</p> <p>緊急時対策所から重大事故等に対処するために必要な指示を行うために必要な情報を把握し、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡するための手段がある。</p> <p>緊急時対策所の必要な情報を把握できる設備、必要な通信連絡を行うための設備及び資機材は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・安全パラメータ表示システム(SPDS)※3</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・無線連絡設備(固定型)</li> <li>・無線連絡設備(携帯型)</li> <li>・衛星電話設備(固定型)</li> <li>・衛星電話設備(携帯型)</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備(テレビ会議システム、IP電話及びIP-FAX)</li> <li>・無線通信装置</li> <li>・無線連絡設備(屋外アンテナ)</li> <li>・衛星電話設備(屋外アンテナ)</li> <li>・衛星通信装置</li> <li>・有線(建屋内)</li> </ul> <p>※3 主にデータ収集装置、SPDS伝送装置及びSPDS表示装置から構成される。</p>	<p>・設計の相違(差異理由①)</p> <p>・設計の相違(差異理由①)</p> <p>・設計の相違 ブルーム通過時を考慮し、指揮所と待機所間の往来をせずに必要な情報共有を行うために、インターフォン及びテレビ会議システム(指揮所・待機所間)を設置する。</p> <p>・設計の相違(差異理由③)</p> <p>・設計の相違(差異理由④)</p> <p>・記載方針の相違 代替交流電源を確保するための設備は次頁に記載することから重複記載しない。</p> <p>・設計の相違 自治体等に連絡するための直通の電話設備として専用電話設備を設置している。</p> <p>・設備名称の相違</p> <p>・記載内容の相違 泊においても加入ファクシミリは設置しており、通信連絡に使用する。</p> <p>・設計の相違(差異理由⑤)</p> <p>・記載内容の相違 電源設備に対する注釈の記載。次頁に記載する。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川発電所2号炉	差異理由
<p>※6 安全パラメータ表示システム（SPDS）及び安全パラメータ伝送システムへの給電に用いる。</p> <p>重大事故等に対処するために必要な数の要員を緊急時対策所内で収容するための手段がある。                      必要な数の要員を収容するために必要な設備及び資機材は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所非常用空気浄化ファン</li> <li>緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット</li> <li>電源車（緊急時対策所用）</li> <li>燃料油貯蔵タンク</li> <li>重油タンク</li> <li>タンクローリー</li> <li>防護具及びチェンジングエリア用資機材</li> <li>飲料水、食料等</li> </ul> <p>緊急時対策所の電源として、代替交流電源からの給電を確保するための手段がある。                      緊急時対策所の代替交流電源からの給電を確保するための設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電源車（緊急時対策所用）</li> <li>燃料油貯蔵タンク</li> <li>重油タンク</li> <li>タンクローリー</li> <li>空冷式非常用発電装置</li> </ul>	<p>重大事故等に対処するために必要な数の要員を緊急時対策所内で収容するための手段がある。                      必要な数の要員を収容するために必要な資機材は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防護具及びチェンジングエリア設管用資機材</li> <li>飲料水、食料等</li> </ul> <p>緊急時対策所の電源として、代替交流電源からの給電を確保するための手段がある。                      緊急時対策所の代替交流電源からの給電を確保するための設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所用発電機</li> <li>ディーゼル発電機燃料油貯槽</li> <li>可搬型タンクローリー</li> <li>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ</li> <li>代替非常用発電機<sup>*6</sup></li> </ul> <p>※6 情報収集設備及び通信連絡設備への給電に用いる。</p>	<p>重大事故等に対処するために必要な数の要員を緊急時対策所内で収容するための手段がある。                      必要な数の要員を収容するために必要な資機材は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>放射線管理用資機材（線量計及びマスク等）</li> <li>飲料水、食料等</li> </ul> <p>緊急時対策所の電源として、代替電源設備からの給電を確保するための手段がある。                      緊急時対策所の代替電源設備からの給電を確保するための設備は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ガスタービン発電機</li> <li>ガスタービン発電設備軽油タンク</li> <li>タンクローリー</li> <li>軽油タンク</li> <li>ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ</li> <li>ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁 [燃料流路]</li> <li>軽油タンク～タンクローリー ホース [燃料流路]</li> <li>非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁 [燃料流路]</li> <li>高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁 [燃料流路]</li> <li>ガスタービン発電機接続盤</li> <li>緊急用高圧母線2F系</li> <li>電源車（緊急時対策所用）</li> <li>緊急時対策所軽油タンク</li> <li>緊急時対策所燃料移送系配管・弁 [燃料流路]</li> <li>緊急時対策所燃料移送系～電源車（緊急時対策所用） ホース [燃料流路]</li> <li>緊急時対策所用高圧母線J系</li> <li>ガスタービン発電機～緊急時対策所用高圧母線J系電路 [電路]</li> <li>電源車（緊急時対策所用）～電源車接続口（緊急時対策建屋）電路 [電路]</li> </ul>	<p>差異理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>記載方針の相違                              緊急時対策所の居住性を確保するための設備及び代替電源を確保するための設備に記載することから重複記載しない。</li> <li>資機材名称の相違</li> <li>設備名称の相違</li> <li>設計の相違（差異理由⑦）</li> <li>設計の相違（差異理由⑥）</li> <li>記載内容の相違                              給電の用途は大阪と同様</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	女川発電所2号炉	差異理由
<p>(b) 重大事故等対処設備、多様性拡張設備及び資機材                      審査基準及び基準規則に要求される緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所非常用空気浄化ファン、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット、空気供給装置、緊急時対策所内可搬型エアモニタ、緊急時対策所外可搬型エアモニタ、酸素濃度計、SPDS表示装置、安全パラメータ表示システム（SPDS）、安全パラメータ伝送システム、衛星電話、緊急時衛星通報システム、携行型通話装置及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、重大事故等対処設備と位置づける。</p> <p>二酸化炭素濃度は、酸素濃度同様、居住性に関する重要な制限要素であることから、二酸化炭素濃度計は重大事故等対処設備と位置づける。</p> <p>機能喪失原因対策分析の結果により選定した、緊急時対策所の代替電源設備からの給電を確保するための手段に使用する設備のうち、電源車（緊急時対策所用）、燃料油貯蔵タンク、重油タンク、タンクローリー及び空冷式非常用発電装置はいずれも重大事故等対処設備と位置づける。</p> <p>これらの選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備がすべて網羅されている。</p> <p>以上の重大事故等対処設備において、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が緊急時対策所にとどまることが可能である</p>	<p>(b) 重大事故等対処設備、多様性拡張設備及び資機材                      審査基準及び基準規則に要求される緊急時対策所遮蔽<sup>①</sup>、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット、空気供給装置、緊急時対策所可搬型エアモニタ、可搬型モニタリングポスト、可搬型気象観測設備、酸素濃度・二酸化炭素濃度計、圧力計、データ表示端末、データ収集計算機、ERSS伝送サーバ、衛星電話設備、衛星携帯電話、トランシーバ、インターフォン、テレビ会議システム（指揮所・待機所間）、統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備（TV会議システム、IP電話、IP-FAX）は重大事故等対処設備と位置づける。</p> <p>機能喪失原因対策分析の結果により選定した、緊急時対策所の代替電源設備からの給電を確保するための手段に使用する設備のうち、緊急時対策所用発電機、ディーゼル発電機燃料油貯油槽、可搬型タンクローリー、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ、代替非常用発電機はいずれも重大事故等対処設備に位置づける。</p> <p>これらの選定した設備は、審査基準及び基準規則に要求される設備がすべて網羅されている。</p> <p>以上の重大事故等対処設備において、重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が緊急時対策所にとどまることが可能である</p>	<p>・電源車接続口（緊急時対策建屋）～緊急時対策所用高圧母線J系電路〔電路〕</p> <p>(b) 重大事故等対処設備、自主対策設備及び資機材                      「審査基準」及び「基準規則」に要求される緊急時対策所、緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置、緊急時対策所非常用給排気配管・弁、緊急時対策所加圧設備（空気ポンプ）、緊急時対策所加圧設備（配管・弁）、緊急時対策所可搬型エアモニタ、可搬型モニタリングポスト、酸素濃度計、差圧計、安全パラメータ表示システム（SPDS）、無線連絡設備（固定型）、無線連絡設備（携帯型）、衛星電話設備（固定型）、衛星電話設備（携帯型）、統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備、無線通信装置、無線連絡設備（屋外アンテナ）、衛星電話設備（屋外アンテナ）、衛星通信装置、有線（建屋内）は、重大事故等対処設備と位置づける。</p> <p>二酸化炭素濃度は、酸素濃度同様、居住性に関する重要な制限要素であることから、二酸化炭素濃度計は重大事故等対処設備として位置づける。</p> <p>機能喪失原因対策分析の結果により選定した、緊急時対策所の代替電源設備からの給電を確保するための手段に使用する設備のうち、ガスタービン発電機、ガスタービン発電設備軽油タンク、タンクローリ、軽油タンク、ガスタービン発電設備燃料移送ポンプ、ガスタービン発電設備燃料移送系配管・弁〔燃料流路〕、軽油タンク～タンクローリ ホース〔燃料流路〕、非常用ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁〔燃料流路〕、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電設備燃料移送系配管・弁〔燃料流路〕、ガスタービン発電機接続盤、緊急用高圧母線2F系、電源車（緊急時対策所用）、緊急時対策所軽油タンク、緊急時対策所燃料移送系配管・弁〔燃料流路〕、緊急時対策所燃料移送系～電源車（緊急時対策所用）ホース〔燃料流路〕、緊急時対策所用高圧母線J系、ガスタービン発電機～緊急時対策所用高圧母線J系電路〔電路〕、電源車（緊急時対策所用）～電源車接続口（緊急時対策建屋）電路〔電路〕、電源車接続口（緊急時対策建屋）～緊急時対策所用高圧母線J系電路〔電路〕はいずれも重大事故等対処設備と位置づける。</p> <p>これらの選定した設備は、「審査基準」及び「基準規則」に要求される設備が全て網羅されている。</p>	<p>・設計の相違                      泊は緊急時対策所外の放射線量を測定するために可搬型モニタリングポストおよび可搬型気象観測設備を用いて屋外の環境データ測定を行い、ブルーム通過時等の判断に用いる。</p> <p>・設計の相違                      泊は指揮所・待機所間の往来がなくとも情報共有を行うことができるようにインターフォン及びテレビ会議システム（指揮所、待機所間）を設置する。</p> <p>・設計の相違                      泊においては、酸素濃度及び二酸化炭素を1つの計測器で測定することができる酸素濃度・二酸化炭素濃度計を使用する。</p> <p>・設備名称の相違                      ・設計の相違（差異理由⑥、⑦）</p> <p>・設計の相違                      泊では、大飯3 / 4号炉の緊急時対策所外エアモニタに相当する設備として可搬型モニタリングポストを用いて屋外の放射線量の測定をする設計としており、可搬型モニタリングポストは重大事故等対処設備として使用する。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川発電所2号炉	差異理由
<p>ことから、以下の設備は多様性拡張設備と位置づける。あわせて、その理由を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・モニタリングステーション</li> <li>・モニタリングポスト</li> <li>・可搬式モニタリングポスト</li> </ul> <p>上記の設備は、発電所及びその周辺において放射線量の測定に使用するものであり、重大事故等時に使用できる場合は、緊急時対策所外可搬型エリアモニタに加えた屋外の放射線量の測定手段として有効である。</p> <p>また、以上の重大事故等対処設備において、発電所外（社内外）との通信連絡を行うことが可能であることから、以下の設備は多様性拡張設備と位置づける。あわせて、その理由を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運転指令設備</li> <li>・加入電話</li> <li>・加入ファクシミリ</li> <li>・電力保安通信用電話設備</li> <li>・社内TV会議システム</li> <li>・無線通話装置</li> </ul> <p>上記の設備は、耐震性を有していないが、設備が健全である場合は、発電所外（社内外）の通信連絡を行うための手段として有効である。</p> <p>対策の検討に必要な資料、防護具及びチェンジングエリア用資機材及び飲料水、食料等については、資機材であるため重大事故等対処設備としない。</p> <p>b. 手順等                      上記のa.により選定した対応手段に係る手順を整備する。（第1.18.1表参照）また、事故時に監視が必要となる計器及び給電が必要となる設備についても整備する。（第1.18.2表、第1.18.3表参照）</p>	<p>ことから、以下の設備は多様性拡張設備として位置づける。あわせて、その理由を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・モニタリングポスト、モニタリングステーション</li> </ul> <p>モニタリングポスト及びモニタリングステーションは、日常的に発電所及びその周辺において放射線量の測定に使用しており、重大事故等時に使用できる場合は放射線量の測定手段として有効である。</p> <p>また、以上の重大事故等対処設備において、発電所外（社内外）との通信連絡を行うことが可能であることから、以下の設備は多様性拡張設備と位置づける。あわせて、その理由を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加入電話設備</li> <li>・専用電話設備</li> <li>・電力保安通信用電話設備</li> <li>・社内TV会議システム</li> <li>・無線通話装置</li> <li>・携帯電話</li> </ul> <p>上記の設備は、耐震性を有していないが、設備が健全である場合は、発電所外（社内外）の通信連絡を行うための手段として有効である。</p> <p>対策の検討に必要な資料、放射線管理用資機材、チェンジングエリア設営用資機材及び飲料水、食料等については、資機材であるため重大事故等対処設備としない。</p> <p>b. 手順等                      上記のa.より選定した対応手段に係る手順を整備する（第1.18.1表参照）。また、事故時に監視が必要となる計器及び給電が必要となる設備についても整備する（第1.18.2表、第1.18.3表参照）。</p>	<p>女川発電所2号炉</p> <p>以上の重大事故等対処設備において、発電所外（社内外）との通信連絡を行うことが可能であることから、以下の設備は自主対策設備と位置づける。あわせて、その理由を示す。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電力保安通信用電話設備</li> <li>・専用電話設備（地方公共団体向ホットライン）</li> <li>・社内テレビ会議システム</li> <li>・局線加入電話設備</li> <li>・送受話器（ページング）（警報装置を含む。）</li> <li>・移動無線設備</li> </ul> <p>上記の設備は、基準地震動による地震力に対して十分な耐震性を有していないが、設備が健全である場合は、発電所内外との通信連絡を行うための手段として有効である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・予備電源車</li> </ul> <p>第4保管エリアに配備する可搬型代替交流電源設備である電源車は、緊急時対策所用代替交流電源設備である電源車（緊急時対策所用）と同仕様であり、給電開始に時間を要するものの、対策は有効である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・電源車接続口（緊急時対策建屋南側）</li> </ul> <p>緊急時対策建屋南側に設置する電源車接続口は、緊急時対策建屋北側に電源車接続口と位置的分散を図ることで確実な電源確保をする手段として有効である。</p> <p>なお、対策の検討に必要な資料、放射線管理用資機材（線量計及びマスク等）、飲料水、食料等については、資機材であるため重大事故等対処設備としない。</p> <p>b. 手順等                      上記のa.により選定した対応手段に係る手順を整備する。</p>	<p>・記載表現の相違</p> <p>・設備名称の相違</p> <p>・記載内容の相違</p> <p>泊においても加入ファクシミリは設置しており、通信連絡に使用する。</p> <p>・設計の相違</p> <p>自治体等に連絡するための直通の電話設備として専用電話設備を設置している。</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・要員名称の相違</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>具体的な手順を記載した。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川発電所2号炉	差異理由
<p>これらの手順は、発電所対策本部長<sup>*7</sup>を主体とした緊急安全対策要員<sup>*8</sup>、緊急時対策本部要員<sup>*9</sup>及び運転員等<sup>*10</sup>の対応として定める。</p> <p>また、通常時における、対策の検討に必要な資料、放射線管理用資機材、飲料水及び食料等の管理、運用については、安全・防災室長、放射線管理課長及び所長室長<sup>*11</sup>にて実施する。</p> <p>※7 発電所対策本部長：重大事故等発生時における発電所原子力防災管理者及び代行者をいう。</p> <p>※8 緊急安全対策要員：重大事故等対策要員のうち発電所対策本部長の指示に基づき対応する運転員等以外の要員をいう。</p> <p>※9 緊急時対策本部要員：重大事故等対策要員のうち発電所対策本部長の指示に基づき緊急時対策所内の活動を行う要員をいう。</p> <p>※10 運転員等：運転員及び重大事故等対策要員のうち当直課長の指示に基づき運転対応を実施する要員をいう。</p> <p>※11 安全・防災室長、放射線管理課長及び所長室長：通常時の発電所組織における各課室の長をいう。</p>	<p>これらの手順は、発電所対策本部長<sup>*7</sup>を主体とした事務局員<sup>*8</sup>及び放管班員<sup>*9</sup>の対応として可搬型空気浄化装置運転手順、空気供給装置への切替手順、重大事故等の放射線管理手順、緊急時対策所用発電機の切替及び燃料補給手順等に定める。</p> <p>また、通常時における、対策の検討に必要な資料、放射線管理用資機材、飲料水及び食料等の管理・運用については、安全管理課長及び運営課長<sup>*10</sup>にて実施する。</p> <p>※7 発電所対策本部長：重大事故等発生時における原子力防災管理者又は代行者をいう。</p> <p>※8 事務局員：発電所災害対策要員のうち事務局の班員をいう。</p> <p>※9 放管班員：発電所災害対策要員のうち放管班の班員をいう。</p> <p>※10 安全管理課長及び運営課長：通常時の発電所組織における各課の長をいう。</p>	<p>これらの手順は、発電所対策本部長<sup>*4</sup>、発電管理班<sup>*5</sup>、保修班<sup>*6</sup>、放射線管理班<sup>*7</sup>、総務班<sup>*8</sup>の対応として、重大事故等対応要領書等に定める(第1.18-1表)。</p> <p>また、事故時に監視が必要となる計器及び給電が必要となる設備についても整備する(第1.18-2表、第1.18-3表)。</p> <p>あらかじめ定める手順書に記載された手順の範囲内において、本部長の権限は各班長に委譲されており、各班長は上位職の指示を待つことなく自律的に活動する。</p> <p>また、通常時における、対策の検討に必要な資料、放射線管理用資機材(線量計及びマスク等)、飲料水及び食料の管理、運用については、技術課長、放射線管理課長、総務課長<sup>*9</sup>にて実施する。</p> <p>※4 発電所対策本部長：重大事故等対策要員のうち原子力防災管理者(所長)及び代行者をいう。</p> <p>※5 発電管理班：重大事故等対策要員のうち発電管理班の班員をいう。</p> <p>※6 保修班：重大事故等対策要員のうち保修班の班員をいう。</p> <p>※7 放射線管理班：重大事故等対策要員のうち放射線管理班の班員をいう。</p> <p>※8 総務班：重大事故等対策要員のうち総務班の班員をいう。</p> <p>※9 技術課長、放射線管理課長、総務課長：通常時の発電所組織における各グループの長をいう。なお、重大事故等時においては、技術課長は情報班、放射線管理課長は放射線管理班、総務課長は総務班に属する。(添付4-1)</p>	<p>・組織名称の相違</p> <p>・記載方針の相違                      重大事故等対策要員のことを発電所災害対策要員と呼称しており、泊は発電所災害対策要員のうち、手順に基づき活動する要員の具体的な班名を記載している。</p> <p>・組織名称の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川発電所2号炉	差異理由
<p>1.18.2 重大事故等時の手順等                      1.18.2.1 居住性を確保するための手順等</p> <p>重大事故等が発生した場合において、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等の被ばく量が、7日間で100mSvを超えないようにするため、緊急時対策所遮蔽と緊急時対策所換気設備により、緊急時対策所にとどまるために必要な居住性を確保する。</p> <p>環境に放射性物質等が放出された場合、3号炉及び4号炉原子炉格納容器と緊急時対策所の間に配備する緊急時対策所外可搬型エリアモニタにより、緊急時対策所に向かって放出される放射性物質による放射線量を測定、監視し、緊急時対策所内への空気の入りを停止し、空気供給装置により、緊急時対策所への希ガス等の放射性物質の侵入を防止することで、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等を防護する。</p> <p>また、万が一、希ガス等の放射性物質が緊急時対策所内に侵入した場合においても、緊急時対策所内可搬型エリアモニタにて監視、測定することにより侵入を検知し、緊急時対策所への放射性物質等の侵入低減を図るための措置を講じる。</p> <p>緊急時対策所内が事故対策のための活動に支障がない酸素濃度及び二酸化炭素濃度の範囲内であることを把握する。</p> <p>これらを踏まえ事故状況の進展に応じた手順とする。</p> <p>(1) 緊急時対策所の立ち上げ時の手順                      重大事故が発生するおそれがある場合等<sup>※12</sup>、緊急時対策所を使用し、発電所対策本部を設置するための準備として、緊急時対策所を立ち上げるための手順を整備する。                      ※12 原子力防災体制が発令され、発電所対策本部が設置される場合として、運転時の異常な過渡変化、設計基準事故も含める。</p>	<p>1.18.2 重大事故等時の手順等                      1.18.2.1 居住性を確保するための手順等</p> <p>重大事故等が発生した場合において、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等の被ばく量が、7日間で100mSvを超えないようにするため、緊急時対策所遮へいと緊急時対策所換気空調設備、酸素濃度・二酸化炭素濃度計により、緊急時対策所にとどまるために必要な居住性を確保する。</p> <p>環境に放射性物質等が放出された場合、モニタリングポスト、モニタリングステーション及び可搬型モニタリングポストにより、緊急時対策所に向かって放出される放射性物質による放射線量を測定、監視し、緊急時対策所外からの空気取入れを停止し、空気供給装置により、緊急時対策所への希ガス等の放射性物質の侵入を防止することで、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等を防護する。</p> <p>また、万が一、希ガス等の放射性物質が緊急時対策所内に侵入した場合においても、緊急時対策所可搬型エリアモニタにて監視、測定することにより、緊急時対策所への放射性物質の侵入低減を図る。</p> <p>緊急時対策所内が事故対策のための活動に支障がない酸素濃度及び二酸化炭素濃度の範囲内であることを把握する。</p> <p>これらを踏まえ事故状況の進展に応じた手順とする。</p> <p>(1) 緊急時対策所の立ち上げ時の手順                      重大事故等が発生するおそれがある場合等<sup>※11</sup>、緊急時対策所を使用し、発電所対策本部を設置するための準備として、緊急時対策所を立ち上げるための手順を整備する。                      ※11 原子力防災体制が発令され、発電所対策所本部が設置される場合として、運転時の異常な過渡変化、設計基準事故も含める。</p>	<p>1.18.2 重大事故等時の手順等                      1.18.2.1 居住性を確保するための手順等</p> <p>重大事故等が発生した場合においても、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等の被ばく線量を7日間で100mSvを超えないようにするために必要な対応手段として、緊急時対策所遮蔽、緊急時対策所非常用送風機、緊急時対策所非常用フィルタ装置、酸素濃度計、二酸化炭素濃度計により、緊急時対策所にとどまるために必要な居住性を確保する。</p> <p>環境に放射性物質等が放出された場合、可搬型モニタリングポストにより、緊急時対策所に向かって放出される放射性物質による放射線量を測定及び監視し、緊急時対策所加圧設備（空気ポンプ）による希ガス等の放射性物質の侵入を防止することで、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等を防護する。</p> <p>また、万が一、希ガス等の放射性物質が緊急時対策所に侵入した場合においても、緊急時対策所可搬型エリアモニタにて監視、測定し対策をとることにより、緊急時対策所内への放射性物質の侵入を低減する。</p> <p>緊急時対策所内が事故対策のための活動に影響がない酸素濃度及び二酸化炭素濃度の範囲にあることを把握する。</p> <p>これらを踏まえ事故状況の進展に応じた手順とする。</p> <p>(1) 緊急時対策所立上げの手順                      重大事故等が発生するおそれがある場合等<sup>※10</sup>、緊急時対策所を使用し、発電所対策本部を設置するための準備として、緊急時対策所を立ち上げるための手順を整備する。                      ※10 緊急体制が発令され、発電所対策本部が設置される場合として、運転時の異常な過渡変化、設計基準事故も含める。</p>	<p>差異理由</p> <p>・記載表現の相違                      大阪においても緊急時対策所の酸素濃度及び二酸化炭素濃度を測定し、活動に支障がないことを確認していることから相違なし。</p> <p>・設計の相違                      泊はモニタリングポスト、モニタリングステーション、可搬型モニタリングポストを用いて、屋外の放射線量を測定する。大阪で設置する緊急時対策所外エリアモニタと用途は同様</p> <p>・記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川発電所2号炉	差異理由
<p>a. 緊急時対策所可搬型空気浄化装置運転手順</p> <p>緊急時対策所非常用空気浄化ファンを接続、起動し、必要な換気を確保するとともに、緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットを通気することにより放射性物質の侵入を低減するための手順を整備する。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備からの給電により、緊急時対策所非常用空気浄化ファンを起動する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 緊急時対策所の立ち上げ時。</p> <p>(b) 操作手順 緊急時対策所立ち上げ時の緊急時対策所の緊急時対策所可搬型空気浄化装置の系統構成及び運転の手順は以下のとおり。緊急時対策所換気設備の概略系統図を第1.18.2図に、緊急時対策所可搬型空気浄化装置運転の概略系統図を第1.18.3図に、手順のタイムチャートを第1.18.4図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、作業着手の判断基準に基づき緊急安全対策要員に緊急時対策所可搬型空気浄化装置の起動を指示する。</p> <p>② 緊急安全対策要員は、緊急時対策所可搬型空気浄化装置のダクト及びケーブルを接続する。</p> <p>③ 緊急安全対策要員は給電確認後、緊急時対策所非常用空気浄化ファンを起動する。</p> <p>④ 緊急安全対策要員は、給気手動ダンパを操作し、流量(33~40m<sup>3</sup>/min)を調整する。</p> <p>⑤ 緊急安全対策要員は、排気手動ダンパを操作し、室内の圧力を微正圧(100Pa[gage]以上)に調整する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、緊急安全対策要員1名が、屋外及び緊急時対策所において操作を行い、完了まで約34分と想定する。操作作用の昇降設備及び暗所においても円滑に対応できるようにヘッドライト及び懐中電灯を配備する。</p>	<p>a. 可搬型空気浄化装置運転手順</p> <p>可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンを接続、起動し、必要な換気を確保するとともに、可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタを通気することにより放射性物質の侵入を低減するための手順を整備する。</p> <p>1号炉(2号炉)所内常用電源が喪失した場合は、代替交流電源設備からの給電により、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンを起動する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 緊急時対策所の立ち上げ時。</p> <p>(b) 操作手順 緊急時対策所立ち上げ時の緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所のそれぞれへの可搬型空気浄化装置のダクト及びケーブル接続、可搬型空気浄化装置の運転の手順は以下のとおり。緊急時対策所換気空調設備の概略系統図を第1.18.2図に、可搬型空気浄化装置運転の概略系統図を第1.18.3図に、手順のタイムチャートを第1.18.4図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき事務局長に可搬型空気浄化装置の起動を指示する。</p> <p>② 事務局員は、可搬型空気浄化装置とダクト及びケーブルを接続する。</p> <p>③ 事務局員は、緊急時対策所給気手動ダンパを調整開とし、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンを起動する。</p> <p>④ 事務局員は、緊急時対策所排気手動ダンパを操作し、室内の圧力を微正圧(100Pa[gage]以上)に調整する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、事務局員4名が2名1組になって別々に行い、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所のそれぞれにおいて実施する。操作完了までは、約1時間と想定する。円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、可搬型照明を整備する。可搬型空気浄化装置にダクトを接続する工具</p>	<p>a. 緊急時対策所換気空調系運転手順 緊急体制が発令された場合、発電所対策本部は、緊急時対策所を拠点として活動を開始する。緊急時対策所で活動する要員の必要な換気量の確保及び被ばくの低減のため、緊急時対策所非常用送風機を起動する。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備からの給電により、緊急時対策所非常用送風機を起動する。</p> <p>緊急時対策所非常用送風機を起動し、必要な換気を確保するとともに、緊急時対策所非常用フィルタ装置を通気することにより放射性物質の侵入を低減するための手順を整備する(添付2-2、添付2-3)。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 緊急時対策所を立ち上げた場合。</p> <p>(b) 操作手順 緊急時対策所立ち上げ時の緊急時対策所非常用送風機の運転手順の概要は以下のとおり。緊急時対策所換気空調系系統概略図(ブルーム通過前及び通過後：緊急時対策所非常用送風機による正圧化)を第1.18-2図に、緊急時対策所非常用送風機運転手順のタイムチャートを第1.18-3図に、緊急時対策所非常用送風機及び緊急時対策所非常用フィルタ装置設置場所を第1.18-4図に、緊急時対策所加圧設備(空気ポンペ)設置場所を第1.18-5図に示す。</p> <p>① 保修班長は、手順着手の判断基準に基づき、保修班に緊急時対策所非常用送風機の起動を指示する。</p> <p>② 保修班は、操作パネルの「ブルーム通過前後モード」を選択することで、緊急時対策所非常用送風機の運転を開始する。</p> <p>③ 保修班は、操作パネルの表示から、隔離弁の開閉状態により系統が構成されていること及び差圧計の指示値から差圧が調整されていることを確認する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は保修班1名で行い、手順着手から差圧の確認までの一連の操作完了まで5分以内で可能である。</p>	<p>・設備設計の相違(差異理由⑩)</p> <p>・設計の相違(差異理由①)</p> <p>・記載表現の相違 系統構成の具体的な行動を記載したものの。</p> <p>・記載表現、要員名称の相違</p> <p>・操作順書の相違 泊の手順では回路を確保のため、ファン運転前にあらかじめダンパ操作を行うが、大飯も起動直後にダンパ調整を行うことから、どちらも運転に支障はない。</p> <p>・設計の相違 指揮所及び待機所の2箇所での作業となるが、必要な人員を当てており緊急時対策所の運用に支障はない。</p> <p>・記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川発電所2号炉	差異理由
<p>b. 空気供給装置による空気供給準備手順                      空気供給装置の系統構成を行い、漏えい等がないことを確認し、切替えの準備を行う手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準                      緊急時対策所の立ち上げ時。</p> <p>(b) 操作手順                      空気供給装置による空気供給準備の手順は以下のとおり。                      空気供給装置による空気供給準備時の概略系統図を第1.18.3図に、手順のタイムチャートを第1.18.5図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、作業着手の判断基準に基づき<b>緊急安全対策要員</b>に、空気供給装置の系統構成を指示する。</p> <p>② <b>緊急安全対策要員</b>は、空気供給装置のホースの接続、ボンベ元弁の開放及び漏えい確認を行う。</p> <p>(c) 操作の成立性                      上記の対応は、<b>緊急安全対策要員1名</b>が屋外及び緊急時対策所において実施する。操作完了までは、<b>約55分</b>と想定する。</p> <p>c. 緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順                      緊急時対策所の居住性確保の観点から、<b>緊急時対策所内</b>の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行う手順を整備する。</p>	<p>については速やかに作業ができるよう現場に配備する。                      (添付資料1.18.2)</p> <p>b. 空気供給装置による空気供給準備手順                      空気供給装置の系統構成を行い、漏えい等がないことを確認し、切替えの準備を行う手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準                      緊急時対策所の立ち上げ時。</p> <p>(b) 操作手順                      空気供給装置による空気供給準備の手順は以下のとおり。                      空気供給装置による空気供給準備時の概略系統図を第1.18.3図に、手順のタイムチャートを第1.18.4図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき<b>事務局長</b>に、空気供給装置の系統構成を指示する。</p> <p>② <b>事務局長</b>は、空気供給装置のボンベから空気供給装置流量調節弁までの系統構成を行う。</p> <p>(c) 操作の成立性                      上記の対応は、<b>事務局長4名</b>が<b>2名1組</b>になって別々に行い、<b>緊急時対策所指揮所</b>及び<b>緊急時対策所待機所</b>のそれぞれにおいて実施する。操作完了までは、<b>約1時間10分</b>と想定する。                      円滑に作業できるように、移動経路を確保し、可搬型照明を整備する。系統構成に使用する仮設ホースは、簡便な接続規格により容易に接続することができる。                      (添付資料1.18.2)</p> <p>c. 緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順                      緊急時対策所の居住性確保の観点から、<b>緊急時対策所指揮所</b>及び<b>緊急時対策所待機所</b>内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行う手順を整備する。</p>	<p>b. 緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順                      緊急時対策所の使用を開始した場合、緊急時対策所の居住性確保の観点から、緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行う。                      酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行う手順を整備する。</p>	<p>・記載表現の相違                      空気供給に必要な系統構成を行うものであり差異はない。</p> <p>・設計の相違                      指揮所及び待機所の2箇所での作業となるが、必要な人員を当てており緊急時対策所の運用に支障はない。</p> <p>・記載表現の相違                      作業環境について記載しているもの</p> <p>・設計の相違（差異理由①）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	女川発電所2号炉	差異理由
<p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>緊急時対策所換気設備を運転している場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行う手順はいずれも以下のとおり。</p> <p>① 発電所対策本部長は、作業着手の判断基準に基づき、緊急時対策本部要員に、酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を指示する。</p> <p>② 緊急時対策本部要員は、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計にて酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を開始する。</p> <p>③ 緊急時対策所内の酸素濃度が <b>19%</b> を下回るおそれがある場合又は二酸化炭素濃度が <b>1%</b> を越えるおそれがある場合、発電所対策本部長は、酸素濃度 <b>19%</b> を下回る又は二酸化炭素濃度が <b>1%</b> を越える前までに、空気流入量の調整を行うよう緊急時対策本部要員に指示する。</p> <p>④ 緊急時対策本部要員は、緊急時対策所可搬型空気浄化装置を使用している場合は給気手動ダンパ及び排気手動ダンパの開度調整により、空気供給装置を使用している場合は空気供給装置の流量調節弁及び排気手動ダンパの開度調整により、緊急時対策所への空気流入量を調整する。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>上記の対応は、緊急時対策本部要員1名が操作を行い、緊急時対策所において実施する。室内での測定、弁及びダンパの調整のみであるため、短時間での対応が可能である。</p>	<p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>緊急時対策所換気空調設備を運転した場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行う手順はいずれも以下のとおり。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、事務局長に、酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を指示する。</p> <p>② 事務局長は、酸素濃度・酸化炭素濃度計にて酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を開始する。</p> <p>③ 事務局長は、酸素濃度が <b>18%以上</b> 又は、二酸化炭素濃度が <b>0.5%以下</b> を維持できない場合は、緊急時対策所給気第2手動ダンパ及び緊急時対策所排気手動ダンパの開度調整により、換気率を調整する。</p> <p>なお、空気供給装置を使用している場合において、酸素濃度が <b>19%以上</b> 又は二酸化炭素濃度が <b>1.0%以下</b> を維持できない場合は、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内に設置されている空気供給装置流量調節弁及び緊急時対策所排気手動ダンパの開度調整により、当該箇所の空気流入量を調整する。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>上記の対応は、事務局長2名が別々に操作を行い、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所のそれぞれにおいて実施する。緊急時対策所内での測定、弁及びダンパの調整のみであるため、短時間での対応が可能である。</p>	<p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>緊急時対策所の使用を開始した場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順の概要は以下のとおり。</p> <p>① 保修班長は、手順着手の判断基準に基づき、保修班に緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を指示する。</p> <p>② 保修班は、酸素濃度計及び二酸化炭素濃度計にて緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定を行う（測定場所は、第1.18-10図を参照）。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>上記の対応は緊急時対策所内において、保修班1名で行う。室内での測定のみであるため、速やかに対応が可能である。</p>	<p>・設計の相違（差異理由①）</p> <p>・要員名称の相違</p> <p>・運用の相違</p> <p>可搬型空気浄化装置と空気供給装置使用時に酸素濃度及び二酸化炭素濃度の管理目標値を分けている。いずれも緊急時対策所にとどまる要員の活動に支障がない範囲で運用を行っており、問題ない。</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>記載の構成に差異はあるものの、酸素濃度、二酸化炭素濃度が管理値となった場合の空気流量の調整手順について記載したものであり、実質的な差異はない。</p> <p>・要員名称の相違</p> <p>・設計の相違（差異理由①）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	女川発電所2号炉	差異理由
<p>(2) 原子力災害対策特別措置法第10条事象発生時の手順</p> <p>原子力災害対策特別措置法第10条事象が発生した場合に、緊急時対策所内へ放射性物質等の侵入量が微量のうちに検知するため、緊急時対策所内可搬型エリアモニタ及び緊急時対策所外可搬型エリアモニタを設置する手順を整備する。</p> <p>また、3号炉及び4号炉原子炉格納容器と緊急時対策所の間に設置する緊急時対策所外可搬型エリアモニタを緊急時対策所内を加圧するための判断に用いる。</p> <p>a. 緊急時対策所内可搬型エリアモニタ及び緊急時対策所外可搬型エリアモニタ設置手順</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 原子力災害対策特別措置法第10条事象が発生した場合</p> <p>(b) 操作手順 緊急時対策所内可搬型エリアモニタ及び緊急時対策所外可搬型エリアモニタ設置手順は以下のとおり。タイムチャートを第1.18.6図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、作業着手の判断基準に基づき緊急安全対策要員に緊急時対策所内可搬型エリアモニタ及び緊急時対策所外可搬型エリアモニタ設置を指示する。</p> <p>② 緊急安全対策要員は、緊急時対策所内可搬型エリアモニタ及び緊急時対策所外可搬型エリアモニタを設置し、起動する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、緊急安全対策要員2名が、緊急時対策所内可搬型エリアモニタを緊急時対策所に、緊急時対策所外可搬型エリアモニタを3号炉及び4号炉の原子炉格納容器と緊急時対策所の間に設置する。操作完了まで約47分と想定する。暗所においても円滑に対応できるようヘッドライト及び懐中電灯を配備する。</p>	<p>(2) 原子力災害対策特別措置法第10条事象発生時の手順</p> <p>原子力災害対策特別措置法第10条事象が発生した場合に、緊急時対策所内への放射性物質等の侵入量が微量のうちに検知するため、緊急時対策所可搬型エリアモニタを設置する手順を整備する。</p> <p>また、モニタリングポスト、モニタリングステーション、3号炉原子炉格納容器を囲むように設置する可搬型モニタリングポスト及び3号炉原子炉格納容器と緊急時対策所の間に設置する可搬型モニタリングポストを緊急時対策所内を加圧するための判断に用いる。</p> <p>a. 緊急時対策所可搬型エリアモニタ設置手順</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 原子力災害対策特別措置法第10条事象が発生した場合。</p> <p>(b) 操作手順 緊急時対策所可搬型エリアモニタの設置手順は以下のとおり。タイムチャートを第1.18.5図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき放管班長に緊急時対策所可搬型エリアモニタ設置を指示する。</p> <p>② 放管班員は、緊急時対策所可搬型エリアモニタを設置し、起動する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、放管班員4名が2名1組になって別々に行い、緊急時対策所可搬型エリアモニタを緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内のそれぞれに設置する。緊急時対策所内のみにおける作業であり、操作完了まで約30分と想定する。</p> <p>b. その他の手順項目にて考慮する手順 3号炉原子炉格納容器を囲むように設置する可搬型モニタリングポスト及び3号炉原子炉格納容器と緊急時対策所との間に設置する可搬型モニタリングポスト及び可搬型気</p>	<p>(2)「原子力災害対策特別措置法」第10条特定事象発生時の手順</p> <p>a. 緊急時対策所可搬型エリアモニタの設置手順 原子炉格納容器から希ガス等の放射性物質が放出された場合に、緊急時対策所の居住性の確認（線量率の測定）を行うため、緊急時対策所に緊急時対策所可搬型エリアモニタを設置する手順を整備する。</p> <p>さらに、緊急時対策所可搬型エリアモニタは、緊急時対策所内への放射性物質の侵入量を微量のうちに検知し、正圧化の判断を行うために使用する。</p> <p>なお、可搬型モニタリングポスト等についても、緊急時対策所を加圧するための判断の一助とする。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 発電所対策本部長が「原子力災害対策特別措置法」第10条特定事象が発生したと判断した場合。</p> <p>(b) 操作手順 緊急時対策所可搬型エリアモニタを設置する手順の概要は以下のとおり。 このタイムチャートを第1.18-6図に示す。</p> <p>① 放射線管理班長は、手順着手の判断基準に基づき、放射線管理班に緊急時対策所可搬型エリアモニタの設置の開始を指示する。</p> <p>② 放射線管理班は、緊急時対策所可搬型エリアモニタを設置し、起動する。</p> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、放射線管理班2名にて実施し、一連の作業の所要時間は、作業開始を判断してから10分以内で可能である。</p> <p>b. その他の手順項目にて考慮する手順 可搬型モニタリングポストによる放射線量の測定手順は、「1.17 監視測定等に関する手順等」で整備する。</p>	<p>・設計の相違 大飯3 / 4号炉の緊急時対策所外可搬型エリアモニタに相当するものとして、泊3号炉では可搬型モニタリングポストにより測定する。また多様性拡張設備であるモニタリングポスト及びモニタリングステーションが使用可能である場合は使用し、緊急時対策所内の加圧判断の参考とする。</p> <p>・要員名称の相違 ・設計の相違（差異理由①） ・設置設備の相違による時間の相違 ・記載内容の相違 屋外の放射線量を測定する可搬型モニタリングポスト及び可搬型気象設備の設置手順については、技術的能力1.17にて整理する。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川発電所2号炉	差異理由
<p>(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等</p> <p>重大事故等が発生した場合、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等を防護し、居住性を確保するための手順を整備する。</p> <p>a. 緊急時対策所にとどまる要員について</p> <p>ブルーム通過中においても、重大事故等に対処するために必要な要員については、緊急時対策所へとどまることができる設計とする。ブルーム通過中の重大事故等に対処するために必要な要員として、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員 65 名、緊急時対応として設置した可搬式代替低圧注水ポンプ等の給油や監視等、ブルーム通過後も継続する活動に必要な要員 23 名、3号炉及び4号炉の運転員 12 名の合計 100 名と想定している。更に、1号炉及び2号炉の運転員 10 名を加え、合計 110 名と想定している。</p> <p>なお、この要員数を目安として、発電所対策本部長が緊急時対策所にとどまる要員を判断する。</p> <p>b. 空気供給装置への切替準備手順</p> <p>ブルーム放出のおそれがある場合、ブルーム放出に備え、パラメータの監視強化及び空気ポンベによる加圧操作の要員配置を行うための手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>ブルーム放出のおそれがある場合。                      具体的には以下のいずれかに該当した場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ブルーム放出前の段階において、直接ガンマ線、スカイシャインガンマ線により、3号炉及び4号炉の原子炉格納容器と緊急時対策所の間に設置する緊急時対策所外可搬型エリアモニタの指示が上昇傾向となった場合。</li> <li>中央制御室から炉心損傷が生じた旨の連絡、情報があった場合。又は、緊急時対策所でのプラント状態監視の結果、発電所対策本部長が炉心損傷の可能性を踏まえ、</li> </ul>	<p>象観測設備を設置する手順は「1.17 監視測定等に関する手順等」のうち 1.17.2.1(3)「可搬型モニタリングポストによる原子炉格納施設を囲む 12 箇所の放射線量の測定」及び 1.17.2.2(2)「可搬型気象設備による緊急時対策所付近の気象観測項目の測定」に整備する。</p> <p>(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等</p> <p>重大事故等が発生した場合、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等を防護し、居住性を確保するための手順を整備する。</p> <p>a. 緊急時対策所にとどまる要員について</p> <p>ブルーム通過中においても、緊急時対策所にとどまる要員は、休憩・仮眠をとるための交代要員を考慮して、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員及びその指示のもと重大事故への対処を行う各班員（原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための要員を含む。）77 名、並びに 1, 2, 3 号炉の運転員 9 名の合計の 83 名と想定している。</p> <p>ブルーム放出のおそれがある場合、発電所対策本部長は、この要員数を目安とし、最大収容可能人数（120 名）の範囲で緊急時対策所にとどまる要員を判断する。</p> <p>b. 空気供給装置への切替準備手順</p> <p>ブルーム放出のおそれがある場合、ブルーム放出に備え、パラメータの監視強化及び空気供給装置による加圧操作の要員配置を行うための手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>ブルーム放出のおそれがある場合。具体的には以下のいずれかに該当した場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ブルーム放出前の段階において、直接線、スカイシャイン線により、モニタリングポスト、モニタリングステーション、3号炉原子炉格納容器を囲むように設置する可搬型モニタリングポスト、3号炉原子炉格納容器と緊急時対策所の間に設置する可搬型モニタリングポストのいずれかの指示値が 0.01 mGy/h 以上となった場合。</li> <li>中央制御室から炉心損傷が生じた旨の連絡、情報があった場合。又は、緊急時対策所指揮所でのプラント状態監視の結果、炉心損傷の可能性を踏まえ、ブルーム放出に</li> </ul>	<p>(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等</p> <p>重大事故等が発生した場合、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等を防護し、居住性を確保するための手順を整備する。</p> <p>a. 緊急時対策所にとどまる要員について</p> <p>ブルーム通過中においても、緊急時対策所にとどまる要員は、休憩、仮眠をとるための交替要員を考慮して、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員（以下「本部要員」という。）36 名と、原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な要員（以下「現場要員」という。）36 名のうち 2号炉中央制御室にとどまる運転員 7 名を除く 29 名の合計 65 名に加え、1号炉運転員 4 名、3号炉運転員 4 名、初期消火要員（消防車隊）6 名、運転検査官 4 名を合わせた 83 名と想定している。（添付 4-2、添付 4-3）</p> <p>ブルーム放出のおそれがある場合、発電所対策本部長は、この要員数を目安とし、最大収容可能人数（約 200 名）の範囲で緊急時対策所にとどまる要員を判断する。</p> <p>b. 緊急時対策所での原子炉格納容器ベントを実施する場合の対応の手順</p> <p>原子炉格納容器ベントを実施する場合に備え、緊急時対策所非常用送風機から緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）に切り替えることにより、緊急時対策所への外気の流入を遮断する手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>緊急時対策所加圧設備（空気ポンベ）による加圧判断のフローチャートは第 1.18-7 図に示すとおりであり、以下の①②のいずれかの場合。</p> <p>① 以下の【条件 1-1】及び【条件 1-2】が満たされた場合                      【条件 1-1】：2号炉の炉心損傷※11 及び原子炉格納容器破損の評価に必要なパラメータの監視不可                      【条件 1-2】：可搬型モニタリングポスト（緊急時対策建屋屋上に設置するもの、以下同じ）の指示値が上昇し 30mGy/h となった場合又は緊急時対策所可搬型エリアモニタの指示値が上昇し 0.1mSv/h となった場合</p> <p>② 以下の【条件 2-1-1】又は【条件 2-1-2】、及び【条件</p>	<p>差異理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>記載表現の相違 ブルーム通過時において緊急時対策所にとどまる必要な要員を記載したものである。</li> <li>記載表現の相違 最低限必要となる要員数を目安として発電所対策本部長の判断により最終決定することについては泊、大飯ともに同様である。</li> <li>設計の相違 大飯3/4号炉の緊急時対策所外可搬型エリアモニタに相当するものとして、泊3号炉では可搬型モニタリングポストにより測定する。また多様性拡張設備であるモニタリングポスト及びモニタリングステーションが使用可能である場合は使用し、緊急時対策所内の加圧判断の参考とする。</li> <li>記載表現の相違</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	女川発電所2号炉	差異理由
<p>ブルーム放出に備える必要があると判断した場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>炉心損傷前であって中央制御室から原子炉格納容器破損が生じた旨の連絡、情報があつた場合。又は、緊急時対策所でのプラント状態監視の結果、<b>発電所対策本部長</b>が原子炉格納容器破損の可能性を踏まえ、ブルーム放出に備える必要があると判断した場合。</li> </ul> <p>(b) 操作手順</p> <p>ブルーム放出のおそれがある場合に<b>緊急時対策所</b>で実施する手順は以下のとおり。タイムチャートを第 1.18.7 図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、<b>作業着手の判断基準</b>に基づき、ブルーム放出に備え、<b>緊急時対策本部要員</b>へパラメータの監視強化及び空気供給装置による加圧操作の要員配置を指示する。</p> <p>② <b>緊急時対策本部要員</b>は、緊急時対策所内<b>可搬型エリアモニタ</b>及び<b>緊急時対策所外可搬型エリアモニタ</b>の監視強化を行う。</p> <p>③ <b>緊急時対策本部要員</b>は、加圧操作の要員を配置する。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>上記の対応は<b>緊急時対策本部要員2名</b>が1組となって、<b>緊急時対策所</b>において実施する。室内での要員の配置等のみであるため、短時間での対応が可能である。</p> <p>なお、<b>直接ガンマ線、スカイシャインガンマ線</b>では、<b>モニタリングステーション、モニタリングポスト及び可搬式モニタリングポスト</b>のうち複数台の指示上昇が予想されることから、これらの指示値も参考とする。</p> <p>c. 空気供給装置への切替手順</p> <p>原子炉格納容器から希ガス等の放射性物質が放出され、緊急時対策所に接近した場合、<b>緊急時対策所可搬型空気浄化装置</b>を停止し、空気供給装置による緊急時対策所内の加圧を実施</p>	<p>備える必要がある場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>炉心損傷前であって中央制御室から原子炉格納容器破損が生じた旨の連絡、情報があつた場合。又は、緊急時対策所指揮所でのプラント状態監視の結果、原子炉格納容器破損の可能性を踏まえ、ブルーム放出に備える必要がある場合。</li> </ul> <p>(b) 操作手順</p> <p>ブルーム放出のおそれがある場合に<b>緊急時対策所指揮所</b>及び<b>緊急時対策所待機所</b>のそれぞれで実施する手順は以下のとおり。タイムチャートを第 1.18.6 図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、<b>手順着手の判断基準</b>に基づき、ブルーム放出に備え、<b>放管班長及び事務局長</b>へパラメータの監視強化及び空気供給装置による加圧操作の要員配置を指示する。</p> <p>② <b>放管班員</b>は、緊急時対策所<b>可搬型エリアモニタ</b>、<b>モニタリングポスト</b>、<b>モニタリングステーション</b>、<b>3号炉原子炉格納容器</b>を囲むように設置する<b>可搬型モニタリングポスト</b>及び<b>原子炉格納容器</b>と<b>緊急時対策所</b>の間に設置する<b>可搬型モニタリングポスト</b>の監視強化を行う。</p> <p>③ <b>事務局員</b>は、加圧操作の要員を配置する。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>上記の対応は、<b>放管班員1名</b>及び<b>事務局員4名</b>が<b>2名1組</b>になって別々に行い、<b>緊急時対策所指揮所</b>及び<b>緊急時対策所待機所</b>のそれぞれにおいて実施する。<b>緊急時対策所内</b>での要員の配置等のみであるため、短時間での対応が可能である。</p> <p>c. 空気供給装置への切替手順</p> <p>原子炉格納容器から希ガス等の放射性物質が放出され、緊急時対策所に接近した場合、<b>可搬型空気浄化装置</b>を停止し、空気供給装置による緊急時対策所内の加圧を実施する手順</p>	<p>2・2] が満たされた場合</p> <p><b>【条件 2-1-1】</b>：2号炉において炉心損傷※11 後に原子炉格納容器ベントの実施を判断した場合</p> <p><b>【条件 2-1-2】</b>：2号炉において炉心損傷※11 後に原子炉格納容器破損徴候が発生した場合</p> <p><b>【条件 2-2】</b>：可搬型モニタリングポストの指示値が上昇し 30mGy/h となった場合又は緊急時対策所可搬型エリアモニタの指示値が上昇し 0.1mSv/h となった場合</p> <p>※11 格納容器内雰囲気放射線モニタで原子炉格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の 10 倍を越えた場合、又は格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に、原子炉圧力容器温度で 300℃以上を確認した場合（添付 2-1）</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>緊急時対策所にとどまる必要のない要員が発電所外へ一時退避し、緊急時対策所加圧設備（空気ポンペ）により緊急時対策所を加圧する手順の概要は以下のとおり。緊急時対策所換気空調系統概略図（ブルーム通過中：緊急時対策所加圧設備（空気ポンペ）による正圧化）を第 1.18-8 図に、緊急時対策所加圧設備（空気ポンペ）運転手順のタイムチャートを第 1.18-9 図に示す。また、緊急時対策所の見取り図を第 1.18-10 図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、技術班が実施する事象進展予測等から、原子炉格納容器ベントに備え、緊急時対策所にとどまる現場要員の移動及びとどまる必要のない要員の発電所からの一時退避に関する判断を行う※12。</p> <p>※12・原子炉格納容器圧力で 0.640MPa [gage] の到達を確認した場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>技術班が実施する事象進展予測から、炉心損傷後※13 の原子炉格納容器ベントより先に原子炉格納容器内の水素濃度及び酸素濃度が可燃限界に近づき、水素・酸素の放出の実施予測時刻が6時間後以内になると判明した場合で、放出される放射性物質質量、風向き等から発電所対策本部長が退避が必要と判断した場合。</li> <li>事象進展の予測ができず、炉心損傷後※13 の原子炉格納容器ベントに備え、発電所対策本部長が退避が必要と判断した場合。</li> <li>不測の事態が発生し、放射性物質の放出に備え、発電所対策本部長が退避が必要と判断した場合。</li> </ul>	<p>差異理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>設計の相違（差異理由①）</li> <li>要員名称の相違</li> <li>設計の相違</li> <li>大阪3 / 4号炉の緊急時対策所外可搬型エリアモニタに相当するものとして、泊3号炉では可搬型モニタリングポストにより測定する。また多様性拡張設備であるモニタリングポスト及びモニタリングステーションが使用可能である場合は使用し、緊急時対策所内の加圧判断の参考とする。</li> <li>必要人数の相違</li> <li>設計の相違（差異理由①）</li> <li>記載表現の相違</li> <li>設備名称の相違</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川発電所2号炉	差異理由
<p>施する手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 以下のいずれかに該当した場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所外可搬型エアモニタの指示が0.1mSv/h以上となった場合。</li> <li>緊急時対策所内可搬型エアモニタの指示が0.5mSv/h以上となった場合。</li> </ul> <p>(b) 操作手順 空気供給装置により緊急時対策所内を加圧する手順の概要は以下のとおり。概略系統図を第1.18.8図、タイムチャートを第1.18.9図に示す。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>発電所対策本部長は、作業着手の判断基準に基づき、緊急時対策本部要員に空気供給装置による緊急時対策所内加圧の開始を指示する。</li> <li>緊急時対策本部要員は、緊急時対策所の排気手動ダンパを閉とする。</li> <li>緊急時対策本部要員は、緊急時対策所内に設置されている空気供給装置の流量調整ユニット出口弁を開とする。</li> <li>緊急時対策本部要員は、緊急時対策所非常用空気浄化ファンの給気手動ダンパを閉とする。</li> <li>緊急時対策本部要員は、緊急時対策所非常用空気浄化ファンの電源を切とする。</li> <li>緊急時対策本部要員は、緊急時対策所の排気手動ダンパにて排気側を調節し、緊急時対策所内が微正圧(100Pa[gage]以上)となるよう圧力を調整する。 なお、緊急時対策所換気設備運転時の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の監視手順については、「(1)緊急時対策所立ち上げ時の手順 c.緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順」に示す。</li> </ol> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、緊急時対策本部要員2名が1組となって、緊急時対策所において実施する。操作完了までは、約2分と想定する。</p>	<p>を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準 以下のいずれかに該当した場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>モニタリングステーション、モニタリングポスト、3号炉原子炉格納容器を囲むように設置する可搬型モニタリングポスト及び原子炉格納容器と緊急時対策所の間に設置する可搬型モニタリングポストのいずれかの指示値が5mGy/h以上となった場合。</li> <li>緊急時対策所可搬型エアモニタの指示値が0.100mSv/h以上となった場合。</li> </ul> <p>(b) 操作手順 空気供給装置により緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所内を加圧する手順の概要は以下のとおり。概略系統図を第1.18.7図、タイムチャートを第1.18.8図に示す。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、事務局長に空気供給装置による緊急時対策所内加圧の開始を指示する。</li> <li>事務局長は、緊急時対策所排気手動ダンパを閉とする。</li> <li>事務局長は、緊急時対策所給気第2手動ダンパを閉とする。</li> <li>事務局長は、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンの電源を切とする。</li> <li>事務局長は、緊急時対策所内に設置されている空気供給装置流量調節弁を開とする。</li> <li>事務局長は、緊急時対策所排気手動ダンパにて排気側を調節し、緊急時対策所内が微正圧(100Pa[gage]以上)となるよう圧力を調整する。 なお、緊急時対策所換気空調設備運転時の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の監視手順については、「(1)緊急時対策所立ち上げ時の手順 c.緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順」に示す。</li> </ol> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は、事務局長4名が2名1組になって別々に行い、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所のそれぞれにおいて実施する。緊急時対策所内のみにおける作業であり、操作完了まで約2分と想定する。</p>	<p>※13 格納容器内雰囲気放射線モニタで原子炉格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を越えた場合、又は格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に、原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>発電所対策本部長は、ブルーム放出中に緊急時対策所にとどまる要員と、発電所から一時退避する要員とを明確にする。</li> <li>発電所対策本部長は、発電所から一時退避する要員の退避に係る体制、連絡手段、移動手段を確保させ、放射性物質による影響の少ないと想定される場所(原子力事業所災害対策支援拠点等)への退避を指示する。</li> <li>発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、保健班に緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)の起動を指示する。</li> <li>発電所対策本部長は、原子炉格納容器ベント実施の前には、緊急時対策所にとどまる要員が全て緊急時対策所に戻って来ていることの確認を行う。</li> <li>保健班は、操作パネルの「ブルーム通過中モード」を選択することで、緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)による加圧を開始する。</li> <li>保健班は、操作パネルの表示から、隔離弁の開閉状態により系統が構成されていること及び差圧計の指示値から差圧が調整されていることを確認する。</li> </ol> <p>(c) 操作の成立性 上記の対応は保健班1名で行い、手順着手から差圧の確認までの一連の操作完了まで3分以内で可能である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>判断基準等の相違 判断基準は発電所構内のバックグラウンドの状況等により異なるものの、泊3号炉の状況に応じて確実に判断できる基準を設定しており、放射線防護上、問題ない。</li> <li>設備名称の相違</li> <li>設計の相違(差異理由①)</li> <li>要員名称の相違</li> <li>要員名称の相違</li> <li>設備名称の相違</li> <li>設計の相違(差異理由①)</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川発電所2号炉	差異理由
<p>d. 緊急時対策所可搬型空気浄化装置への切替手順</p> <p>緊急時対策所周辺から希ガスの影響が減少した場合に空気供給装置による加圧を停止し、緊急時対策所可搬型空気浄化装置に切り替える手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準                      3号炉及び4号炉の原子炉格納容器と緊急時対策所の間に設置する緊急時対策所外可搬型エリアモニタ及び緊急時対策所内可搬型エリアモニタにて放射線量を継続的に監視し、その指示値がブルーム接近時の指示値に比べ急激に低下した場合。</p> <p>(b) 操作手順                      空気供給装置から緊急時対策所可搬型空気浄化装置に切り替える場合に緊急時対策所で実施する手順は以下のとおり。概略系統図を第1.18.3図、タイムチャートを第1.18.10図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、作業着手の判断基準に基づき、緊急時対策本部要員に空気供給装置から緊急時対策所可搬型空気浄化装置への切替を指示する。                      ② 緊急時対策本部要員は、緊急時対策所非常用空気浄化ファンの電源を入とする。                      ③ 緊急時対策本部要員は、緊急時対策所非常用空気浄化ファン給気手動ダンパを操作し、流量(33~40m<sup>3</sup>/min)を調整する。                      ④ 緊急時対策本部要員は、空気供給装置の流量調整ユニット出口弁を閉とし、空気供給装置による加圧を停止</p>	<p>d. 可搬型空気浄化装置への切替手順</p> <p>緊急時対策所周辺から希ガスの影響が減少した場合に空気供給装置による加圧を停止し、可搬型空気浄化装置に切替える手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準                      3号炉原子炉格納容器と緊急時対策所の間に設置する可搬型モニタリングポストにて空気吸収線量率を継続的に監視し、その指示値がブルーム接近時の指示値に比べ急激に低下し安定的な状態となった場合、又は、指示値が0.5mGy/h<sup>※12</sup>を下回り安定的な状態となった場合。</p> <p>※12 保守的に、0.5mGy/hを0.5mSv/hとして換算し、仮に7日間被ばくし続けたとしても、0.5mSv/h×168h=84mSvと100mSvに対して余裕があり、緊急時対策所の居住性評価結果である13mSvに加えても100mSvを超えることのない値として設定。</p> <p>(b) 操作手順                      空気供給装置から可搬型空気浄化装置に切替える場合に緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所持機所のそれぞれで実施する手順は以下のとおり。概略系統図を第1.18.7図に、タイムチャートを第1.18.9図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、事務局長に空気供給装置から可搬型空気浄化装置への切替を指示する。                      ② 事務局長は、可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンの電源を入とする。                      ③ 事務局長は、緊急時対策所給気第2手動ダンパを操作し、流量(17~25m<sup>3</sup>/min)を調整する。                      ④ 事務局長は、空気供給装置流量調節弁を閉とし、空気供給装置による加圧を停止する。</p>	<p>c. 緊急時対策所加圧設備（空気ポンペ）から緊急時対策所非常用送風機への切替手順</p> <p>周辺環境中の放射性物質が十分減少した場合にブルーム通過後の緊急時対策所加圧設備（空気ポンペ）から緊急時対策所非常用送風機への切替手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準                      可搬型モニタリングポスト又は緊急時対策所可搬型エリアモニタの線量率の指示が上昇した後に、減少に転じ、更に線量率が安定的な状態になり、周辺環境中の放射性物質が十分減少し、緊急時対策建屋屋上に設置する可搬型モニタリングポストの値が0.5mGy/h<sup>※14</sup>を下回った場合。</p> <p>※14 保守的に0.5mGy/hを0.5mSv/hとして換算し、仮に7日間被ばくし続けたとしても、0.5mSv/h×168h=84mSvと100mSvに対して余裕があり、緊急時対策所の居住性評価である約0.7mSvに加えた場合でも100mSvを超えることのない値として設定</p> <p>(b) 操作手順                      緊急時対策所の正圧化について、緊急時対策所加圧設備（空気ポンペ）による給気から緊急時対策所非常用送風機への切替手順の概要は以下のとおり。緊急時対策所換気空調系統概略図（ブルーム通過前及び通過後：緊急時対策所非常用送風機による正圧化）を第1.18-2図に、緊急時対策所加圧設備（空気ポンペ）から緊急時対策所非常用送風機への切替のタイムチャートを第1.18-11図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、保修班に緊急時対策所加圧設備（空気ポンペ）から緊急時対策所非常用送風機への切替を指示する。                      ② 保修班は、操作パネルの「ブルーム通過前後モード」を選択することで、自動シーケンスにて、緊急時対策所非常用送風機による加圧を開始する。                      ③ 保修班は、操作パネルの表示から、隔離弁の開閉状態に</p>	<p>・先行審査知見の反映【女川】                      空気供給装置から可搬型空気浄化装置への切替判断基準については定性的な判断基準としていたが、定量的な基準の設定が必要と判断し、基準を見直すとともに記載を追加した。                      ・(女川) 記載表現の相違                      表現に差異はあるものの、ブルーム接近時と比較して放射線量が十分に低下し安定的な状態になったことをもってブルーム通過の判断を行うことは同様。                      ・(女川) プラント固有の被ばく評価結果の相違</p> <p>・設備の相違 (差異理由①)</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・設計の相違                      緊急時対策所の面積に対して十分に正圧を維持できる風量として設定しているものであり、機能維持は可能である。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	女川発電所2号炉	差異理由
<p>する。</p> <p>⑤ 緊急時対策本部要員は、排気手動ダンパを調節し、緊急時対策所内が微正圧(100Pa[gage]以上)となるよう圧力を調整する。</p> <p>なお、緊急時対策所換気設備運転時の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の監視手順については、「(1)緊急時対策所の立ち上げ時の手順 c.緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順」に示す。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>上記の対応は、緊急時対策本部要員2名が1組となって、緊急時対策所において実施する。操作完了までは、約2分と想定する。</p> <p>なお、緊急時対策所可搬型空気浄化装置への切替えを判断する場合は、モニタリングステーション、モニタリングポスト及び可搬式モニタリングポストの指示値も参考とする。</p>	<p>⑤ 事務局員は、緊急時対策所排気手動ダンパを調節し、緊急時対策所内が微正圧(100Pa[gage]以上)となるよう圧力を調整する。</p> <p>なお、緊急時対策所換気空調設備運転時の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の監視手順については、「(1) 緊急時対策所立ち上げ時の手順 c.緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順」に示す。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>上記の対応は、事務局員4名が2名1組になって別々に行い、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所のそれぞれにおいて実施する。緊急時対策所内のみにおける作業であり、操作完了まで約5分と想定する。</p> <p>なお、可搬型空気浄化装置への切替えを判断する場合は、緊急時対策所可搬型エリアモニタ、モニタリングポスト及びモニタリングステーションの指示値とともに3号炉原子炉格納容器と緊急時対策所の間に設置する可搬型モニタリングポスト以外の可搬型モニタリングポストの指示値及び可搬型気象観測設備による風向も参考とする。</p>	<p>より系統が構成されていること及び差圧計の指示値から差圧が調整されていることを確認する。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>上記の対応は緊急時対策所において、保修班1名で行い、手順着手から差圧の確認までの一連の操作完了まで5分以内で可能である。</p>	<p>差異理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要員名称、人数の相違</li> <li>・ 設備の相違（差異理由①）</li> <li>・ 判断の参考とする設備の相違</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川発電所2号炉	差異理由
<p>1.18.2.2 重大事故に対処するために必要な指示及び通信連絡に関する手順等</p> <p>重大事故等が発生した場合において、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が、緊急時対策所情報収集設備及び緊急時対策所の通信設備により、必要なパラメータ等を監視又は収集し、重大事故等に対処するために必要な情報を把握するとともに、重大事故等に対処するための検討を行う。</p> <p>また、重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を緊急時対策所に整備する。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所の通信連絡設備により、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備からの給電により、緊急時対策所の情報収集設備及び通信連絡設備を使用する。</p> <p>(1) 緊急時対策所情報収集設備によるプラントパラメータ等の監視手順</p> <p>重大事故等が発生した場合、緊急時対策所情報収集設備である安全パラメータ表示システム(SPDS)、安全パラメータ伝送システム及びSPDS表示装置により重大事故等に対処するために必要なプラントパラメータ等を監視する手順を整備する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>緊急時対策所の立ち上げ時。</p> <p>b. 操作手順</p> <p>安全パラメータ表示システム(SPDS)、安全パラメータ伝送システムについては、常時伝送を行う。SPDS表示装置を起動し、監視する手順は以下のとおり。緊急時対策所情報収集設備の概要を第1.18.11図に示す。</p> <p>① 緊急時対策本部要員は、作業着手の判断基準に基づきSPDS表示装置の接続を確認し、端末を起動する。</p> <p>② 緊急時対策本部要員は、SPDS表示装置にて、各パラメータを監視する。</p>	<p>1.18.2.2 重大事故に対処するために必要な指示及び通信連絡に関する手順等</p> <p>重大事故等が発生した場合において、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が、緊急時対策所情報収集設備<sup>※13</sup>及び緊急時対策所の通信連絡設備により、必要なパラメータ等を監視又は収集し、重大事故等に対処するために必要な情報を把握するとともに、重大事故等に対処するための検討を行う。</p> <p>また、重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を、緊急時対策所に整備する。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所の通信連絡設備により、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う。</p> <p>緊急時対策所の代替電源として緊急時対策所用発電機により給電する。なお、3号炉原子炉補助建屋に設置するデータ収集計算機、ERSS伝送サーバ及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、全交流動力電源喪失時において、代替非常用発電機より給電する。</p> <p>※13 データ収集計算機、ERSS伝送サーバ及びデータ表示装置をまとめて緊急時対策所情報収集設備という。</p> <p>(1) 緊急時対策所情報収集設備によるプラントパラメータ等の監視手順</p> <p>重大事故等が発生した場合、緊急時対策所情報収集設備により重大事故等に対処するために必要なプラントパラメータ等を監視する手順を整備する。</p> <p>a. 手順着手の判断基準</p> <p>緊急時対策所の立ち上げ時。</p> <p>b. 操作手順</p> <p>データ収集計算機及びERSS伝送サーバについては、常時伝送を行う。データ表示端末を起動し、監視する手順は以下のとおり。緊急時対策所情報収集設備を第1.18.11図に示す。</p> <p>① 災害対策本部要員は、手順着手の判断基準に基づきデータ表示端末の接続を確認し、端末を起動する。</p> <p>② 災害対策本部要員は、データ表示端末にて各パラメータを監視する。</p>	<p>1.18.2.2 重大事故等に対処するために必要な指示及び通信連絡に関する手順等</p> <p>重大事故等が発生した場合において、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が、緊急時対策所の安全パラメータ表示システム(SPDS)及び通信連絡設備により、必要なプラントパラメータ等を監視又は収集し、重大事故等に対処するために必要な情報を把握するとともに、重大事故等に対処するための対策の検討を行う。</p> <p>また、重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を、緊急時対策所に整備する。</p> <p>重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所の通信連絡設備により、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行う。</p> <p>全交流動力電源喪失時は、代替交流電源設備からの給電により、緊急時対策所の安全パラメータ表示システム(SPDS)及び通信連絡設備を使用する。</p> <p>(1) 安全パラメータ表示システム(SPDS)によるプラントパラメータ等の監視手順</p> <p>重大事故等が発生した場合、緊急時対策所のSPDS伝送装置及びSPDS表示装置により重大事故等に対処するために必要なプラントパラメータ等を監視する手順を整備する(添付3-1)。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>緊急時対策所を立ち上げた場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>安全パラメータ表示システム(SPDS)のうちSPDS表示装置を起動し、監視する手順の概要は以下のとおり。安全パラメータ表示システム(SPDS)及びデータ伝送設備の概要を第1.18-12図に示す。</p> <p>なお、SPDS伝送装置については、常時、伝送が行われており、操作は必要ない。</p> <p>① 発電管理班は、手順着手の判断基準に基づきSPDS表示装置の端末(PC)を起動する。</p> <p>② 発電管理班は、SPDS表示装置にて、各パラメータを監視する。</p>	<p>・設計の相違(差異理由④)</p> <p>・記載内容の相違 文中語句の定義について記載。</p> <p>・要員名称の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川発電所2号炉	差異理由
<p>c. 操作の成立性                      上記の対応は、<b>緊急時対策本部要員</b>1名が、緊急時対策所内にて実施する。室内での端末起動等のみであるため、短時間での対応が可能である。</p> <p>(2) 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料の整備について  <b>安全・防災室長</b>他は、重大事故等が発生した場合に備え、重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を緊急時対策所に配備し、資料が更新された場合には資料の差し替えを行い、常に最新となるよう通常時から維持・管理する。</p> <p>(3) 通信連絡に関する手順                      重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所の通信連絡設備により、中央制御室、屋内外の作業場所、<b>原子力事業本部</b>、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順を整備する。                      緊急時対策所の通信連絡設備を第1.18.4表に示す。</p> <p>なお、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備及び<b>携行型通話装置</b>等の通信連絡設備の使用法等、必要な手順の詳細は「1.19 通信連絡に関する手順等」のうち、1.19.2.1(1)「発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等」、1.19.2.2(1)「発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等」及び<b>1.19.2.3「代替電源設備から給電する手順等」</b>にて整理する。</p>	<p>③                      c. 操作の成立性                      上記の対応は、<b>災害対策本部要員</b>1名が、緊急時対策所内にて実施する。室内での端末起動等のみであるため、短時間での対応が可能である。</p> <p>(2) 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料の整備について  <b>運営課長</b>他は、重大事故等が発生した場合に、重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を緊急時対策所に配備し、資料が更新された場合には資料の差し替えを行い、常に最新となるよう通常時から維持・管理する。</p> <p>(3) 通信連絡に関わる手順等                      重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所の通信連絡設備により、中央制御室、屋内外の作業場所、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順を整備する。                      緊急時対策所の通信連絡設備を第1.18.4表に示す。</p> <p>なお、発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備や、<b>インターフォン及びテレビ会議システム（指揮所・待機所間）等の緊急時対策所指揮所と緊急時対策所待機所間の通信連絡設備</b>の使用法等、必要な手順の詳細は「1.19 通信連絡に関する手順等」のうち1.19.2.1(1)「発電所内の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等」及び1.19.2.2(1)「発電所外（社内外）の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順等」にて整備する。</p>	<p>(c) 操作の成立性                      上記の対応は、緊急時対策所内において発電管理班1名で行う。室内での端末起動等のみであるため、短時間での対応が可能である。</p> <p>(2) 重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料の整備                      重大事故等に対処するための対策の検討に必要な資料を緊急時対策所に配備し、資料が更新された場合には資料の差し替えを行い、常に最新となるよう通常時から維持・管理する（添付3-2）。</p> <p>(3) 通信連絡に関する手順等                      重大事故等が発生した場合において、緊急時対策所の通信連絡設備により、中央制御室、屋内外の作業場所、本店、国、地方公共団体、その他関係機関等の発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための手順を整備する。                      重大事故等対処に係る通信連絡設備一覧を第1.18-4表に、データ伝送設備の概要を第1.18-12図に示す。                      発電所内外の通信連絡をする必要のある場所と通信連絡を行うための通信連絡設備の使用法等、必要な手順の詳細は「1.19 通信連絡に関する手順等」にて整備する。</p>	<p>・ 要員名称の相違</p> <p>・ 組織名称の相違</p> <p>・ 組織の相違                      泊3号炉（北海道電力）の原子力部門は本店に含まれる。</p> <p>・ 設計の相違（差異理由⑧）</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	女川発電所2号炉	差異理由
<p>1.18.2.3 必要な数の要員の収容に係る手順等</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器破損時には、中央制御室の運転員と原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制するための対策に対処するために必要な数の要員を含めて<b>110名</b>を緊急時対策所に収容する。</p> <p>要員の収容にあたっては、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員と現場作業を行う要員等との<b>輻輳を避けるレイアウト</b>となるよう考慮する。また、要員の収容が適切に行えるようトイレ等を整備するとともに、収容する要員に必要な放射線管理を行うための資機材、飲料水、食料等を配備又は備蓄し、維持管理する。</p> <p>(1) 放射線管理資機材、飲料水、食料等の維持管理等について</p> <p>緊急時対策所には、7日間外部からの支援がなくとも<b>活動が可能</b>となるよう放射線管理用資機材等（線量計、マスク等）、飲料水及び食料等を<b>配備又は備蓄</b>するとともに、通常時から維持、管理する。</p> <p>重大事故等が発生した場合には、防護具等の使用及び管理を適切に運用し、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員や現場作業を伴う要員等の被ばく線量管理を行うため、<b>個人線量計</b>を常時装着させるとともに、線量評価を行う。</p> <p>また、<b>緊急安全対策要員</b>は、必要な放射線管理用資機材を用いて作業現場の放射線量測定等を行う。</p> <p>緊急時対策所内での飲食の管理として、適切な頻度で緊急時対策所内の空気中の放射性物質濃度の測定を行い、飲食しても問題ないことを確認する。</p> <p>ただし、緊急時対策所内の空気中放射性物質濃度が目安値（<math>1 \times 10^{-3} \text{Bq/cm}^3</math>未満）よりも高くなった場合であっても、発電所本部長の判断により、必要に応じて飲食を行う。</p>	<p>1.18.2.3 必要な数の要員の収容に係る手順等</p> <p>緊急時対策所は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員に加え、原子炉格納容器破損時には、中央制御室の運転員と原子炉格納容器の破損等による発電所外への放射性物質の拡散を抑制する対処に必要な数の要員を含めて<b>最大 120 名</b>を緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所に収容する。</p> <p>要員の収容にあたっては、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員と現場作業を行う要員等との<b>輻輳を避けるため、緊急時対策所指揮所と緊急時対策所待機所は独立した建屋とする</b>。また、要員の収容が適切に行えるようトイレ等を整備するとともに、収容する要員に必要な放射線管理を行うための資機材、飲料水、食料等を配備又は備蓄し、維持管理する。</p> <p>(1) 放射線管理について</p> <p>a. 放射線管理用資機材の維持管理等について</p> <p>緊急時対策所は、7日間外部からの支援がなくとも<b>対策要員が使用する十分な数量の装備</b>（線量計、マスク等）を配備するとともに、通常時から維持・管理し、重大事故等が発生した場合には、防護具等の使用及び管理を適切に運用し、<b>十分な放射線管理を行う</b>。</p> <p>重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員や現場作業を行う要員等の被ばく線量管理を行うため、<b>ポケット線量計</b>を常時装着させるとともに線量評価を行う。</p> <p>また、<b>放管班長</b>は、必要な放射線管理用資機材を用いて作業現場の放射線量率測定等を行う。</p>	<p>1.18.2.3 必要な数の要員の収容に係る手順等</p> <p>緊急時対策所には、本部要員に加え、現場要員を含めた重大事故等に対処するために必要な数の要員として合計<b>83名</b>を収容する。</p> <p>なお、ブルーム通過中において、緊急時対策所にとどまる要員は<b>65名</b>である。</p> <p>要員の収容にあたっては、本部要員と現場要員等との輻輳を避けるレイアウトとなるよう考慮する。また、要員の収容が適切に行えるようトイレや休憩スペース等を整備するとともに、収容する要員に必要な放射線管理を行うための資機材、飲料水、食料等を整備し、維持、管理する。</p> <p>(1) 放射線管理</p> <p>a. 放射線管理用機材（線量計及びマスク等）の維持管理等</p> <p>緊急時対策建屋には、7日間外部からの支援がなくとも要員が使用する十分な数量の装備（汚染防護服、個人線量計、全面マスク）及びチェンジングエリア用資機材を配備するとともに、通常時から維持、管理し、重大事故等時には、防護具等の使用及び管理を適切に運用し、十分な放射線管理を行う。</p> <p>放射線管理班長は、本部要員や現場要員等に防護具等を適切に使用させるとともに、被ばく線量管理を行うため、<b>個人線量計</b>を常時装着させ線量評価を行う。</p> <p>また、作業に必要な放射線管理用資機材を用いて作業現場の放射線量率測定等を行う（添付4-4）。</p>	<p>・設計の相違（差異理由①）</p> <p>・設計の相違（差異理由①）</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・記載箇所の相違 飲料水、食料等については(2)に記載する。</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・資機材名称の相違 大阪：個人線量計 泊：ポケット線量計</p> <p>・要員名称の相違</p> <p>・記載箇所の相違 飲食等の管理については(2)（本資料1.18-30 ページ）に記載している。(2)にて比較する。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川発電所2号炉	差異理由
<p>(2) 放射線管理に関する手順</p> <p>a. チェンジングエリアの運用手順</p> <p>緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するための身体サーベイ（必要により物品等のサーベイを含む）及び防護具の着替え等を行うチェンジングエリアは、通常時から設置し、事故発生後、直ぐに運用開始ができるよう手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>緊急時対策所外可搬型エリアモニタ等にて放射線量を監視し、ブルームの通過及び屋外作業可能なレベルまで低下した場合。</p>	<p>b. チェンジングエリアの運用手順</p> <p>緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するための身体サーベイ（必要により物品等を含む。）及び防護具の着替え等を行うチェンジングエリアは通常時から設置し、運用する手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>可搬型モニタリングポスト等にて空気吸収線量率等を監視し、ブルームの通過及び屋外作業可能なレベルまで低下した場合。</p>	<p>b. チェンジングエリアの設置及び運用手順</p> <p>緊急時対策所の外側が放射性物質により汚染したような状況下において、緊急時対策所への汚染の持ち込みを防止するため、モニタリング及び作業服の着替え等を行うためのチェンジングエリアを設置する手順を整備する。</p> <p>チェンジングエリアには、靴及びヘルメット等を着脱する下足エリア、防護具を脱衣する脱衣エリア、放射線管理班の放射性物質による汚染を確認するためのサーベイエリア、汚染が確認された際に除染を行う除染エリアを設け、放射線管理班等が汚染検査（必要に応じ物品等を含む）及び汚染している現場作業を行う要員等の除染を行うとともに、チェンジングエリアの汚染管理を行う。</p> <p>除染エリアは、サーベイエリアに隣接して設置し、除染は、ウェットティッシュでの拭取りを基本とするが、拭取りにて除染できない場合は、簡易シャワーにて水洗による除染を行う。</p> <p>簡易シャワーで発生した汚染水は、必要に応じてウエスへ染み込ませる等により固体廃棄物として廃棄する。</p> <p>また、チェンジングエリア設置場所付近の全照明が消灯した場合は、乾電池内蔵型照明を設置する(添付4-5)。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>放射線管理班長が、「原子力災害対策特別措置法」第10条特定事象が発生した後、事象進展の状況（格納容器内雰囲気放射線モニタ等により炉心損傷※15を判断した場合等）、参集済みの要員数を考慮して、チェンジングエリアの設営を行うと判断した場合。</p> <p>※15 格納容器内雰囲気放射線モニタで原子炉格納容器内のガンマ線線量率が、設計基準事故相当のガンマ線線量率の10倍を越えた場合、又は格納容器内雰囲気放射線モニタが使用できない場合に、原子炉圧力容器温度で300℃以上を確認した場合（添付2-1）</p>	<p>差異理由</p> <p>・記載表現の相違</p> <p>・記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川発電所2号炉	差異理由
<p>(b) 操作手順</p> <p>チェンジングエリアを運用する手順は以下のとおり。なお、チェンジングエリアは、あらかじめ設置した状態とする。</p> <p>① 発電所対策本部長は、作業着手の判断基準に基づき<b>緊急安全対策要員</b>にチェンジングエリアの運用開始を指示する。</p> <p>② <b>緊急安全対策要員</b>は、チェンジングエリア内に掲示した手順の案内に基づき、汚染の有無を確認する。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>チェンジングエリアは設置した状態であり、設置のための操作は不要である。また、運用に関しては、<b>身体サーベイエリア</b>及び現場作業を行う要員等の放射性物質による汚染が確認された場合の除染エリアを設け、汚染の確認を速やかに実施することができる。</p> <p>チェンジングエリアには、防護具の着替えエリア、<b>緊急安全対策要員</b>の放射性物質による汚染を確認するための<b>身体サーベイエリア</b>及び現場作業を行う要員等の放射性物質による汚染が確認された場合の除染エリアを設け、<b>緊急時対策所</b>で<b>緊急安全対策要員</b>2名が身体サーベイエリア（必要により物品等のサーベイエリアを含む）及び汚染している現場作業を行う要員等の除染を行うとともに、チェンジングエリアの汚染管理を行う。</p> <p>現場作業を行う要員等が身体サーベイエリアを待つ場合、周辺からの放射線影響を低減するため、遮蔽効果のある<b>緊急時対策所内</b>で待機する。</p> <p>チェンジングエリア内の身体サーベイエリアで現場作業を行う要員等の放射性物質による汚染が確認された場合には、身体サーベイエリアに隣接した除染エリアにて濡れウエス等による拭き取り除染を行うことを基本とするが、拭き取りにて除染ができない場合は、簡易シャワーにて汚染部位の水洗による除染を行う。</p> <p>なお、簡易シャワーを用いた除染による廃水はウエスに染み込ませることで放射性廃棄物として廃棄する。</p>	<p>(b) 操作手順</p> <p>チェンジングエリアを運用する手順は以下のとおり。なお、チェンジングエリアはあらかじめ設置した状態とする。</p> <p>① 発電所対策本部長は、<b>手順</b>着手の判断基準に基づき<b>放管班長</b>にチェンジングエリアの運用開始を指示する。</p> <p>② <b>放管班員</b>は、チェンジングエリア内に掲示した手順の案内に基づき、汚染の有無を確認する。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>チェンジングエリアは<b>あらかじめ</b>設置した状態であり、設置のための操作は不要である。また、運用に関しては、<b>チェンジングエリア内</b>に掲示した案内に基づき、汚染の確認を速やかに実施することができる。</p> <p>チェンジングエリアには、防護具の着替えエリア、<b>災害対策要員</b>の放射性物質による汚染を確認するためのサーベイエリア及び現場作業を行う要員等の放射性物質による汚染が確認された場合の除染エリアを設け、<b>緊急時対策所指揮所</b>及び<b>緊急時対策所待機所</b>にそれぞれで<b>放管班員</b>2名が身体サーベイエリア（必要により物品等を含む）及び汚染している現場作業を行う要員等の除染を行うとともに、チェンジングエリアの汚染管理を行う。</p> <p>現場作業を行う要員等が<b>緊急時対策所の外</b>で身体サーベイエリアを待つ場合、周辺からの放射線影響を低減するため、遮蔽効果のある<b>空調上屋の待機エリア内</b>で待機する。</p> <p>チェンジングエリア内の身体サーベイエリアで現場作業を行う要員等の放射性物質による汚染が確認された場合には、サーベイエリアに隣接した除染エリアにて濡れウエス等による拭き取り除染を行うことを基本とするが、拭き取りにて除染ができない場合は、簡易シャワーにて汚染部位の水洗による除染を行う。</p> <p>なお、簡易シャワーを用いた除染による廃水はウエスに染み込ませることで放射性廃棄物として廃棄する。</p> <p>(添付資料 1.18.5)</p>	<p>(b) 操作手順</p> <p>チェンジングエリアを設置するための手順の概要は以下のとおり。チェンジングエリア設置のタイムチャートを第1.18-13図に示す。</p> <p>① 放射線管理班長は、手順着手の判断基準に基づき、放射線管理班に緊急時対策所の出入口付近にチェンジングエリアを設置するよう指示する。</p> <p>② 放射線管理班は、チェンジングエリア用資機材（乾電池内蔵型照明）を移動・設置する。</p> <p>③ 放射線管理班は、床・壁の養生状態を確認し、必要に応じて養生等を補修する。</p> <p>④ 放射線管理班は、表面汚染密度測定用サーベイメータを設置する。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>上記の対応は、放射線管理班2名で行い、一連の作業完了まで20分以内で対応可能である。</p>	<p>差異理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載表現の相違</li> <li>・要員名称の相違</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載表現の相違</li> <li>・記載内容の相違</li> </ul> <p>チェンジングエリアの速やかな運用開始について記載している。なお、泊においても除染エリアは設けており、大飯との相違はない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要員名称の相違</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の相違（差異理由①）</li> <li>・要員名称の相違</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>・運用の相違</li> </ul> <p>身体サーベイエリアを待つ要員の待機場所として、空調上屋の一部を待機エリアとして設ける。緊急時対策所と同様、遮へい厚を確保した壁を設置しており、放射線影響を低減することができることから運用上の問題はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川発電所2号炉	差異理由
<p>b. 緊急時対策所可搬型空気浄化装置の切替手順                      緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニットの性能の低下等、緊急時対策所可搬型空気浄化装置の切替えが必要となった場合に、待機側を起動し、切替えを実施する手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準                      フィルタユニットの性能の低下等により運転中の緊急時対策所可搬型空気浄化装置の切替えが必要となった場合。</p> <p>(b) 操作手順                      緊急時対策所可搬型空気浄化装置を待機側に切り替える手順は以下のとおり。タイムチャートを第1.18.12図に示す。                      ① 発電所対策本部長は、作業着手の判断基準に基づき、緊急時対策所可搬型空気浄化装置の切替えを緊急時対策本部要員に指示する。                      ② 緊急時対策本部要員は、待機側の緊急時対策所非常用空気浄化ファンの電源を入とし、起動する。                      ③ 緊急時対策本部要員は、待機側の緊急時対策所非常用空気浄化ファンの給気手動ダンパを操作し、流量（33～40m<sup>3</sup>/min）を調整し、緊急時対策所内の圧力が上昇することを確認する。                      ④ 緊急時対策本部要員は、使用側の緊急時対策所非常用空気浄化ファン給気手動ダンパを閉とする。                      ⑤ 緊急時対策本部要員は、使用側の緊急時対策所非常用空気浄化ファンの電源を切とし、停止する。</p> <p>(c) 操作の成立性                      上記の対応は緊急時対策本部要員1名が、緊急時対策所において実施する。操作完了までは、約4分と想定する。</p> <p>フィルタユニットは、緊急時対策所付近に、2系統分の2基を保管していることから、切替え等を行うことにより、数ヶ月間使用可能である。また、当社他原子力発電所からの輸送及びフィルタの製作(約3ヶ月)等を実施することにより、中長期的な対応が可能である。</p>	<p>c. 可搬型空気浄化装置の切替手順                      可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットの性能が低下し、緊急時対策所内の居住性が確保できない場合に、待機側を起動し、切替えを実施する手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準                      フィルタユニットの性能の低下等により運転中の可搬型空気浄化装置の切替えが必要となった場合。</p> <p>(b) 操作手順                      可搬型空気浄化装置を待機側に切り替える手順は以下のとおり。タイムチャートを第1.18.10図に示す。                      ① 発電所対策本部長は手順着手の判断基準に基づき、可搬型空気浄化装置の切替を事務局長に指示する。                      ② 事務局長は、200V分電盤にて待機側の可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンの電源を入とし、起動する。                      ③ 事務局長は、待機側の緊急時対策所給気第2手動ダンパを開とし、緊急時対策所内の圧力が上昇することを確認する。                      ④ 事務局長は、使用側の緊急時対策所給気第2手動ダンパを閉とする。                      ⑤ 事務局長は、200V分電盤にて使用側の可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファンの電源を切とし、停止する。</p> <p>(c) 操作の成立性                      上記の対応は、事務局長4名が、緊急時対策所指揮所又は緊急時対策所待機所において実施する。緊急時対策所内のみにおける作業であり、操作完了までは、約5分と想定する。                      フィルタユニットは、緊急時対策所に設置する2系統を指揮所用空調上屋及び待機所用空調上屋に設置していることから、切替等を行うことにより、数ヶ月間使用可能である。また、フィルタの製作(約3ヶ月)等を実施することにより、中長期的な対応を可能とする。</p>	<p>c. 緊急時対策所換気空調系の切替手順                      緊急時対策所非常用フィルタ装置は、7日間は交換なしで連続使用できる設計であるが、故障する等、緊急時対策所換気空調系の切替えが必要となった場合に、待機側を起動し、切替えを実施する手順を整備する。                      緊急時対策所換気空調系は、緊急時対策建屋に2台設置しており、故障等を考慮しても、切替え等を行うことにより数ヶ月間使用可能とする。                      なお、緊急時対策所換気空調系の緊急時対策所非常用フィルタ装置は使用することにより非常に高線量になるため、適切な遮蔽が設置されている緊急時対策建屋内に設置する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準                      運転中の緊急時対策所換気空調系が故障する等、切替えが必要となった場合。</p> <p>(b) 操作手順                      緊急時対策所換気空調系を待機側に切り替える手順は以下のとおり。タイムチャートを第1.18-14図に示す。                      ① 保修班長は、手順着手の判断基準に基づき、保修班に緊急時対策所換気空調系の切替えを指示する。                      ② 保修班は、操作パネルによる操作により緊急時対策所非常用送風機及び緊急時対策所非常用フィルタ装置を待機側に切り替える。                      ③ 保修班は、操作パネルの表示から、隔離弁の開閉状態により系統が構成されていること及び差圧計の指示値から差圧が調整されていることを確認する。</p> <p>(c) 操作の成立性                      上記の対応は緊急時対策所内において保修班1名で行い、着手判断から差圧の確認までの一連の操作完了まで5分以内で可能である。                      (再掲)                      緊急時対策所換気空調系は、緊急時対策建屋に2台設置しており、故障等を考慮しても、切替え等を行うことにより数ヶ月間使用可能とする。</p>	<p>・記載表現の相違                      空気浄化装置の切替えが必要となる場合は居住性が確保できないと判断する場合であることから相違ない。</p> <p>・要員名称の相違                      ・記載表現の相違                      電源設置場所(分電盤)名称を記載</p> <p>・設備名称の相違                      ・設計風量の相違</p> <p>・設備名称の相違</p> <p>・設備の相違(差異理由①)                      ・記載表現の相違                      ・操作完了時間の相違                      ・設計の相違                      指揮所及び待機所専用の空調上屋を設け、フィルタユニットを保管している。                      ・記載内容の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川発電所2号炉	差異理由
<p>なお、使用側のフィルタユニットは、線量に応じ交換又は保管を行う。特にフィルタ線量が高い場合は、待機側のフィルタユニットに切り替えた後、放射性物質が減衰するまで一定期間保管する。</p> <p>(1) 再掲</p> <p>緊急時対策所内での飲食の管理として、適切な頻度で緊急時対策所内の空気中の放射性物質濃度の測定を行い、飲食しても問題ないことを確認する。</p> <p>ただし、緊急時対策所内の空気中放射性物質濃度が目安値（<math>1 \times 10^{-3} \text{Bq/cm}^3</math>未満）よりも高くなった場合であっても、発電所本部長の判断により、必要に応じて飲食を行う。</p>	<p>なお、使用側のフィルタユニットは、線量に応じ適切に交換又は保管を行う。特にフィルタ線量が高い場合は、待機側のフィルタユニットに切替えた後、放射性物質が減衰するまで一定期間保管する。</p> <p>(2) 飲料水、食料等について</p> <p>運営課長は、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が重大事故等の発生後、少なくとも外部からの支援なしに1週間、活動するために必要な飲料水及び食料等を備蓄するとともに、通常時から維持・管理し、重大事故等が発生した場合には、食料等の支給を適切に運用する。</p> <p>放管班長は、緊急時対策所内での飲食等の管理として、適切な頻度で緊急時対策所内の空気中の放射性物質濃度の測定を行い、飲食しても問題ないことを確認する。</p> <p>ただし、緊急時対策所内の空気中放射性物質濃度が目安値（<math>1 \times 10^{-3} \text{Bq/cm}^3</math>未満）よりも高くなった場合であっても、発電所対策本部長の判断により、必要に応じて飲食を行う。</p>	<p>なお、緊急時対策所換気空調系の緊急時対策所非常用フィルタ装置は使用することにより非常に高線量になるため、適切な遮蔽が設置されている緊急時対策建屋内に設置する。</p> <p>(2) 飲料水、食料等の維持管理</p> <p>緊急時対策建屋には、重大事故等に対処するために必要な指示を行う要員等が重大事故等の発生後、少なくとも外部からの支援なしに7日間活動するために必要な飲料水及び食料等を備蓄するとともに、通常時から維持、管理する。</p> <p>総務班長は、重大事故等が発生した場合には、飲料水及び食料等の支給を適切に運用する（添付4-6）。</p> <p>放射線管理班長は、緊急時対策所内での飲食等の管理として、適切な頻度で緊急時対策所内の空気中放射性物質濃度の測定を行い、飲食しても問題ない環境であることを確認する。</p> <p>ただし、緊急時対策所内の空気中放射性物質濃度が目安値（<math>1 \times 10^{-3} \text{Bq/cm}^3</math>未満）よりも高くなった場合であっても、発電所対策本部長の判断により、必要に応じて飲食を行う。</p> <p>また、重大事故等が発生した場合、緊急時対策所内の室温・湿度が維持できるよう常設の換気空調設備の管理を適切に行う。</p>	<p>当社は泊発電所以外に原子力発電所を所有していないことから、他発電所からのフィルタ輸送はない。</p> <p>・記載内容の相違 飲料水、食料等の維持管理について記載。</p> <p>・記載表現の相違</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	女川発電所2号炉	差異理由
<p>1.18.2.4 代替電源設備からの給電手順</p> <p>緊急時対策所用電源である非常用所内母線からの給電喪失時には代替電源として、電源車（緊急時対策所用）から緊急時対策所へ給電する。なお、安全パラメータ表示システム（SPDS）、安全パラメータ伝送システム及びSPDS表示装置のうち、3号炉及び4号炉の原子炉補助建屋に設置した機器は、全交流動力電源喪失時において、空冷式非常用発電装置から給電する。給電の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」のうち、1.14.2.1(1)「空冷式非常用発電装置による代替電源（交流）からの給電」にて整備する。</p> <p>(1) 電源車（緊急時対策所用）による給電手順</p> <p>非常用母線からの給電喪失時又はその発生に備え、緊急時対策所の電源を確保するため、代替電源設備である電源車（緊急時対策所用）を準備する。非常用母線からの給電喪失時は、電源車（緊急時対策所用）1台を起動し、緊急時対策所へ給電する。</p>	<p>1.18.2.4 代替電源設備からの給電手順</p> <p>緊急時対策所の代替電源として緊急時対策所用発電機により給電する。なお、3号炉原子炉補助建屋に設置するデータ収集計算機、ERSS伝送サーバ及び統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備は、全交流動力電源喪失時において、代替非常用発電機より給電する。給電の手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」のうち1.14.2.1「代替電源（交流）による給電手順等」にて整備する。</p> <p>(1) 緊急時対策所用発電機による給電</p> <p>緊急時対策所の電源が喪失した場合は、緊急時対策所の電源を確保するため、代替電源設備である緊急時対策所用発電機を起動することにより緊急時対策所へ給電する。</p>	<p>1.18.2.4 代替電源設備からの給電手順</p> <p>緊急時対策所は、全交流動力電源喪失時に代替電源として常設代替電源設備であるガスタービン発電機により緊急時対策所へ給電する。また、ガスタービン発電機による給電ができない場合は、緊急時対策所用代替交流電源設備である電源車（緊急時対策所用）により給電する。</p> <p>(1) ガスタービン発電機による給電</p> <p>全交流動力電源喪失時は、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機が自動起動し、緊急用高圧母線2F系（以下「6.9kVメタクラ2F系」という。）を經由し緊急時対策所高圧母線J系（以下「6.9kVメタクラJ系」という。）へ自動で給電される。そのため給電操作は必要ない。緊急時対策所給電系統概略図を第1.18-15図に示す。</p> <p>なお、SPDS伝送装置については、緊急時対策所の充電器から電源供給されているため、ガスタービン発電機が自動起動するまでの間の電圧低下時においても、データ伝送は途切れなく行うことができる。</p> <p>ガスタービン発電機の燃料はガスタービン発電設備軽油タンク、軽油タンク及びタンクローリを有しており、軽油タンクからタンクローリにより燃料をガスタービン発電設備軽油タンクに補給するが、ブルーム通過中には給油を必要とせず必要負荷に対して7日間（168時間）以上連続給電が可能設計とする。</p> <p>ガスタービン発電機に関する手順等は、「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。</p> <p>(2) 電源車による給電</p> <p>全交流動力電源喪失時に、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機による給電ができない場合に、緊急時対策所用代替交流電源設備である電源車（緊急時対策所用）を手動で起動し給電する。</p> <p>電源車（緊急時対策所用）への給油は、緊急時対策所軽油タンクから電源車（緊急時対策所用）へ自動給油を行う。また、緊急時対策所軽油タンク（20kL）を有しており、必要負荷に対して7日間（168時間）以上連続給電が可能であり、ブルーム通過時に給油が必要としない設計とする。</p>	<p>差異理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設計の相違（差異理由⑩）</li> <li>・ 記載表現の相違</li> </ul> <p>電源喪失時に代替電源を起動し給電することを記載したものであり、相違はない。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川発電所2号炉	差異理由
<p>a. 電源車（緊急時対策所用）準備手順                      緊急時対策所立ち上げ時のケーブル接続を行う手順を整備する。                      (a) 手順着手の判断基準</p> <p>緊急時対策所の立ち上げ時。</p> <p>(b) 操作手順                      緊急時対策所と電源車（緊急時対策所用）間のケーブル接続の手順は以下のとおり。給電系統概要を第1.18.13図に、手順のタイムチャートを第1.18.14図に示す。                      ① 発電所対策本部長は、作業着手の判断基準に基づき緊急安全対策要員に緊急時対策所電源接続作業開始を指示する。                      ② 緊急安全対策要員は、コネクタ接続によりケーブルを接続する。</p> <p>(c) 操作の成立性                      上記の対応は、緊急安全対策要員2名で行い、一連の操作完了まで約24分と想定する。</p> <p>暗所においても円滑に対応できるよう、ヘッドライト及び懐中電灯を配備する。</p> <p>b. 電源車（緊急時対策所用）起動手順                      非常用母線からの給電喪失時の電源車（緊急時対策所用）の起動手順を整備する。                      (a) 手順着手の判断基準                      非常用母線からの給電喪失時。</p> <p>(b) 操作手順                      電源車（緊急時対策所用）から給電する手順は以下のとおり。給電系統概要を第1.18.13図に、タイムチャートを第1.18.15図に示す。                      ① 発電所対策本部長は、作業着手の判断基準に基づき緊急時対策本部要員及び緊急安全対策要員に緊急時対策所電力供給作業開始を指示する。</p> <p>② 緊急安全対策要員は、電源車（緊急時対策所用）1台</p>	<p>a. 緊急時対策所用発電機準備手順                      緊急時対策所立ち上げ時のケーブル接続を行う手順を整備する。                      (a) 手順着手の判断基準</p> <p>緊急時対策所の立ち上げ時。</p> <p>(b) 操作手順                      緊急時対策所と緊急時対策所用発電機間のケーブル接続の手順は以下のとおり。概略系統図を第1.18.12図に、手順のタイムチャートを第1.18.13図に示す。                      ① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき事務局長に緊急時対策所用発電機接続作業開始を指示する。                      ② 事務局長は、緊急時対策所用発電機と分電盤をケーブルで接続する。</p> <p>(c) 操作の成立性                      上記の対応は、事務局長4名が2名1組になって別々に行い、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所のそれぞれにおいて実施する。操作完了まで約15分を要する。                      円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、可搬型照明を整備する。緊急時対策所用発電機にケーブルを接続する工具については速やかに作業ができるよう現場に配備する。また、冬期の屋外作業を想定し防寒服等を配備しており、冬期間においてはこれを着用した上で屋外作業を行う。                      （添付資料 1.18.3）</p> <p>b. 緊急時対策所用発電機起動手順                      緊急時対策所立ち上げ時の起動手順を整備する。                      (a) 手順着手の判断基準                      緊急時対策所の立ち上げ時。</p> <p>(b) 操作手順                      緊急時対策所用発電機から給電する手順は以下のとおり。概略系統図を第 1.18.12 図に、タイムチャートを第 1.18.14 図に示す。                      ① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき事務局長に緊急時対策所電力供給作業開始を指示する。なお、1号炉（2号炉）常用電源及び3号炉非常用電源から受電が継続されている場合は、その状態を継続してもよい。                      ② 事務局長は、緊急時対策所用発電機を起動する。</p>	<p>a. 電源車（緊急時対策所用）起動手順                      緊急時対策所用代替交流電源設備である電源車（緊急時対策所用）の起動手順を整備する(添付5-1)。                      (a) 手順着手の判断基準                      外部電源及び非常用ディーゼル発電機の機能喪失により給電ができない場合。                      (b) 操作手順                      電源車（緊急時対策所用）による電源を給電する手順は以下のとおり。緊急時対策所給電系統概略図を第1.18-15図に、タイムチャートを第1.18-16図に示す。                      ① 保修班長は、作業着手の判断基準に基づき、重大事故等対応要員に電源車（緊急時対策所用）による緊急時対策所へ受電を指示する。</p> <p>② 重大事故等対応要員は、6.9kVメタクラJ系にて非常用高</p>	<p>・記載表現、要員名称の相違</p> <p>・設計の相違（差異理由①）</p> <p>・記載表現の相違                      ・記載内容の相違                      必要な工具類の配備及び冬季における防寒等の配慮事項を記載した。</p> <p>・運用の相違                      緊急時対策所の立ち上げ時に発電機を起動してくことで、電源喪失した場合においても緊急時対策所内の分電盤 NFB 操作のみで速やかに給電ができるよう準備する。</p> <p>・設計の相違                      泊3号炉の緊急時対策所電源は、通信連絡設備については3号炉非常用母線から、照明等を含む他設備は1号炉（2号炉）常用母線から給電する設計としていることから、両方の母線から給電可能である場合は、緊急時対策所発電機からの給電を要しないこと。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川発電所2号炉	差異理由
<p>を起動する。</p> <p>③ 緊急時対策本部要員は、電源車（緊急時対策所用）からの給電を行う場合は、緊急時対策所内の緊急時対策所コントロールセンタ及び緊急時対策所内の電源車切換盤にて、起動した電源車（緊急時対策所用）の遮断器を入とし給電を開始する。</p> <p>(c) 操作の成立性                      上記の対応は、緊急時対策本部要員1名、緊急安全対策要員1名で行い、一連の操作完了まで約5分と想定する。</p> <p>暗所においても円滑に対応できるよう、ヘッドライト及び懐中電灯を配備する。</p>	<p>③ 事務局長は、緊急時対策所用発電機の出力遮断器を入とする。①で1号炉（2号炉）常用電源及び3号炉非常用電源からの受電を継続する場合は、緊急時対策所用発電機を起動し、出力遮断機を入とした状態で待機させる。</p> <p>④ 事務局長は、緊急時対策所内の200V分電盤にて、給電先を緊急時対策所用発電機側にNFB操作により切替を行い、給電を開始する。</p> <p>(c) 操作の成立性                      上記の対応は、事務局長4名が2名1組になって別々に行い、緊急時対策所指揮所及び緊急時対策所待機所のそれぞれにおいて実施する。操作完了まで約15分を要する。</p> <p>円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、可搬型照明を整備する。また、冬期の屋外作業を想定し防寒服等を配備しており、冬季間においてはこれを着用した上で屋外作業を行う。</p> <p>(添付資料 1.18.3)</p>	<p>庄母線2D系受電遮断器及び6.9kVメタクラ2F系受電遮断器の「切」を実施する。</p> <p>③ 重大事故等対応要員は、電源車（緊急時対策所用）を起動する。</p> <p>④ 重大事故等対応要員は、電源車（緊急時対策所用）の出力電圧及び周波数を確認し、電源車遮断器を「入」とする。</p> <p>⑤ 重大事故等対応要員は、6.9kVメタクラJ系にて電源車（緊急時対策所用）から6.9kVメタクラJ系を受電するための遮断器を「入」とする。</p> <p>⑥ 重大事故等対応要員は、6.9kVメタクラJ系の受電状態に異常が無いことを確認後、保修班長へ報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性                      上記の対応は、重大事故等対応要員3名で行い、電源車（緊急時対策所用）による給電完了まで30分以内で可能である。暗所においても円滑に対応できるよう、ヘッドライト等を配備する。</p> <p>b. 予備電源車（自主対策設備）起動手順                      予備電源車（自主対策設備）の起動手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準                      全交流動力電源喪失時に、常設代替交流電源設備であるガスタービン発電機及び緊急時対策所用代替交流電源設備である電源車（緊急時対策所用）が故障等により起動しない場合又は停止した場合。</p> <p>(b) 操作手順                      予備電源車による電源を給電する手順は以下のとおり。緊急時対策所給電系統概略図を第1.18-15図に、タイムチャートを第1.18-17図に示す</p> <p>① 保修班長は、作業着手の判断基準に基づき、重大事故等対応要員に予備電源車による緊急時対策所へ受電準備を指示する。</p> <p>② 重大事故等対応要員は、保管エリアにて、外観点検により予備電源車の健全性を確認後、予備電源車を接続口（緊急時対策建屋）付近に配備する。</p> <p>③ 重大事故等対応要員は、電源車ケーブルを電源車接続口（緊急時対策建屋）へ接続するとともに、燃料ホースを予備電源車に接続を実施し、発電所対策本部へ予備電源車の起動準備が完了したことを報告する。</p>	<p>・設備の相違                      給電のために発電機付の出力しゃ断器の入操作が必要であることから手順に記載</p> <p>・記載表現の相違                      緊急時対策所内でのしゃ断器操作を行うことに相違はない。</p> <p>・設計の相違（差異理由①）</p> <p>・記載表現の相違                      ・記載内容の相違                      必要な工具類の配備及び冬季における防寒等の配慮事項を記載した。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	女川発電所2号炉	差異理由
		<p>④ 発電所対策本部は、重大事故等対応要員に6.9kVメタクラJ系へ受電開始を指示する。</p> <p>⑤ 重大事故等対応要員は、6.9kVメタクラJ系にて非常用高圧母線2D系受電遮断器及び6.9kVメタクラ2F系受電遮断器の「切」を実施する。</p> <p>⑥ 重大事故等対応要員は、予備電源車を起動する。</p> <p>⑦ 重大事故等対応要員は、予備電源車の出力電圧及び周波数を確認し、電源車遮断器を「入」とする。</p> <p>⑧ 重大事故等対応要員は、予備電源車から6.9kVメタクラJ系を受電するための遮断器を「入」とする。</p> <p>⑨ 重大事故等対応要員は、6.9kVメタクラJ系の受電状態に異常が無いことを確認後、発電所対策本部へ報告する。</p> <p>(c) 操作の成立性                      上記の対応は、重大事故等対応要員3名で行い、一連の操作完了まで125分以内で可能である。</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	女川発電所2号炉	差異理由
<p>c. 電源車（緊急時対策所用）の切替及び燃料給油手順                      (a) 電源車（緊急時対策所用）の切替手順                      使用中の電源車（緊急時対策所用）に故障等が発生した場合の切替手順を整備する。</p> <p>i . 手順着手の判断基準                      使用中の電源車（緊急時対策所用）に不具合が発生した場合など、運転中の電源車（緊急時対策所用）の停止が必要となった場合。</p> <p>ii . 操作手順                      電源車（緊急時対策所用）を待機側に切り替える手順は以下のとおり。タイムチャートを第1.18.16 図に示す。</p> <p>① 発電所対策本部長は、作業着手の判断基準に基づき緊急時対策本部要員に電源車（緊急時対策所用）の切替を指示する。                      ② 緊急時対策本部要員は、待機側の電源車（緊急時対策所用）を起動する。                      ③ 緊急時対策本部要員は、使用側の電源車（緊急時対策所用）の遮断機を緊急時対策所内の電源車切換盤にて切とし、待機側の電源車（緊急時対策所用）の遮断器を入とする。                      ④ 緊急時対策本部要員は、使用中の電源車（緊急時対策所用）を停止する。</p> <p>iii . 操作の成立性                      上記の対応は、緊急時対策本部要員1名で行い、一連の操作完了まで約6分と想定する。                      暗所においても円滑に対応できるように、ヘッドライト及び懐中電灯を配備する。</p> <p>電源車（緊急時対策所用）は予備の1台を発電所内に保管していることから、万が一、異常等が発生した場合でも、交換等を行うことにより、中長期的な対応が可能である。</p>	<p>c. 緊急時対策所用発電機の切替及び燃料補給手順                      (a) 緊急時対策所用発電機の切替手順                      使用中の緊急時対策所用発電機に故障等が発生した場合の切替手順を整備する。</p> <p>i . 手順着手の判断基準                      使用中の緊急時対策所用発電機に故障等が発生した場合など、運転中の緊急時対策所用発電機の停止が必要となった場合。</p> <p>ii . 操作手順                      緊急時対策所用発電機を待機側に切替える手順は以下のとおり。</p> <p>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき事務局長に緊急時対策所用発電機の切替を指示する。                      ② 事務局員は、待機側の緊急時対策所用発電機を起動する。                      ③ 事務局員は、待機側発電機の出力遮断器を入とする。                      ④ 事務局員は、緊急時対策所内の200V分電盤にて、給電先を使用側発電機から待機側発電機にNFB操作により給電切替を行い、給電を開始する。                      ⑤ 事務局員は、使用側発電機の出力遮断器を切とする。                      ⑥ 事務局員は、使用中の緊急時対策所用発電機を停止する。</p> <p>iii . 操作の成立性                      上記の対応は、事務局員1名で行い、一連の操作完了まで約10分と想定する。                      円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、可搬型照明を整備する。また、冬期の屋外作業を想定し防寒服等を配備しており、冬季間においてはこれを着用した上で屋外作業を行う。</p> <p>緊急時対策所用発電機は予備の2台を発電所内に配備していることから、万が一、異常等が発生した場合でも、交換等を行うことにより、中長期的な対応が可能である。                      (添付資料 1.18.3)</p>		<p>・設備の相違                      給電のために発電機付の出力しゃ断器の入操作が必要であることから手順を記載</p> <p>・記載表現の相違                      緊急時対策所内でのしゃ断器操作を行うことに相違はない。</p> <p>・設備の相違                      給電のために発電機付の出力しゃ断器の入操作が必要であることから手順を記載</p> <p>・記載表現の相違                      ・記載内容の相違                      必要な工具類の配備及び冬季における防寒等の配慮事項を記載した。</p> <p>・設計の相違                      指揮所用と待機所用に予備機を配備する。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	女川発電所2号炉	差異理由
<p>(b) 電源車（緊急時対策所用）燃料タンクへの燃料給油手順</p> <p>電源車（緊急時対策所用）を運転した場合、燃料補給が必要となる。(燃料はすべて<b>重油</b>)</p> <p>重大事故等対処設備である<b>燃料油貯蔵タンク又は重油タンク</b>からタンクローリーへ給油し、電源車（緊急時対策所用）燃料タンクへ補給する手順を整備する。</p> <p>i . 手順着手の判断基準</p> <p>電源車（緊急時対策所用）を運転した場合において、各発電機の燃料の管理油量を確認後、定格負荷運転時における燃料補給作業着手時間<sup>*13</sup>に達した場合。</p> <p>※13 定格負荷運転時における燃料補給作業着手時間及び給油間隔の目安は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電源車 緊急時対策所用：運転開始後約9時間(その後約4時間ごとに補給。ただし、ブルーム放出中は除く。)</li> </ul> <p>ii . 操作手順</p> <p>電源車（緊急時対策所用）燃料タンクへの燃料(<b>重油</b>)補給の手順の概要は以下のとおり。</p> <p>タンクローリーによるアクセスルート<sup>①</sup>を第1.18.17 図に、タイムチャートを第1.18.18 図に示す。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき緊急安全対策要員に、<b>燃料油貯蔵タンク又は重油タンク</b>からタンクローリーによる<b>電源車（緊急時対策所用）</b>への燃料補給を指示する。</li> <li>② 緊急安全対策要員は、燃料油貯蔵タンク又は重油タンクから電源車（緊急時対策所用）へ燃料（<b>重油</b>）補給準備を行う。</li> <li>③ 緊急安全対策要員は、タンクローリーを保管エリアから燃料油貯蔵タンク又は重油タンク付近に移動させる。</li> <li>④ 緊急安全対策要員は、タンクローリー給油口に給油用ホースを接続する。</li> <li>⑤ 緊急安全対策要員は、現場で燃料油貯蔵タンク蓋を開操作し、給油用ホース端を燃料油貯蔵タンクの油面レベル以下まで下げる。<b>重油タンクは重油抜き取り用取出口に接続する。</b></li> </ol>	<p>(b) 可搬型タンクローリーによる緊急時対策所用発電機への燃料補給手順</p> <p>緊急時対策所用発電機を運転する場合には、燃料補給が必要となる（燃料はすべて<b>軽油</b>）。</p> <p>重大事故等対処設備である<b>ディーゼル発電機燃料油貯油槽</b>から可搬型タンクローリーへ給油し、可搬型タンクローリーにより緊急時対策所用発電機へ燃料補給する手順を整備する。</p> <p>i . 手順着手の判断基準</p> <p>緊急時対策所用発電機の運転が必要と判断した場合。</p> <p>ii . 操作手順</p> <p>緊急時対策所用発電機への燃料補給の手順は以下のとおり。</p> <p>また、可搬型タンクローリーへのアクセスルートは第1.18.15 図、タイムチャートを第1.18.16 図に示す。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき事務局長に、<b>ディーゼル発電機燃料油貯油槽</b>から可搬型タンクローリーによる<b>緊急時対策所用発電機</b>への燃料補給を指示する。</li> <li>② 事務局長は、可搬型タンクローリーを保管エリアから所定の位置に移動させる。</li> <li>③ 事務局長は、可搬型タンクローリー吐出口のキャップをはずし、給油用ホースを接続するとともに、切替弁を「吸込み」側に切替え、タンク各槽の底弁を開放する。</li> <li>④ 事務局長は、ディーゼル発電機燃料油貯油槽の防護板及び給油口を開放する。</li> <li>⑤ 事務局長は、汲み上げ用ホース端をディーゼル発電機燃料油貯油槽の給油口に挿入する。</li> </ol>	<p>女川発電所2号炉</p>	<p>差異理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・記載表現の相違 タンクローリーを用いた燃料配油について記載しており相違ない。</li> <li>・使用する燃料の相違 泊は冬季間の凍結を考慮し軽油を使用する。</li> <li>・設備の相違（差異理由⑦）</li> <li>・運用の相違 大飯3 / 4号炉は、燃料補給が必要となる設備の燃料枯渇時間及び燃料補給の準備に要する時間を考慮し、燃料が枯渇する前に燃料補給を開始できるよう、燃料補給作業着手時間を設定し、着手時間となれば準備を開始する手順としている。 泊3号炉では燃料補給が必要なすべての設備について、設備の運転が必要と判断した時点で燃料補給準備を開始する手順とし判断基準を簡潔にしている。</li> <li>・設備の相違（差異理由⑦）</li> <li>・記載方針の相違 大飯3 / 4号炉は燃料補給準備を開始する手順を記載している。泊3号炉においても移動前に必要な準備を行う。</li> <li>・設備の相違（差異理由⑦）</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川発電所2号炉	差異理由
<p>⑥ 緊急安全対策要員は、タンクローリー給油ポンプを起動し、タンクローリーの油面計で満タンとなれば給油ポンプを停止する。</p> <p>⑦ 緊急安全対策要員は、タンクローリーを電源車（緊急時対策所用）の近くに移動させる。</p> <p>⑧ 緊急安全対策要員は、電源車（緊急時対策所用）の給油口に、給油ホースを接続する。</p> <p>⑨ 緊急安全対策要員は、タンクローリーの排出弁を開状態にし、タンクローリーからの給油を開始する。</p> <p>⑩ 緊急安全対策要員は、タンクが満タンになれば、給油を停止し、排出弁を閉じた後、給油ホースを取外す。</p> <p>⑪ 緊急安全対策要員は、発電所対策本部長にタンクローリーによる電源車（緊急時対策所用）への燃料補給が完了したことを報告する。</p> <p>(再掲)</p> <p>※13 定格負荷運転時における燃料補給作業着手時間及び給油間隔の目安は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>電源車 緊急時対策所用：運転開始後約9時間(その後約4時間ごとに補給。ただし、ブルーム放出中は除く。)</li> </ul> <p>iii . 操作の成立性</p> <p>上記の現場対応は、緊急安全対策要員3名にて実施し、所要時間は約2.3時間と想定する。</p> <p>電源車(緊急時対策所用)の燃料消費率は、約49.3/hであり、起動から枯渇までの時間は約20時間と想定しており、枯渇までに燃料(重油)補給を実施する。</p> <p>なお、重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料(重油)の備蓄量として「1.14 電源の確保に関する手順等」のうち、1.14.2.4(1)「空冷式非常用発電装置等への燃料(重</p>	<p>⑥ 事務局員は、可搬型タンクローリー給油ポンプを起動し、タンクローリー吐出弁を開とし、汲み上げを開始する。</p> <p>⑦ 事務局員は、可搬型タンクローリーの油面計でタンクが満杯となれば給油ポンプを停止し、吐出弁を閉とする。</p> <p>⑧ 事務局員は、可搬型タンクローリーから汲み上げ用ホースを取り外し、吐出口のキャップを取り付けるとともに、切替弁を「吐出」側に切替え、タンクの底弁を閉止する。</p> <p>⑨ 事務局員は、可搬型タンクローリーを緊急時対策所用発電機の近傍に移動させる。</p> <p>⑩ 事務局員は、可搬型タンクローリー給油ポンプを起動し、タンクの底弁を開放するとともに出口弁を開とする。</p> <p>⑪ 事務局員は、緊急時対策所用発電機の燃料補給作業着手時間又は燃料補給間隔※<sup>11</sup>を目安に給油ガンにて緊急時対策所用発電機へ燃料補給を実施する。</p> <p>⑫ 事務局員は、緊急時対策所用発電機の燃料タンクが満杯になれば、燃料補給を停止し、給油ガンを取り外す。</p> <p>⑬ 事務局員は、発電所対策本部長に可搬型タンクローリーによる緊急時対策所用発電機への燃料補給が完了したことを報告する。</p> <p>⑭ 事務局員は、可搬型タンクローリーの油量を確認し、緊急時対策所用発電機の燃料補給間隔※<sup>14</sup>を目安に以降②から⑭を繰り返し燃料の補給を実施する。</p> <p>※14 定格負荷運転時における燃料補給作業着手時間及び燃料補給間隔の目安は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緊急時対策所用発電機：運転開始後約17時間(その後約18時間(ブルーム放出のおそれがある場合には約9時間)ごとに補給。ただし、ブルーム放出中は除く。)</li> </ul> <p>iii . 操作の成立性</p> <p>上記の対応は、事務局員2名にて実施し、所要時間は約2時間である。</p> <p>緊急時対策所用発電機の燃料消費率は、指揮所側が約24L/h、待機所側が約19L/hである。また、起動から枯渇までの時間は、指揮所側で約19時間、待機所側で約24時間(無負荷運転時の燃料消費率は約7L/h、枯渇までの時間は約71時間)と想定しており、枯渇までに燃料補給を実施する。</p> <p>なお、重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料の備蓄量として「1.14 電源の確保に関する手順等」に示すディーゼル発電機燃料油貯油槽4基合計で540kL以上を</p>	<p>女川発電所2号炉</p>	<p>差異理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の相違 泊は燃料汲み上げ用のホースを取り外し及びタンク底弁の開操作等の操作が必要であることから手順を記載している。</li> <li>・記載箇所の相違 大阪3/4号炉は手順着手の判断基準に燃料補給間隔の目安を記載している。</li> <li>・運用の相違 燃料が枯渇する前に補給を行うが、ブルーム放出時には屋外作業を制限することから、ブルーム放出のおそれがある場合には、補給間隔を短くし、ブルーム通過時に燃料補給がなくても運転継続できるよう手順を整備している。</li> <li>・設計の相違 緊急時対策所指揮所と待機所では必要電源負荷が異なることから燃料消費率が異なる。</li> <li>・記載内容の相違 ブルーム通過時に待機側発電機を無負荷運転とすることから、無負荷運転時の燃料消費率と運転可能時間について記載。</li> <li>・設計の相違(差異理由⑦)</li> <li>・記載内容の相違 必要な工具類の配備及び冬季における防寒等の配慮事項を記載した。</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川発電所2号炉	差異理由
<p>油) 補給」に示す燃料油貯蔵タンク(150k以上(1基当たり)、4基)及び重油タンク(160k以上(1基当たり)、4基)を管理する。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。周囲温度は外気温度と同程度である。</p>	<p>管理する。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。また、冬期の屋外作業を想定し防寒服等を配備しており、冬季間においては、これを着用した上で屋外作業を行う。</p> <p>(添付資料 1.18.3)</p> <p>(c) ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーによる緊急時対策所用発電機への燃料補給手順</p> <p>緊急時対策所用発電機への燃料補給が必要な場合に、ディーゼル発電機燃料油貯油槽からディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーにより緊急時対策所用発電機に燃料補給する。</p> <p>i. 手順着手の判断基準</p> <p>可搬型タンクローリーによるディーゼル発電機燃料油貯油槽からの燃料汲み上げができない場合。</p> <p>ii. 操作手順</p> <p>ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーによる緊急時対策所用発電機への燃料補給の手順の概要は以下のとおり。</p> <p>また、可搬型タンクローリーへのアクセスルートは第 1.18.15 図、タイムチャートを第 1.18.16 図に示す。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき事務局長及び発電課長(当直)に、ディーゼル発電機燃料油貯油槽からディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーによる緊急時対策所用発電機への燃料補給を指示する。</li> <li>② 事務局長は、事務局員にディーゼル発電機燃料油貯油槽からディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーによる緊急時対策所用発電機への燃料補給を指示する。</li> <li>③ 発電課長(当直)は、運転員にディーゼル発電機燃料油貯油槽からディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーによる緊急時対策所用発電機への燃料補給を指示する。</li> <li>④ 事務局員は、可搬型タンクローリーを保管エリアから所定位置に移動させる。</li> <li>⑤ 事務局員は、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ出口ラインに仮設ホースを接続し、可搬型タンクローリー設置箇所まで敷設する。</li> <li>⑥ 運転員は、現場でディーゼル発電機燃料油貯油槽から可搬型タンクローリーへ燃料を汲み上げるための系統構成を実施する。</li> <li>⑦ 運転員は、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプの</li> </ol>		<p>差異理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の相違(差異理由⑥)</li> </ul>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大阪発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川発電所2号炉	差異理由
	<p>給電準備を実施する。</p> <p>⑧ 事務局員は、可搬型タンクローリーのマンホールを開放し、仮設ホース先端のドロップパイプを挿入する。</p> <p>⑨ 運転員は、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプを起動し、燃料の汲み上げを開始する。</p> <p>⑩ 事務局員は、可搬型タンクローリーの油面計でタンクが満杯となれば、運転員にディーゼル発電機燃料油移送ポンプの停止を依頼する。</p> <p>⑪ 運転員は、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプを停止する。</p> <p>⑫ 事務局員は、可搬型タンクローリーのマンホールからドロップパイプを引き抜きマンホールを閉止する。</p> <p>⑬ 事務局員は、可搬型タンクローリーを緊急時対策所用発電機の近傍に移動させる。</p> <p>⑭ 事務局員は、可搬型タンクローリー給油ポンプを起動し、タンクの底弁を開放するとともに出口弁を開とする。</p> <p>⑮ 事務局員は、緊急時対策所用発電機の燃料補給作業着手時間又は燃料補給間隔※<sup>1,2</sup>を目安に給油ガンにて緊急時対策所用発電機へ燃料補給を実施する。</p> <p>⑯ 事務局員は、緊急時対策所用発電機の燃料タンクが満杯になれば、燃料補給を停止し、給油ガンを取り外す。</p> <p>⑰ 事務局員は、発電所対策本部長に可搬型タンクローリーによる緊急時対策所用発電機への燃料補給が完了したことを報告する。</p> <p>⑱ 事務局員は、可搬型タンクローリーの油量を確認し、緊急時対策所用発電機の燃料補給間隔※<sup>1,2</sup>を目安に以降⑦から⑯を繰り返し燃料の補給を実施する。</p>		<p>差異理由</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・設備の相違（差異理由⑥）</li> </ul>
<p>追而</p>	<p>※1,2 定格負荷運転時における燃料補給作業着手時間及び燃料補給間隔の目安は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緊急時対策所用発電機：運転開始後約17時間（その後約18時間（ブルーム放出のおそれがある場合には約9時間）ごとに補給。ただし、ブルーム放出中は除く。）</li> </ul> <p>iii. 操作の成立性</p> <p>上記の対応は、事務局員2名及び運転員1名にて実施し、所要時間は約3時間である。</p> <p>緊急時対策所用発電機の燃料消費率は、指揮所側が約24L/h、待機所側が約19L/hである。また、起動から枯渇までの時間は、指揮所側で約19時間、待機所側で約24時間（無負荷運転時の燃料消費率は約7L/h、枯渇までの時間は約71時間）と想定しており、枯渇までに燃料補給を実施する。</p>		

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大阪発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	女川発電所2号炉	差異理由
	<p>なお、重大事故等時7日間運転継続するために必要な燃料の備蓄量として「1.14 電源の確保に関する手順等」に示すディーゼル発電機燃料油貯油槽4基合計で540kL以上を管理する。</p> <p>円滑に作業できるように、移動経路を確保し、可搬型照明、通信設備等を整備する。また、冬期の屋外作業を想定し防寒服等を配備しており、冬季間においては、これを着用した上で屋外作業を行う。</p> <p>(d) 優先順位</p> <p>可搬型タンクローリーを使用した燃料補給は、操作が容易であること及び短時間での燃料補給が可能であるため優先して使用する。可搬型タンクローリーによる燃料汲み上げができない場合は、ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ及び可搬型タンクローリーによる緊急時対策所用発電機への燃料補給を実施する。</p> <p>以上の対応手順のフローチャートを第 1.18.17 図に示す。</p> <p>(添付資料 1.18.3)</p> <p>d.緊急時対策所用発電機の待機運転手順</p> <p>ブルーム放出に備え、待機側の緊急時対策所用発電機の無負荷運転を行う手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準</p> <p>ブルームの放出のおそれがある場合。</p> <p>(b) 操作手順</p> <p>①発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき事務局長に待機側の緊急時対策所用発電機の無負荷運転を指示する。</p> <p>②事務局員は、待機側の緊急時対策所用発電機を起動し、無負荷運転とする。</p> <p>(c) 操作の成立性</p> <p>上記の対応は、事務局員1名で行い一連の確認完了まで約10分を要する。</p> <p>円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、可搬型照明を整備する。また、冬期の屋外作業を想定し防寒服等を配備しており、冬季間においては、これを着用した上で屋外作業を行う。</p> <p>(添付資料 1.18.3)</p>		<p>・設備の相違（差異理由⑥）</p> <p>・設計の相違</p> <p>緊急時対策所用発電機の起動操作は屋外に設置する発電機近傍にて行う必要があるが、ブルーム通過時には屋外での作業ができないことから、ブルーム放出のおそれがある場合に発電機を無負荷運転とする手順を整備し、ブルーム通過中に発電機の故障等により切替が必要となった場合には、緊急時対策所内の分電盤 NFB の操作のみで受電切替を行うことで電源供給を確保する手順としている。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	女川発電所2号炉	差異理由
	<p>e. 緊急時対策所用発電機の接続先切替手順                      緊急時対策所用発電機の接続先切替手順を整備する。</p> <p>(a) 手順着手の判断基準                      緊急時対策所用発電機の故障等により、指揮所側発電機の待機所側への接続、又は待機所側発電機の指揮所側への接続が必要となった場合。</p> <p>(b) 操作手順                      緊急時対策所用発電機を待機側に切替える手順は以下のとおり。また、作業概要図を第 1.18.18 図に示す。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 発電所対策本部長は、手順着手の判断基準に基づき、事務局長に緊急時対策所用発電機の接続先切替を指示する。</li> <li>② 事務局員は、指揮所側発電機とケーブルの接続を取り外す。</li> <li>③ 事務局員は、待機所側発電機とケーブルの接続を取り外す。</li> <li>④ 事務局員は、指揮所側(又は待機所側)のケーブルに仮設ケーブルを接続する。</li> <li>⑤ 事務局員は、仮設ケーブルの另一端を待機所側(又は指揮所側)発電機と接続する。</li> <li>⑥ 事務局員は、仮設ケーブルを接続した発電機を起動し、給電を開始する。</li> </ol> <p>(c) 操作の成立性                      上記の対応は、事務局員 2 名で行い、一連の操作完了まで約 30 分と想定する。                      円滑に作業ができるように、移動経路を確保し、可搬型照明を整備する。緊急時対策所用発電機及び仮設ケーブルにケーブルを接続する工具については速やかに作業ができるよう現場に配備する。また、冬期の屋外作業を想定し防寒服等を配備しており、冬季間においてはこれを着用した上で屋外作業を行う。</p> <p>(添付資料 1.18.3)</p>		<p>・運用の相違                      緊急時対策所用発電機が故障等により運転できない場合には予備機から給電する設計であるが、予備機も含め故障した場合を想定し、健全である待機所（指揮所）の発電機から給電できるようケーブル接続を切り替える手順の整備する。</p>

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3 / 4号炉		泊発電所3号炉		女川原子力発電所2号炉		差異理由																																																																																																																																																																																					
<p>第118-1表 重大事故等における対応手段と整備する手順 (1/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>機能喪失を想定する設計基準事故対処設備</th> <th>対応手段</th> <th>対応設備</th> <th>設備分類<sup>a)</sup></th> <th>整備する手順書</th> <th>手順の分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="14">—</td> <td rowspan="14">—</td> <td rowspan="14">居住性の確保</td> <td>緊急時対策所遮蔽</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所非常用空気浄化ファン<sup>b)</sup></td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット<sup>c)</sup></td> <td>緊急時対策所の立ち上げ時の手順</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>空気供給装置</td> <td>原子力災害対策特別措置法第10条事象発生時の手順</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所内可搬型エアモニタ<sup>d)</sup></td> <td rowspan="2">原子力災害対策特別措置法第10条事象発生時の手順</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所外可搬型エアモニタ<sup>d)</sup></td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>酸素濃度計</td> <td rowspan="2">重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素濃度計</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>電源車（緊急時対策用）</td> <td rowspan="2">重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>燃料油貯蔵タンク<sup>e)</sup></td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>重油タンク<sup>e)</sup></td> <td rowspan="2">重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>タンクローリー<sup>e)</sup></td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>モニタリングステーション</td> <td rowspan="2">重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>モニタリングポスト</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>可搬式モニタリングポスト</td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>中1：重大事故等対策において用いる設備の分類                  a：当該表に適合する重大事故等対処設備 b：37条に適合する重大事故等対処設備 c：自主的対策として整備する重大事故等対処設備                  中2：電源車（緊急時対策用）から転用する。                  中3：電源車（緊急時対策用）、非常用非常用発電機等の燃料補給に使用する。                  中4：「大飯発電所 重大事故等発生時における原子炉施設の安全のための活動」に関する所達。</p>		分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対応設備	設備分類 <sup>a)</sup>	整備する手順書	手順の分類	—	—	居住性の確保	緊急時対策所遮蔽	—	—	—	緊急時対策所非常用空気浄化ファン <sup>b)</sup>	—	—	緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット <sup>c)</sup>	緊急時対策所の立ち上げ時の手順	—	—	空気供給装置	原子力災害対策特別措置法第10条事象発生時の手順	—	—	緊急時対策所内可搬型エアモニタ <sup>d)</sup>	原子力災害対策特別措置法第10条事象発生時の手順	—	—	緊急時対策所外可搬型エアモニタ <sup>d)</sup>	—	—	酸素濃度計	重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順	—	—	二酸化炭素濃度計	—	—	電源車（緊急時対策用）	重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順	—	—	燃料油貯蔵タンク <sup>e)</sup>	—	—	重油タンク <sup>e)</sup>	重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順	—	—	タンクローリー <sup>e)</sup>	—	—	モニタリングステーション	重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順	—	—	モニタリングポスト	—	—	可搬式モニタリングポスト	—	—	—	<p>第1.18.1表 重大事故等対処設備及び資機材と整備する手順(1/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>機能喪失を想定する設計基準事故対処設備</th> <th>対応手段</th> <th>対応設備</th> <th>設備分類<sup>a)</sup></th> <th>整備する手順書</th> <th>手順の分類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="14">—</td> <td rowspan="14">—</td> <td rowspan="14">居住性の確保</td> <td>緊急時対策所遮蔽<sup>→</sup></td> <td>—</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット</td> <td>緊急時対策所運用手順</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>空気供給装置（空気ポンプ）</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>圧力計</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所可搬型エアモニタ</td> <td>重大事故等の放射線管理手順 緊急時対策所運用手順</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>可搬型モニタリングポスト<sup>b)</sup></td> <td>可搬型モニタリングポスト等による放射線管理の手順</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>可搬型気象観測設備<sup>c)</sup></td> <td>可搬型気象観測設備による気象観測項目の手順 緊急時対策所運用手順</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>酸素濃度計・二酸化炭素濃度計</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>データ収集計測機</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>EKSS 伝送ケーブル</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>データ表示端末</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>トランシーバ</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>インターフォン</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>テレビ会議システム（指揮所・待機所間）</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>		分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対応設備	設備分類 <sup>a)</sup>	整備する手順書	手順の分類	—	—	居住性の確保	緊急時対策所遮蔽 <sup>→</sup>	—	—	—	可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン	—	—	可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット	緊急時対策所運用手順	—	—	空気供給装置（空気ポンプ）	—	—	圧力計	—	—	緊急時対策所可搬型エアモニタ	重大事故等の放射線管理手順 緊急時対策所運用手順	—	—	可搬型モニタリングポスト <sup>b)</sup>	可搬型モニタリングポスト等による放射線管理の手順	—	—	可搬型気象観測設備 <sup>c)</sup>	可搬型気象観測設備による気象観測項目の手順 緊急時対策所運用手順	—	—	酸素濃度計・二酸化炭素濃度計	—	—	データ収集計測機	—	—	EKSS 伝送ケーブル	—	—	データ表示端末	—	—	衛星電話設備	—	—	トランシーバ	—	—	インターフォン	—	—	テレビ会議システム（指揮所・待機所間）	—	—	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	—	—	<p>第1.18-1表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順                  対応手段、対処設備、手順書一覧(1/2)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>機能喪失を想定する設計基準事故対処設備</th> <th>対応手段</th> <th>対処設備</th> <th>手順書</th> <th>差異理由</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="14">—</td> <td rowspan="14">—</td> <td rowspan="14">居住性の確保</td> <td>緊急時対策所遮蔽</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所非常用送風機</td> <td rowspan="10">重大事故等対処設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所非常用フィルタ設置</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所非常用給排気配管・弁</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所加工設備（空気ポンプ）</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所加工設備（配管・弁）</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所可搬型エアモニタ</td> </tr> <tr> <td>可搬型モニタリングポスト</td> </tr> <tr> <td>酸素濃度計</td> </tr> <tr> <td>二酸化炭素濃度計</td> </tr> <tr> <td>圧力計</td> </tr> <tr> <td>安全バフメータ表示システム（BFD）</td> <td rowspan="4">重大事故等対処設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>無線連絡設備（固定型）</td> </tr> <tr> <td>無線連絡設備（携帯型）</td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備（固定型）</td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備（携帯型）</td> <td rowspan="4">重大事故等対処設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備</td> </tr> <tr> <td>無線通信装置</td> </tr> <tr> <td>無線連絡設備（屋外アンテナ）</td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備（屋外アンテナ）</td> <td rowspan="4">重大事故等対処設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>衛星通信装置</td> </tr> <tr> <td>有線（構内）</td> </tr> <tr> <td>送受信機（バージョンアップ） （警報装置を含む。）</td> </tr> <tr> <td>電力保安通信用電話設備</td> <td rowspan="4">自主対策設備</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>局線加入電話設備</td> </tr> <tr> <td>移動無線設備</td> </tr> <tr> <td>専用電話設備（電力公社団体別ネットワーク）</td> </tr> <tr> <td>社内テレビ会議システム</td> <td rowspan="2">資機材</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>対策の検討に必要な資料<sup>d)</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>中1 「対策の検討に必要な資料」については、資機材であるため重大事故等対処設備としない。</p>		分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	手順書	差異理由	—	—	居住性の確保	緊急時対策所遮蔽	—	—	緊急時対策所非常用送風機	重大事故等対処設備	—	緊急時対策所非常用フィルタ設置	緊急時対策所非常用給排気配管・弁	緊急時対策所加工設備（空気ポンプ）	緊急時対策所加工設備（配管・弁）	緊急時対策所可搬型エアモニタ	可搬型モニタリングポスト	酸素濃度計	二酸化炭素濃度計	圧力計	安全バフメータ表示システム（BFD）	重大事故等対処設備	—	無線連絡設備（固定型）	無線連絡設備（携帯型）	衛星電話設備（固定型）	衛星電話設備（携帯型）	重大事故等対処設備	—	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	無線通信装置	無線連絡設備（屋外アンテナ）	衛星電話設備（屋外アンテナ）	重大事故等対処設備	—	衛星通信装置	有線（構内）	送受信機（バージョンアップ） （警報装置を含む。）	電力保安通信用電話設備	自主対策設備	—	局線加入電話設備	移動無線設備	専用電話設備（電力公社団体別ネットワーク）	社内テレビ会議システム	資機材	—	対策の検討に必要な資料 <sup>d)</sup>
分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対応設備	設備分類 <sup>a)</sup>	整備する手順書	手順の分類																																																																																																																																																																																					
—	—	居住性の確保	緊急時対策所遮蔽	—	—	—																																																																																																																																																																																					
			緊急時対策所非常用空気浄化ファン <sup>b)</sup>	—	—																																																																																																																																																																																						
			緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット <sup>c)</sup>	緊急時対策所の立ち上げ時の手順	—	—																																																																																																																																																																																					
			空気供給装置	原子力災害対策特別措置法第10条事象発生時の手順	—	—																																																																																																																																																																																					
			緊急時対策所内可搬型エアモニタ <sup>d)</sup>	原子力災害対策特別措置法第10条事象発生時の手順	—	—																																																																																																																																																																																					
			緊急時対策所外可搬型エアモニタ <sup>d)</sup>		—	—																																																																																																																																																																																					
			酸素濃度計	重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順	—	—																																																																																																																																																																																					
			二酸化炭素濃度計		—	—																																																																																																																																																																																					
			電源車（緊急時対策用）	重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順	—	—																																																																																																																																																																																					
			燃料油貯蔵タンク <sup>e)</sup>		—	—																																																																																																																																																																																					
			重油タンク <sup>e)</sup>	重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順	—	—																																																																																																																																																																																					
			タンクローリー <sup>e)</sup>		—	—																																																																																																																																																																																					
			モニタリングステーション	重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順	—	—																																																																																																																																																																																					
			モニタリングポスト		—	—																																																																																																																																																																																					
可搬式モニタリングポスト	—	—	—																																																																																																																																																																																								
分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対応設備	設備分類 <sup>a)</sup>	整備する手順書	手順の分類																																																																																																																																																																																					
—	—	居住性の確保	緊急時対策所遮蔽 <sup>→</sup>	—	—	—																																																																																																																																																																																					
			可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン	—	—																																																																																																																																																																																						
			可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニット	緊急時対策所運用手順	—	—																																																																																																																																																																																					
			空気供給装置（空気ポンプ）	—	—																																																																																																																																																																																						
			圧力計	—	—																																																																																																																																																																																						
			緊急時対策所可搬型エアモニタ	重大事故等の放射線管理手順 緊急時対策所運用手順	—	—																																																																																																																																																																																					
			可搬型モニタリングポスト <sup>b)</sup>	可搬型モニタリングポスト等による放射線管理の手順	—	—																																																																																																																																																																																					
			可搬型気象観測設備 <sup>c)</sup>	可搬型気象観測設備による気象観測項目の手順 緊急時対策所運用手順	—	—																																																																																																																																																																																					
			酸素濃度計・二酸化炭素濃度計	—	—																																																																																																																																																																																						
			データ収集計測機	—	—																																																																																																																																																																																						
			EKSS 伝送ケーブル	—	—																																																																																																																																																																																						
			データ表示端末	—	—																																																																																																																																																																																						
			衛星電話設備	—	—																																																																																																																																																																																						
			トランシーバ	—	—																																																																																																																																																																																						
インターフォン	—	—																																																																																																																																																																																									
テレビ会議システム（指揮所・待機所間）	—	—																																																																																																																																																																																									
統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	—	—																																																																																																																																																																																									
分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	手順書	差異理由																																																																																																																																																																																						
—	—	居住性の確保	緊急時対策所遮蔽	—	—																																																																																																																																																																																						
			緊急時対策所非常用送風機	重大事故等対処設備	—																																																																																																																																																																																						
			緊急時対策所非常用フィルタ設置																																																																																																																																																																																								
			緊急時対策所非常用給排気配管・弁																																																																																																																																																																																								
			緊急時対策所加工設備（空気ポンプ）																																																																																																																																																																																								
			緊急時対策所加工設備（配管・弁）																																																																																																																																																																																								
			緊急時対策所可搬型エアモニタ																																																																																																																																																																																								
			可搬型モニタリングポスト																																																																																																																																																																																								
			酸素濃度計																																																																																																																																																																																								
			二酸化炭素濃度計																																																																																																																																																																																								
			圧力計																																																																																																																																																																																								
			安全バフメータ表示システム（BFD）	重大事故等対処設備	—																																																																																																																																																																																						
			無線連絡設備（固定型）																																																																																																																																																																																								
			無線連絡設備（携帯型）																																																																																																																																																																																								
衛星電話設備（固定型）																																																																																																																																																																																											
衛星電話設備（携帯型）	重大事故等対処設備	—																																																																																																																																																																																									
統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備																																																																																																																																																																																											
無線通信装置																																																																																																																																																																																											
無線連絡設備（屋外アンテナ）																																																																																																																																																																																											
衛星電話設備（屋外アンテナ）	重大事故等対処設備	—																																																																																																																																																																																									
衛星通信装置																																																																																																																																																																																											
有線（構内）																																																																																																																																																																																											
送受信機（バージョンアップ） （警報装置を含む。）																																																																																																																																																																																											
電力保安通信用電話設備	自主対策設備	—																																																																																																																																																																																									
局線加入電話設備																																																																																																																																																																																											
移動無線設備																																																																																																																																																																																											
専用電話設備（電力公社団体別ネットワーク）																																																																																																																																																																																											
社内テレビ会議システム	資機材	—																																																																																																																																																																																									
対策の検討に必要な資料 <sup>d)</sup>																																																																																																																																																																																											

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉

泊発電所3号炉

女川原子力発電所2号炉

差異理由

第1.18.1表 重大事故等における対応手段と整備する手順 (2/3)

分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対応設備	整備する手順書	手順の分類
緊急時対策所 全交流動力電源	緊急時対策所 全交流動力電源	代替非常用発電機からの給電	SFD5表示装置 <sup>a)</sup>	緊急時対策所 燃料貯蔵設備 によるタンク トローリー等 の監視手順	S A所達 <sup>b)</sup>
			安全バクメータ表示システム (SFD5) <sup>b)</sup>		
			安全バクメータ伝送システム <sup>c)</sup>		
			衛星電話 (固定) <sup>b)</sup>		
			衛星電話 (携帯)		
			衛星電話 (可搬)		
			緊急時衛星通信システム <sup>d)</sup>		
			携帯型通信装置		
			統合原子力防災ネットワークに接続する通信設備 <sup>e)</sup> (TV会議システム、IP電話、IP-FAX)		
			電源車 (緊急時対策用)		
			燃料貯蔵タンク <sup>f)</sup>		
			重油タンク <sup>g)</sup>		
			タンクローリー <sup>h)</sup>		
			空冷式非常用発電機 <sup>i)</sup>		
			燃料貯蔵設備		
加入電話					
加入ファクシミリ					
電力保安通信用電話設備					
社内TV会議システム <sup>j)</sup>					
無線通話装置 <sup>k)</sup>					
対策の検討に必要な資料 <sup>l)</sup>					
緊急時対策所非常用空気浄化ファン <sup>m)</sup>	放射線管理に 関する手順				
緊急時対策所非常用空気浄化フィルタユニット <sup>n)</sup>					
電源車 (緊急時対策用)					
燃料貯蔵タンク <sup>f)</sup>					
重油タンク <sup>g)</sup>					
タンクローリー <sup>h)</sup>					
防護員及びチェンジングエリア用設備 <sup>o)</sup>					
飲料水、食料等 <sup>p)</sup>					

※1：重大事故等対策において用いる設備の分類  
 a：当該条文中に適合する重大事故等対処設備 b：37条に適合する重大事故等対処設備 c：自主的対策として整備する重大事故等対処設備  
 ※2：電源車 (緊急時対策用) から給電する。  
 ※3：空冷式非常用発電機から給電する。  
 ※4：電源車 (緊急時対策用)、空冷式非常用発電機の燃料補給に使用する。  
 ※5：空冷式非常用発電機からの給電/燃料補給については「1.14 電源の確保に関する手順等」に整備する。  
 ※6：「対策の検討に必要な資料」防護員及びチェンジングエリア用設備、及び「飲料水、食料等」は資機材であるため、重大事故等対処設備とはしない。  
 ※7：「大飯発電所 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する手順」

第1.18.1表 重大事故等における対応手段と整備する手順 (3/3)

分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対応設備	整備する手順書	手順の分類
サボイニシ機機損失時	緊急時対策所 全交流動力電源	代替非常用発電機からの給電	電源車 (緊急時対策用)	電源車 (緊急時対策用) による給電手順	S A所達 <sup>a)</sup>
			燃料貯蔵タンク <sup>b)</sup>		
			重油タンク <sup>c)</sup>		
			タンクローリー <sup>d)</sup>		
空冷式非常用発電機 <sup>e)</sup>	空冷式非常用発電機による代替電源 (交流) からの給電手順	空冷式非常用発電機等への燃料 (重油) 補給手順	S A所達 <sup>a)</sup>		

※1：重大事故等対策において用いる設備の分類  
 a：当該条文中に適合する重大事故等対処設備 b：37条に適合する重大事故等対処設備 c：自主的対策として整備する重大事故等対処設備  
 ※2：電源車 (緊急時対策用)、空冷式非常用発電機の燃料補給に使用する。  
 ※3：空冷式非常用発電機からの給電/燃料補給については「1.14 電源の確保に関する手順等」に整備する。  
 ※4：「大飯発電所 重大事故等発生時における原子炉施設の保全のための活動に関する手順」

第1.18.1表 重大事故等対処設備及び資機材と整備する手順 (2/2)

分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対応設備	設備分類 <sup>a)</sup>	整備する手順書	手順の分類				
緊急時対策所 全交流動力電源	緊急時対策所 全交流動力電源	代替非常用発電機からの給電	加入電話設備	多様な非常用設備	通信連絡に関する手順	重大事故等発生時及び大規模損壊発生時における対応手順				
			専用電話設備							
			電力保安通信用電話設備							
			社内TV会議システム							
			無線通話装置							
			運転指令設備							
			携帯電話							
			対策の検討に必要な資料 <sup>b)</sup>				資機材	緊急時対策所運用手順	重大事故等の放射線管理手順	
			防護員及びチェンジングエリア設置資機材 <sup>c)</sup>							
			飲料水、食料等 <sup>d)</sup>							
			緊急時対策所用発電機							緊急時対策所運用手順
			ディーゼル発電機燃料油貯槽 <sup>e)</sup>							燃料の配出に関する手順
			可搬型タンクローリー <sup>f)</sup>							燃料の配出に関する手順
			ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ <sup>g)</sup>							燃料の配出に関する手順
			代替非常用発電機 <sup>h)</sup>							燃料の配出に関する手順
ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ <sup>h)</sup>	燃料の配出に関する手順									
ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ <sup>h)</sup>	燃料の配出に関する手順									
ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ <sup>h)</sup>	燃料の配出に関する手順									
ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ <sup>h)</sup>	燃料の配出に関する手順									
ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ <sup>h)</sup>	燃料の配出に関する手順									
ディーゼル発電機燃料油移送ポンプ <sup>h)</sup>	燃料の配出に関する手順									

※1：可搬型モニタリングポスト及び可搬型気象観測設備は「1.17 監視測定等に関する手順等」にて整備する。  
 ※2：代替非常用発電機から給電する手順は「1.14 電源の確保に関する手順等」にて整備する。  
 ※3：重大事故対策において用いる設備の分類  
 a：当該条文中に適合する重大事故等対処設備 b：37条に適合する重大事故等対処設備  
 c：自主的対策として整備する重大事故等対処設備  
 ※4：資機材であるため、重大事故等対処設備としない。  
 ※5：緊急時対策所用発電機の燃料補給に使用する。  
 ※6：ディーゼル発電機燃料油移送ポンプは、可搬型タンクローリーによるディーゼル発電機燃料油貯槽からの燃料汲み上げができない場合に使用する。

第1.18-1表 機能喪失を想定する設計基準事故対処設備と整備する手順  
 対応手段、対処設備、手順書一覧 (2/2)

分類	機能喪失を想定する設計基準事故対処設備	対応手段	対処設備	整備する手順書	手順の分類
緊急時対策所 全交流動力電源	緊急時対策所 全交流動力電源	代替非常用発電機からの給電	放射線管理用資機材 <sup>a)</sup>	資機材	重大事故等発生時及び大規模損壊発生時における対応手順
			飲料水、食料等 <sup>b)</sup>		
			ガスタービン発電機		
			ガスタービン発電機燃料油移送ポンプ		
			タンクローリー		
			重油タンク		
			ガスタービン発電機燃料油移送ポンプ		
			ガスタービン発電機燃料油移送系配管・弁		
			ホース		
			非常用ディーゼル発電機燃料油移送系配管・弁		
			高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機燃料油移送系配管・弁		
			ガスタービン発電機燃料油移送系配管・弁		
			緊急用高圧弁締 2F 系		
			電源車 (緊急時対策用)		
			緊急時対策所重油タンク		
緊急時対策所燃料油移送系配管・弁					
緊急時対策所用高圧弁締 J 系					
ガスタービン発電機～緊急時対策所用高圧弁締 J 系電話					
電源車 (緊急時対策用) ～電源車接続口 (緊急時対策用) 電話					
電源車接続口 (緊急時対策用) ～緊急時対策所用高圧弁締 J 系電話					
手携電源車	自主的対策設備				
電源車接続口 (緊急時対策用) 系南側	自主的対策設備				

※2 「放射線管理用資機材」及び「飲料水、食料等」については資機材であるため重大事故等対処設備としない。

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3 / 4号炉

第1.18.2表 重大事故等対処に係る監視計器

1.18 緊急時対策所の重大事故等時の手順等  
監視計器一覧

対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器
1.18.2.1 居住性を確保するための手順等		
(1) 緊急時対策所の立ち上げ時の手順 c. 緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順	判断基準 緊急時対策所換気空調設備を運転している場合 酸素濃度 19%未満若しくは二酸化炭素濃度 1%を超える場合	酸素濃度計
		二酸化炭素濃度計
		流量調整ユニット流量計
		緊急時対策所内差圧計
		緊急時対策所非常用空気浄化ファン給気流量計
操作	空気供給装置使用時	緊急時対策所内差圧計
	緊急時対策所可搬型空気浄化装置使用時	緊急時対策所内差圧計
	緊急時対策所内の環境監視	酸素濃度計 二酸化炭素濃度計
	緊急時対策所外の放射線量	緊急時対策所外可搬型エアモニタ
(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等 b. 空気供給装置への切替準備手順	判断基準 原子炉格納容器破損	—
		—
(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等 c. 空気供給装置への切替手順	判断基準 緊急時対策所外の放射線量 緊急時対策所内の放射線量	緊急時対策所外可搬型エアモニタ
		緊急時対策所内可搬型エアモニタ
		流量調整ユニット流量計
		緊急時対策所内差圧計
		緊急時対策所内の環境監視
操作	空気供給装置使用時	緊急時対策所外可搬型エアモニタ
	緊急時対策所内の環境監視	緊急時対策所内可搬型エアモニタ
	緊急時対策所非常用空気浄化ファン給気流量計	緊急時対策所内差圧計
	緊急時対策所内の環境監視	酸素濃度計 二酸化炭素濃度計
1.18.2.4 代替電源設備からの給電手順		
(1) 電源車（緊急時対策所用）による給電手順 b. 電源車（緊急時対策所用）起動手順 c. 電源車（緊急時対策所）の切替及び燃料補給手順	判断基準 電源	電源車（緊急時対策所用）
		緊急時対策所コントロールセンタ 緊急時対策所電源車切替盤

泊発電所3号炉

第1.18.2表 重大事故等対処に係る監視計器

1.18 緊急時対策所の重大事故等時の手順等

監視計器一覧(1/3)

対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器	
1.18.2.1 居住性を確保するための手順等			
(1) 緊急時対策所立ち上げ時の手順 c. 緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順	判断基準 緊急時対策所換気設備を運転している場合 酸素濃度18%未満若しくは二酸化炭素濃度0.5%を超える場合 空気供給装置を使用している場合において、酸素濃度19%未満若しくは二酸化炭素濃度1.0%を超える場合	酸素濃度・二酸化炭素濃度計	
		空気供給装置使用時	空気供給装置空気供給流量、緊急時対策所内圧力
		可搬型空気浄化装置使用時	可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン給気流量、緊急時対策所内圧力
		緊急時対策所内の環境監視	酸素濃度・二酸化炭素濃度計
		緊急時対策所外の放射線量率	モニタリングポスト、モニタリングステーション、可搬型モニタリングポスト
(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等 b. 空気供給装置への切替準備手順	判断基準 原子炉格納容器破損	原子炉格納容器破損が生じた旨の連絡、情報	
		—	

女川原子力発電所2号炉

第1.18-2表 重大事故等対処に係る監視計器

対応手段	重大事故等の対応に必要な監視項目	監視計器
1.18.2.1 居住性を確保するための手順等		
(1) 緊急時対策所立ち上げの手順 a. 緊急時対策所換気空調系運転手順	判断基準 原子炉格納容器内の放射線量率 原子炉圧力容器温度 原子炉格納容器内酸素濃度	格納容器内空気放射線モニタ (D/W) 格納容器内空気放射線モニタ (S/C)
		原子炉圧力容器温度 (原子炉圧力容器下壁下部温度)
(1) 緊急時対策所立ち上げの手順 a. 緊急時対策所換気空調系運転手順	操作 緊急時対策所換気空調監視	格納容器内空気酸素濃度
		—
(1) 緊急時対策所立ち上げの手順 b. 緊急時対策所内の酸素濃度及び二酸化炭素濃度の測定手順	判断基準 —	—
		操作 緊急時対策所内の環境監視
(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等 b. 緊急時対策所での原子炉格納容器ベントを実施する場合の対応手順	判断基準 原子炉格納容器内の放射線量率 原子炉圧力容器温度 原子炉格納容器内酸素濃度 原子炉格納容器内の圧力、温度	格納容器内空気放射線モニタ (D/W) 格納容器内空気放射線モニタ (S/C)
		原子炉圧力容器温度 (原子炉圧力容器下壁下部温度)
		格納容器内空気酸素濃度
		ドライウェル圧力 ドライウェル温度
		操作 緊急時対策所内差圧監視

差異理由

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由																																							
	<p>監視計器一覧(2/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対応手段</th> <th>重大事故等の対応に必要となる監視項目</th> <th>監視計器</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="3">1.18.2.1 居住性を確保するための手順等</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等 c. 空気供給装置への切替手順</td> <td>判断基準 緊急時対策所外の放射線量率</td> <td>モニタリングポスト、モニタリングステーション、可搬型モニタリングポスト</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所内の放射線量率</td> <td>緊急時対策所可搬型エアモニタ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">操作</td> <td>空気供給装置使用時</td> <td>空気供給装置空気供給流量 緊急時対策所内圧力</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所内の環境監視</td> <td>酸素濃度・ 二酸化炭素濃度計</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等 d. 可搬型空気浄化装置への切替手順</td> <td>判断基準 緊急時対策所外の放射線量率</td> <td>可搬型モニタリングポスト</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td>可搬型空気浄化装置使用時 緊急時対策所内の環境監視</td> <td>可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン給気流量 緊急時対策所内圧力 酸素濃度・ 二酸化炭素濃度計</td> </tr> <tr> <td colspan="3">1.18.2.3 必要な数の要員の収容に係る手順等</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">(1) 放射線管理について c. 可搬型空気浄化装置の切替手順</td> <td>判断基準 フィルタユニットの性能の低下 (フィルタ差圧の上昇等)</td> <td>可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットH/F 出入口差圧 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン給気流量 緊急時対策所内圧力</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td>可搬型空気浄化装置使用時</td> <td>可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン給気流量 緊急時対策所内圧力</td> </tr> </tbody> </table> <p>監視計器一覧(3/3)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="3">1.18.2.4 代替電源設備からの給電手順</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">(1) 緊急時対策所用発電機による給電 b. 緊急時対策所用発電機起動手順</td> <td>判断基準</td> <td>電源</td> </tr> <tr> <td>操作</td> <td>電源</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：1号炉常用母線のうち、緊急時対策所へ給電している母線である。2号炉常用母線から1号炉常用母線を介して給電することも可能である。          ※2：3号炉非常用母線のうち、緊急時対策所へ給電している母線である。</p>	対応手段	重大事故等の対応に必要となる監視項目	監視計器	1.18.2.1 居住性を確保するための手順等			(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等 c. 空気供給装置への切替手順	判断基準 緊急時対策所外の放射線量率	モニタリングポスト、モニタリングステーション、可搬型モニタリングポスト	緊急時対策所内の放射線量率	緊急時対策所可搬型エアモニタ	操作	空気供給装置使用時	空気供給装置空気供給流量 緊急時対策所内圧力	緊急時対策所内の環境監視	酸素濃度・ 二酸化炭素濃度計	(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等 d. 可搬型空気浄化装置への切替手順	判断基準 緊急時対策所外の放射線量率	可搬型モニタリングポスト	操作	可搬型空気浄化装置使用時 緊急時対策所内の環境監視	可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン給気流量 緊急時対策所内圧力 酸素濃度・ 二酸化炭素濃度計	1.18.2.3 必要な数の要員の収容に係る手順等			(1) 放射線管理について c. 可搬型空気浄化装置の切替手順	判断基準 フィルタユニットの性能の低下 (フィルタ差圧の上昇等)	可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットH/F 出入口差圧 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン給気流量 緊急時対策所内圧力	操作	可搬型空気浄化装置使用時	可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン給気流量 緊急時対策所内圧力	1.18.2.4 代替電源設備からの給電手順			(1) 緊急時対策所用発電機による給電 b. 緊急時対策所用発電機起動手順	判断基準	電源	操作	電源		
対応手段	重大事故等の対応に必要となる監視項目	監視計器																																								
1.18.2.1 居住性を確保するための手順等																																										
(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等 c. 空気供給装置への切替手順	判断基準 緊急時対策所外の放射線量率	モニタリングポスト、モニタリングステーション、可搬型モニタリングポスト																																								
	緊急時対策所内の放射線量率	緊急時対策所可搬型エアモニタ																																								
操作	空気供給装置使用時	空気供給装置空気供給流量 緊急時対策所内圧力																																								
	緊急時対策所内の環境監視	酸素濃度・ 二酸化炭素濃度計																																								
(3) 重大事故等が発生した場合の放射線防護等に関する手順等 d. 可搬型空気浄化装置への切替手順	判断基準 緊急時対策所外の放射線量率	可搬型モニタリングポスト																																								
	操作	可搬型空気浄化装置使用時 緊急時対策所内の環境監視	可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン給気流量 緊急時対策所内圧力 酸素濃度・ 二酸化炭素濃度計																																							
1.18.2.3 必要な数の要員の収容に係る手順等																																										
(1) 放射線管理について c. 可搬型空気浄化装置の切替手順	判断基準 フィルタユニットの性能の低下 (フィルタ差圧の上昇等)	可搬型新設緊急時対策所空気浄化フィルタユニットH/F 出入口差圧 可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン給気流量 緊急時対策所内圧力																																								
	操作	可搬型空気浄化装置使用時	可搬型新設緊急時対策所空気浄化ファン給気流量 緊急時対策所内圧力																																							
1.18.2.4 代替電源設備からの給電手順																																										
(1) 緊急時対策所用発電機による給電 b. 緊急時対策所用発電機起動手順	判断基準	電源																																								
	操作	電源																																								

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

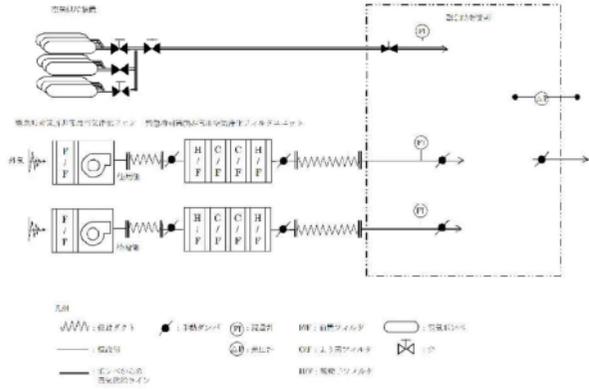
大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由																																																																														
<p>第1.18.3表 審査基準における要求事項ごとの給電対象設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>条文</th> <th>供給対象設備</th> <th>受電盤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</td> <td>緊急時対策所非常用空気浄化ファン</td> <td>緊急時対策所コントロールセンタ</td> </tr> <tr> <td>安全パラメータ表示システム（SPDS）</td> <td>3 データ伝送設備電源切替分電盤</td> </tr> <tr> <td>安全パラメータ伝送システム</td> <td>4 データ伝送設備電源切替分電盤</td> </tr> <tr> <td>SPDS表示装置</td> <td>緊急時対策所コントロールセンタ</td> </tr> </tbody> </table>	条文	供給対象設備	受電盤	1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等	緊急時対策所非常用空気浄化ファン	緊急時対策所コントロールセンタ	安全パラメータ表示システム（SPDS）	3 データ伝送設備電源切替分電盤	安全パラメータ伝送システム	4 データ伝送設備電源切替分電盤	SPDS表示装置	緊急時対策所コントロールセンタ	<p>第1.18.3表 審査基準における要求事項ごとの給電対象設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象条文</th> <th>供給対象設備</th> <th>受電盤</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="7">【1.18】 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</td> <td rowspan="2">可搬型新設緊急時対策所 空気浄化ファン</td> <td>緊急時対策所 指揮所200V分電盤</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所 待機所200V分電盤</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">データ表示端末</td> <td>緊急時対策所 指揮所100V分電盤</td> </tr> <tr> <td>緊急時対策所通信設備分電盤</td> </tr> <tr> <td>データ収集計算機</td> <td>SPDS/TSCP用 切替器分電盤</td> </tr> <tr> <td>ERSS伝送サーバ</td> <td>A-ディーゼル発電機</td> </tr> <tr> <td>A-ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ</td> <td>コントロールセンタ</td> </tr> <tr> <td>B-ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ</td> <td>B-ディーゼル発電機 コントロールセンタ</td> </tr> </tbody> </table>	対象条文	供給対象設備	受電盤	【1.18】 緊急時対策所の居住性等に関する手順等	可搬型新設緊急時対策所 空気浄化ファン	緊急時対策所 指揮所200V分電盤	緊急時対策所 待機所200V分電盤	データ表示端末	緊急時対策所 指揮所100V分電盤	緊急時対策所通信設備分電盤	データ収集計算機	SPDS/TSCP用 切替器分電盤	ERSS伝送サーバ	A-ディーゼル発電機	A-ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ	コントロールセンタ	B-ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ	B-ディーゼル発電機 コントロールセンタ	<p>第1.18-3表 「審査基準」における要求事項ごとの給電対象設備</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>対象条文</th> <th>供給対象設備</th> <th>給電元 給電母線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">【1.18】 緊急時対策所の居住性等に関する手順等</td> <td rowspan="2">緊急時対策所非常用送風機</td> <td>400V 緊急時対策棟用 モータコントロールセンタ 子1</td> </tr> <tr> <td>400V 緊急時対策棟用 モータコントロールセンタ 子2</td> </tr> <tr> <td>SPDS伝送装置</td> <td>120V直流主母線盤] -1</td> </tr> <tr> <td>SPDS表示装置</td> <td>120V直流主母線盤] -2</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 通信連絡設備における給電対象設備は「1.19 通信連絡に関する手順等」にて整備する。</p>	対象条文	供給対象設備	給電元 給電母線	【1.18】 緊急時対策所の居住性等に関する手順等	緊急時対策所非常用送風機	400V 緊急時対策棟用 モータコントロールセンタ 子1	400V 緊急時対策棟用 モータコントロールセンタ 子2	SPDS伝送装置	120V直流主母線盤] -1	SPDS表示装置	120V直流主母線盤] -2																																						
条文	供給対象設備	受電盤																																																																															
1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等	緊急時対策所非常用空気浄化ファン	緊急時対策所コントロールセンタ																																																																															
	安全パラメータ表示システム（SPDS）	3 データ伝送設備電源切替分電盤																																																																															
	安全パラメータ伝送システム	4 データ伝送設備電源切替分電盤																																																																															
	SPDS表示装置	緊急時対策所コントロールセンタ																																																																															
対象条文	供給対象設備	受電盤																																																																															
【1.18】 緊急時対策所の居住性等に関する手順等	可搬型新設緊急時対策所 空気浄化ファン	緊急時対策所 指揮所200V分電盤																																																																															
		緊急時対策所 待機所200V分電盤																																																																															
	データ表示端末	緊急時対策所 指揮所100V分電盤																																																																															
		緊急時対策所通信設備分電盤																																																																															
	データ収集計算機	SPDS/TSCP用 切替器分電盤																																																																															
	ERSS伝送サーバ	A-ディーゼル発電機																																																																															
	A-ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ	コントロールセンタ																																																																															
B-ディーゼル発電機 燃料油移送ポンプ	B-ディーゼル発電機 コントロールセンタ																																																																																
対象条文	供給対象設備	給電元 給電母線																																																																															
【1.18】 緊急時対策所の居住性等に関する手順等	緊急時対策所非常用送風機	400V 緊急時対策棟用 モータコントロールセンタ 子1																																																																															
		400V 緊急時対策棟用 モータコントロールセンタ 子2																																																																															
	SPDS伝送装置	120V直流主母線盤] -1																																																																															
	SPDS表示装置	120V直流主母線盤] -2																																																																															
<p>第1.18.4表 重大事故等対処に係る通信連絡設備一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">対応設備</th> <th rowspan="2">重大事故等対処設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>衛星電話</td> <td>衛星電話（固定） 衛星電話（携帯） 衛星電話（可搬）</td> </tr> <tr> <td>緊急時衛星通報システム</td> <td>緊急時衛星通報システム</td> </tr> <tr> <td>携行型通話装置</td> <td>携行型通話装置</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備</td> <td>TV会議システム</td> <td rowspan="2">多様性拡張設備</td> </tr> <tr> <td>IP電話 IP-FAX</td> </tr> <tr> <td>運転指令設備</td> <td>運転指令設備</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">電力保安通話用電話設備</td> <td>保安電話（固定）</td> <td rowspan="3">多様性拡張設備</td> </tr> <tr> <td>保安電話（携帯）</td> </tr> <tr> <td>衛星保安電話</td> </tr> <tr> <td>無線連絡設備</td> <td>無線通話装置（固定型）</td> </tr> <tr> <td>テレビ会議システム</td> <td>社内TV会議システム</td> </tr> <tr> <td>加入電話設備</td> <td>加入電話</td> </tr> <tr> <td>加入ファクシミリ</td> <td>加入ファクシミリ</td> </tr> </tbody> </table>	対応設備		重大事故等対処設備	衛星電話	衛星電話（固定） 衛星電話（携帯） 衛星電話（可搬）	緊急時衛星通報システム	緊急時衛星通報システム	携行型通話装置	携行型通話装置	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	TV会議システム	多様性拡張設備	IP電話 IP-FAX	運転指令設備	運転指令設備	電力保安通話用電話設備	保安電話（固定）	多様性拡張設備	保安電話（携帯）	衛星保安電話	無線連絡設備	無線通話装置（固定型）	テレビ会議システム	社内TV会議システム	加入電話設備	加入電話	加入ファクシミリ	加入ファクシミリ	<p>第1.18.4表 重大事故等対処に係る通信連絡設備一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">対応設備</th> <th rowspan="2">重大事故等対処設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>衛星電話設備</td> <td>固定電話</td> </tr> <tr> <td>衛星携帯電話</td> <td>衛星携帯電話</td> </tr> <tr> <td>トランシーバ</td> <td>トランシーバ</td> </tr> <tr> <td>インターフォン</td> <td>インターフォン</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">テレビ会議システム</td> <td>テレビ会議システム (指揮所・待機所間)</td> <td rowspan="4">多様性拡張設備</td> </tr> <tr> <td>TV会議システム</td> </tr> <tr> <td>IP電話（地上系）</td> </tr> <tr> <td>IP電話（衛星系）</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備</td> <td>IP-FAX（地上系）</td> <td rowspan="3">多様性拡張設備</td> </tr> <tr> <td>IP-FAX（衛星系）</td> </tr> <tr> <td>無線通話装置</td> </tr> <tr> <td>無線通話装置</td> <td>携帯用無線機</td> </tr> <tr> <td>運転指令設備</td> <td>ハンドセットステーション</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">電力保安用通話用電話設備</td> <td>保安電話（固定）</td> <td rowspan="3">多様性拡張設備</td> </tr> <tr> <td>保安電話（携帯）</td> </tr> <tr> <td>衛星保安電話</td> </tr> <tr> <td>加入電話設備</td> <td>加入電話（FAX含む）</td> </tr> <tr> <td>専用電話設備</td> <td>専用電話</td> </tr> <tr> <td>携帯電話</td> <td>携帯電話</td> </tr> <tr> <td>テレビ会議システム</td> <td>社内TV会議システム</td> </tr> </tbody> </table>	対応設備		重大事故等対処設備	衛星電話設備	固定電話	衛星携帯電話	衛星携帯電話	トランシーバ	トランシーバ	インターフォン	インターフォン	テレビ会議システム	テレビ会議システム (指揮所・待機所間)	多様性拡張設備	TV会議システム	IP電話（地上系）	IP電話（衛星系）	統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	IP-FAX（地上系）	多様性拡張設備	IP-FAX（衛星系）	無線通話装置	無線通話装置	携帯用無線機	運転指令設備	ハンドセットステーション	電力保安用通話用電話設備	保安電話（固定）	多様性拡張設備	保安電話（携帯）	衛星保安電話	加入電話設備	加入電話（FAX含む）	専用電話設備	専用電話	携帯電話	携帯電話	テレビ会議システム	社内TV会議システム	<p>第1.18-4表 重大事故等対処に係る通信連絡設備一覧</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">対応設備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">衛星電話設備</td> <td>衛星電話設備（固定型）</td> </tr> <tr> <td>衛星電話設備（携帯型）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">無線連絡設備</td> <td>無線連絡設備（固定型）</td> </tr> <tr> <td>無線連絡設備（携帯型）</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備</td> <td>テレビ会議システム</td> </tr> <tr> <td>IP電話 IP-FAX</td> </tr> </tbody> </table>	対応設備		衛星電話設備	衛星電話設備（固定型）	衛星電話設備（携帯型）	無線連絡設備	無線連絡設備（固定型）	無線連絡設備（携帯型）	統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	テレビ会議システム	IP電話 IP-FAX	
対応設備		重大事故等対処設備																																																																															
衛星電話	衛星電話（固定） 衛星電話（携帯） 衛星電話（可搬）																																																																																
緊急時衛星通報システム	緊急時衛星通報システム																																																																																
携行型通話装置	携行型通話装置																																																																																
統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	TV会議システム	多様性拡張設備																																																																															
	IP電話 IP-FAX																																																																																
運転指令設備	運転指令設備																																																																																
電力保安通話用電話設備	保安電話（固定）	多様性拡張設備																																																																															
	保安電話（携帯）																																																																																
	衛星保安電話																																																																																
無線連絡設備	無線通話装置（固定型）																																																																																
テレビ会議システム	社内TV会議システム																																																																																
加入電話設備	加入電話																																																																																
加入ファクシミリ	加入ファクシミリ																																																																																
対応設備		重大事故等対処設備																																																																															
衛星電話設備	固定電話																																																																																
衛星携帯電話	衛星携帯電話																																																																																
トランシーバ	トランシーバ																																																																																
インターフォン	インターフォン																																																																																
テレビ会議システム	テレビ会議システム (指揮所・待機所間)	多様性拡張設備																																																																															
	TV会議システム																																																																																
	IP電話（地上系）																																																																																
	IP電話（衛星系）																																																																																
統合原子力防災ネットワークに接続する通信連絡設備	IP-FAX（地上系）	多様性拡張設備																																																																															
	IP-FAX（衛星系）																																																																																
	無線通話装置																																																																																
無線通話装置	携帯用無線機																																																																																
運転指令設備	ハンドセットステーション																																																																																
電力保安用通話用電話設備	保安電話（固定）	多様性拡張設備																																																																															
	保安電話（携帯）																																																																																
	衛星保安電話																																																																																
加入電話設備	加入電話（FAX含む）																																																																																
専用電話設備	専用電話																																																																																
携帯電話	携帯電話																																																																																
テレビ会議システム	社内TV会議システム																																																																																
対応設備																																																																																	
衛星電話設備	衛星電話設備（固定型）																																																																																
	衛星電話設備（携帯型）																																																																																
無線連絡設備	無線連絡設備（固定型）																																																																																
	無線連絡設備（携帯型）																																																																																
統合原子力防災ネットワークを用いた通信連絡設備	テレビ会議システム																																																																																
	IP電話 IP-FAX																																																																																



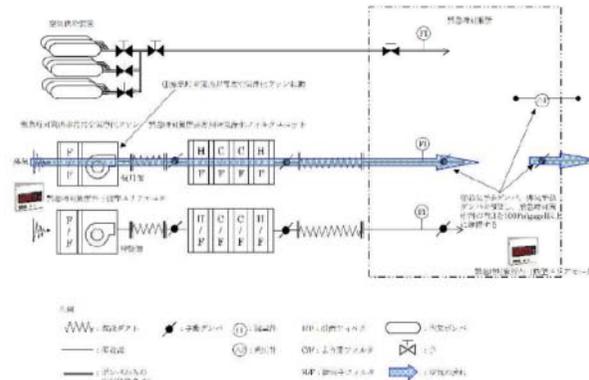
赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉

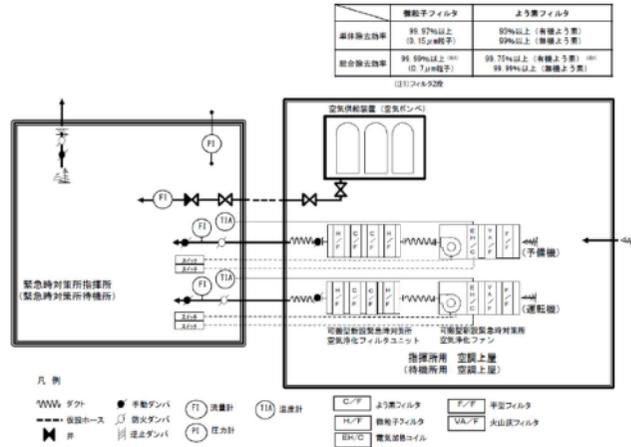


第1.18.2図 緊急時対策所換気設備の概略系統図

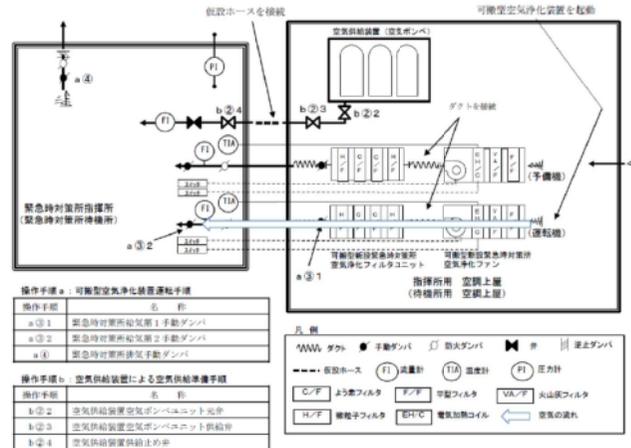


第1.18.3図 緊急時対策所非常用空気浄化装置運転の概略系統図

泊発電所3号炉

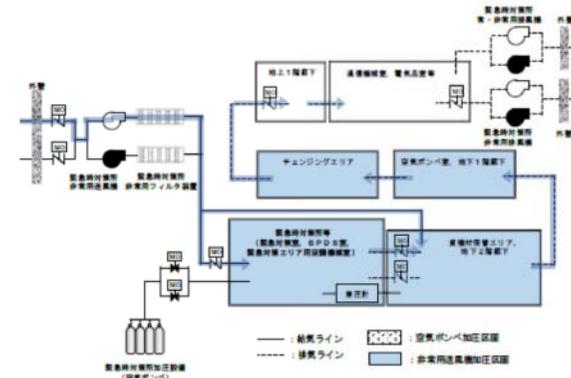


第1.18.2図 緊急時対策所 換気設備の概略系統



第1.18.3図 可搬型空気浄化装置運転及び空気供給装置準備の概略系統

女川原子力発電所2号炉



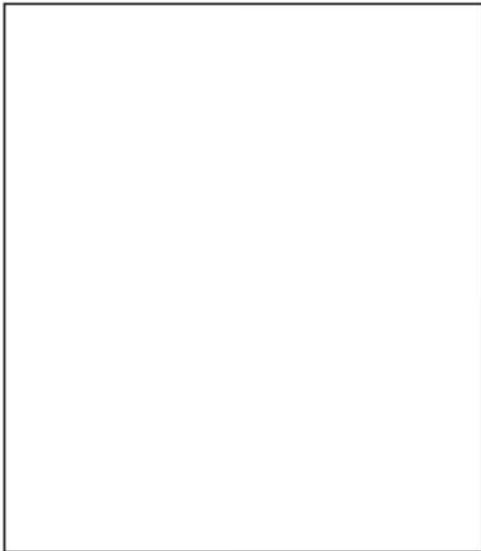
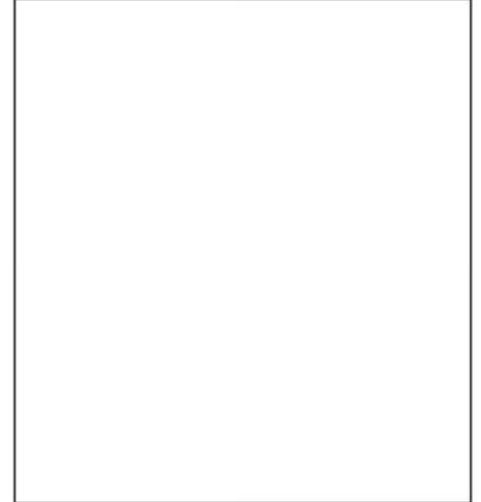
第1.18-2図 緊急時対策所換気空調系統概略図  
 (ブルーム通過前及び通過後：緊急時対策所非常用送風機による正圧化)

手順項目		実施時間 (分)		対応手段	備考
準備	実施	準備	実施		
緊急時対策所非常用送風機運転手順	準備	1	1	非常用送風機運転開始	
	実施	1	1	非常用送風機運転開始	

第1.18-3図 緊急時対策所非常用送風機運転手順タイムチャート

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
<p style="text-align: center;">大飯発電所3 / 4号炉</p>  <p>※1 移動時間に防護員の費用時間を含む。</p> <p style="text-align: center;">第 1.18.4 図 緊急時対策所非常用空気浄化装置運転 タイムチャート</p>	<p style="text-align: center;">泊発電所3号炉</p>  <p>第1.18.4図 可搬型空気浄化装置運転及び空気供給装置による空気供給準備 タイムチャート</p>	 <p style="text-align: center;">第 1.18-4 図 緊急時対策所非常用送風機及び緊急時対策所非常用フィルタ装置 設置場所</p>	
<p style="text-align: center;">大飯発電所3 / 4号炉</p>  <p>※1 移動時間に防護員の費用時間を含む。</p> <p style="text-align: center;">第 1.18.5 図 空気供給装置による空気供給準備 タイムチャート</p>		 <p style="text-align: center;">第 1.18-5 図 緊急時対策所加圧設備（空気ポンプ）設置場所</p>	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉

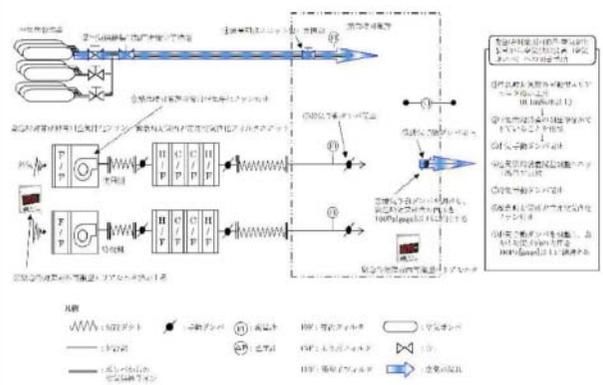
手順の項目	要員(数)	経過時間(分)						備考
		0	10	20	30	40	50	
緊急時対策所内可搬型エリアモニタ設置	緊急安全対策要員 1							表1.18.6参照 緊急時対策所内可搬型エリアモニタ設置 ※1参照
緊急時対策所外可搬型エリアモニタ設置	緊急安全対策要員 1							表1.18.6参照 緊急時対策所外可搬型エリアモニタ設置 ※1参照

※1 移動時間に員運具の乗用時間を含む。

第1.18.6図 緊急時対策所内可搬型エリアモニタ及び緊急時対策所外可搬型エリアモニタ設置 タイムチャート

手順の項目	要員(数)	経過時間(分)						備考
		0	5	10	15	20	25	
空気供給装置への切替準備	緊急時対策本部要員 2							表1.18.7参照 緊急時対策本部要員2名による切替準備

第1.18.7図 空気供給装置への切替準備 タイムチャート



第1.18.8図 空気供給装置への切替の概略系統図

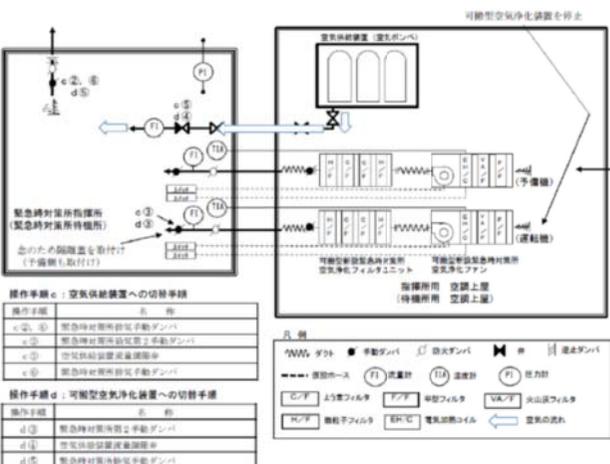
泊発電所3号炉

手順の項目	要員(数)	経過時間(分)						備考
		0	10	20	30	40	50	
緊急時対策所内可搬型エリアモニタ設置	放射線要員 4							約30分V 緊急時対策所内可搬型エリアモニタ設置

第1.18.5図 緊急時対策所内可搬型エリアモニタ設置 タイムチャート

手順の項目	要員(数)	経過時間(分)						備考
		0	5	10	15	20	25	
空気供給装置への切替準備	専任要員 5							約5分V 空気供給装置への切替準備

第1.18.6図 空気供給装置への切替準備 タイムチャート

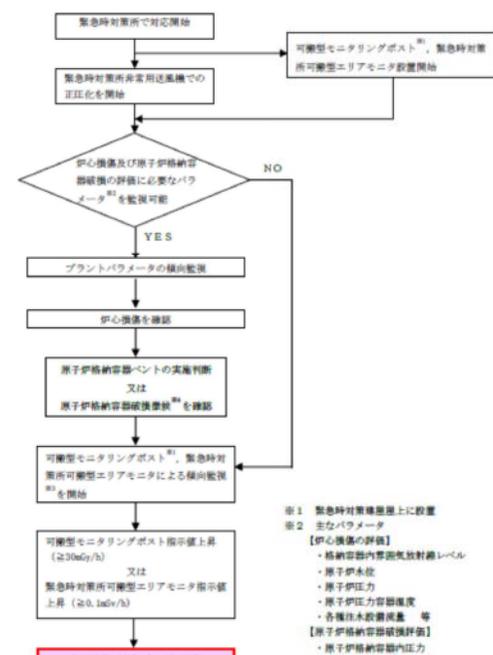


第1.18.7図 緊急時対策所空気供給装置への切替の概略系統図

女川原子力発電所2号炉

手順の項目	要員(数)	経過時間(分)						備考
		0	5	10	15	20	25	
緊急時対策所内可搬型エリアモニタ設置	放射線要員 1							約10分V 緊急時対策所内可搬型エリアモニタ設置

第1.18-6図 緊急時対策所内可搬型エリアモニタ設置手順タイムチャート



第1.18-7図 緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)による加圧判断のフローチャート

差異理由

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉

		経過時間(分)						備考		
		0.5	1	1.5	2	2.5	3	3.5	4	
手順の項目	要員(数)	約2分 W 空気供給装置への切替								
緊急時対策所 空気供給装置への 切替(指検所)	事務職員 2	ブリューム検知	ブリューム検知	ブリューム検知	ブリューム検知	ブリューム検知	ブリューム検知	ブリューム検知	ブリューム検知	
緊急時対策所 空気供給装置への 切替(指検所)	事務職員 2	ブリューム検知	ブリューム検知	ブリューム検知	ブリューム検知	ブリューム検知	ブリューム検知	ブリューム検知	ブリューム検知	

第1.18.9図 空気供給装置への切替 タイムチャート

大飯発電所3/4号炉

		経過時間(分)						備考		
		0.5	1	1.5	2	2.5	3	3.5	4	
手順の項目	要員(数)	約5分 W 可搬型空気浄化装置への切替								
緊急時対策所 可搬型空気浄化装置への 切替	緊急時対策本部要員 2	ブリューム検知	ブリューム検知	ブリューム検知	ブリューム検知	ブリューム検知	ブリューム検知	ブリューム検知	ブリューム検知	

第1.18.10図 緊急時対策所非常用空気浄化装置への切替 タイムチャート

泊発電所3号炉

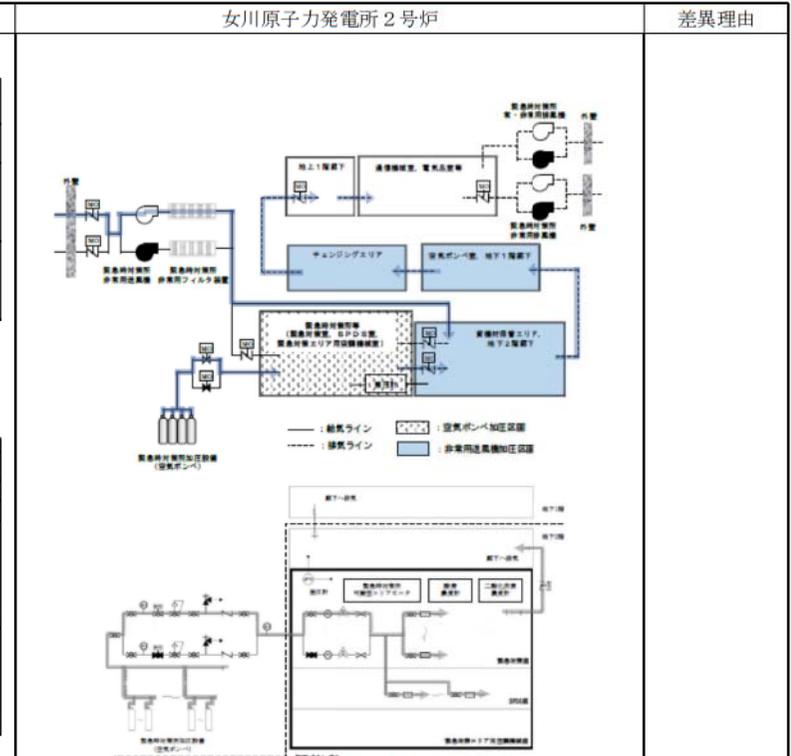
		経過時間(分)						備考			
		0	0.5	1	1.5	2	3	3.5	4	4.5	
手順の項目	要員(数)	約2分 W 空気供給装置への切替									
緊急時対策所 空気供給装置への 切替(指検所)	事務職員 2	ブリューム検知	ブリューム検知	ブリューム検知	ブリューム検知	ブリューム検知	ブリューム検知	ブリューム検知	ブリューム検知	ブリューム検知	
緊急時対策所 空気供給装置への 切替(指検所)	事務職員 2	ブリューム検知	ブリューム検知	ブリューム検知	ブリューム検知	ブリューム検知	ブリューム検知	ブリューム検知	ブリューム検知	ブリューム検知	

第1.18.8図 空気供給装置への切替 タイムチャート

泊発電所3号炉

		経過時間(分)						備考				
		0	0.5	1	1.5	2	3	3.5	4	4.5	5	
手順の項目	要員(数)	約5分 W 可搬型空気浄化装置への切替										
緊急時対策所 可搬型空気浄化装置への 切替(指検所)	事務職員 2	ブリューム検知	ブリューム検知	ブリューム検知	ブリューム検知	ブリューム検知	ブリューム検知	ブリューム検知	ブリューム検知	ブリューム検知		
緊急時対策所 可搬型空気浄化装置への 切替(指検所)	事務職員 2	ブリューム検知	ブリューム検知	ブリューム検知	ブリューム検知	ブリューム検知	ブリューム検知	ブリューム検知	ブリューム検知	ブリューム検知		

第1.18.9図 可搬型空気浄化装置への切替 タイムチャート



女川原子力発電所2号炉

		経過時間(分)						備考				
		0	0.5	1	1.5	2	3	3.5	4	4.5	5	
手順の項目	要員(数)	W加圧設備運転開始										
緊急時対策所 加圧設備(空気ポンベ)運転	事務職員 1	ブリューム検知	ブリューム検知	ブリューム検知	ブリューム検知	ブリューム検知	ブリューム検知	ブリューム検知	ブリューム検知	ブリューム検知		

第1.18-9図 緊急時対策所加圧設備(空気ポンベ)運転手順タイムチャート

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

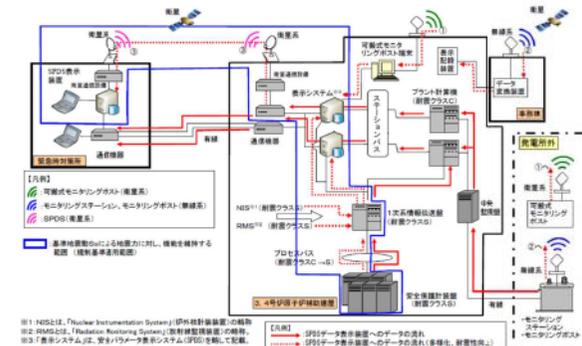
1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由																																																																																																																																												
	<div data-bbox="714 675 1357 871" data-label="Table"> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="9">経過時間(分)</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>0</th><th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手順の項目</td> <td>要員(数)</td> <td colspan="9">約5分マ 可搬型空気浄化装置切替</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">緊急時対策所 空気浄化装置切替</td> <td rowspan="2">専任要員 4</td> <td colspan="9">緊急時対策所分電盤にて送風機の空気浄化ファン稼働</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="9">送風機のファン稼働が完了した場合、送風機運転を停止し、可搬型空気浄化装置切替</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="9">送風機のファン稼働が完了した場合、送風機運転を停止し、可搬型空気浄化装置切替</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </div> <div data-bbox="792 887 1258 912" data-label="Caption"> <p>第1.18.10図 可搬型空気浄化装置切替 タイムチャート</p> </div>			経過時間(分)									備考			0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	手順の項目	要員(数)	約5分マ 可搬型空気浄化装置切替										緊急時対策所 空気浄化装置切替	専任要員 4	緊急時対策所分電盤にて送風機の空気浄化ファン稼働										送風機のファン稼働が完了した場合、送風機運転を停止し、可搬型空気浄化装置切替												送風機のファン稼働が完了した場合、送風機運転を停止し、可搬型空気浄化装置切替										<div data-bbox="1496 185 1861 635" data-label="Image"> </div> <div data-bbox="1592 639 1785 657" data-label="Caption"> <p>第1.18-10図 緊急時対策所 見取り図</p> </div> <div data-bbox="1379 716 1995 817" data-label="Table"> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="9">経過時間(分)</th> <th rowspan="2">備考</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>0</th><th>1</th><th>2</th><th>3</th><th>4</th><th>5</th><th>6</th><th>7</th><th>8</th><th>9</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>手順の項目</td> <td>要員(数)</td> <td colspan="9">7号機送風機運転停止</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">緊急時対策所加圧設備 (空気ポンプ)から緊急時対策所非常用送風機への切替手順</td> <td rowspan="2">1</td> <td colspan="9">緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)稼働</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="9">緊急時対策所非常用送風機稼働</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="9">緊急時対策所非常用送風機稼働</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> </div> <div data-bbox="1379 836 1980 882" data-label="Caption"> <p>第1.18-11図 緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)から緊急時対策所非常用送風機への切替 タイムチャート</p> </div>			経過時間(分)									備考			0	1	2	3	4	5	6	7	8	9	手順の項目	要員(数)	7号機送風機運転停止										緊急時対策所加圧設備 (空気ポンプ)から緊急時対策所非常用送風機への切替手順	1	緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)稼働										緊急時対策所非常用送風機稼働												緊急時対策所非常用送風機稼働										
		経過時間(分)									備考																																																																																																																																				
		0	1	2	3	4	5	6	7	8		9																																																																																																																																			
手順の項目	要員(数)	約5分マ 可搬型空気浄化装置切替																																																																																																																																													
緊急時対策所 空気浄化装置切替	専任要員 4	緊急時対策所分電盤にて送風機の空気浄化ファン稼働																																																																																																																																													
		送風機のファン稼働が完了した場合、送風機運転を停止し、可搬型空気浄化装置切替																																																																																																																																													
		送風機のファン稼働が完了した場合、送風機運転を停止し、可搬型空気浄化装置切替																																																																																																																																													
		経過時間(分)									備考																																																																																																																																				
		0	1	2	3	4	5	6	7	8		9																																																																																																																																			
手順の項目	要員(数)	7号機送風機運転停止																																																																																																																																													
緊急時対策所加圧設備 (空気ポンプ)から緊急時対策所非常用送風機への切替手順	1	緊急時対策所加圧設備(空気ポンプ)稼働																																																																																																																																													
		緊急時対策所非常用送風機稼働																																																																																																																																													
		緊急時対策所非常用送風機稼働																																																																																																																																													

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉

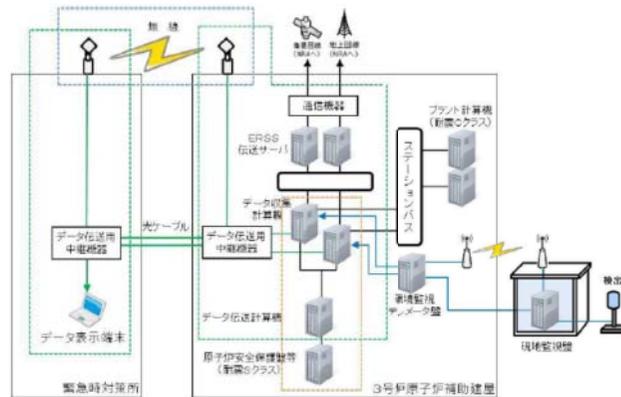


第1.18.11図 緊急時対策所情報収集設備の概要

中期の項目	要員(数)	経過時間(分)						備考
		1	2	3	4	5	6	
緊急時対策所可搬型空気浄化装置の切替	緊急時対策本部署員 1							

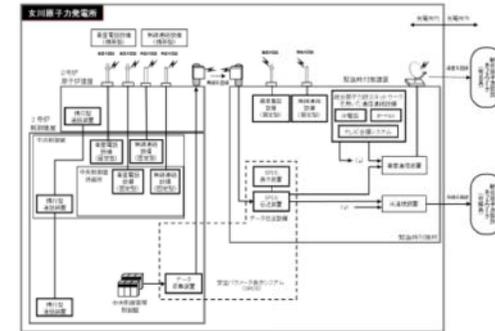
第1.18.12図 緊急時対策所非常用空気浄化装置の切替 タイムチャート

泊発電所3号炉



第1.18.11図 必要な情報を把握するための設備の概要

女川原子力発電所2号炉



第1.18-12図 安全パラメータ表示システム (SPDS) 及びデータ伝送設備の概要

中期の項目	要員(数)	経過時間(分)						備考
		1	2	3	4	5	6	
緊急時対策所チェンジングエリア設置	1							

第1.18-13図 緊急時対策所チェンジングエリア設置手順タイムチャート

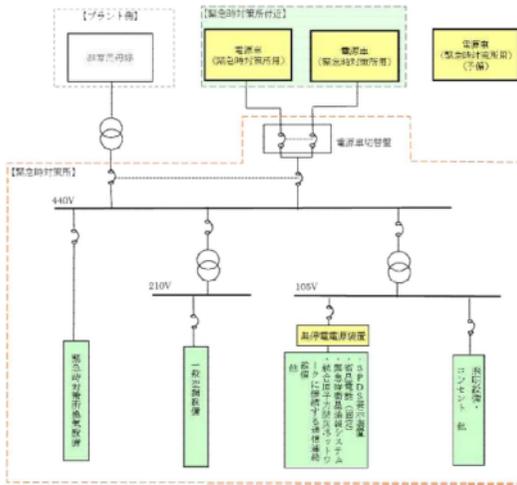
中期の項目	要員(数)	経過時間(分)						備考
		1	2	3	4	5	6	
緊急時対策所換気空調系切替	1							

第1.18-14図 緊急時対策所換気空調系切替手順タイムチャート

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3/4号炉



第1.18.13図 緊急時対策所 給電系統概要

手順の項目	要員(数)	経過時間(分)						備考
		0	5	10	15	20	30	
電源車(緊急時対策所用)準備	緊急安全対策要員 2					約2分 電源車(緊急時対策所用)準備		

※1 移動時間に防護具の着用時間を含む。

第1.18.14図 電源車(緊急時対策所用)準備 タイムチャート

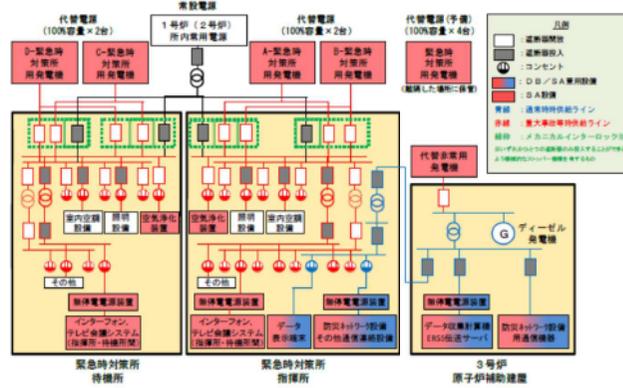
手順の項目	要員(数)	経過時間(分)						備考
		0	5	10	15	20	30	
電源車(緊急時対策所用)起動	緊急安全対策要員 1					約5分 電源車(緊急時対策所用)起動		

第1.18.15図 電源車(緊急時対策所用)起動 タイムチャート

手順の項目	要員(数)	経過時間(分)						備考
		0	5	10	15	20	30	
電源車(緊急時対策所用)切替	緊急時対策本部要員 1					約5分 電源車(緊急時対策所用)切替		

第1.18.16図 電源車(緊急時対策所用)切替 タイムチャート

泊発電所3号炉



第1.18.12図 緊急時対策所 給電系統概要図

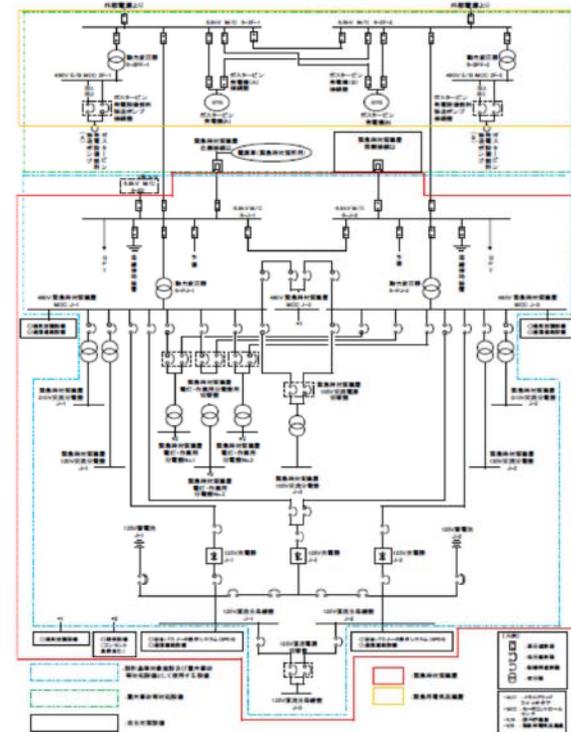
手順の項目	要員(数)	経過時間(分)									備考				
		0	5	10	15	20	25	30	35	40		45			
緊急時対策所用発電機準備(指揮所)	2					約15分 発電機準備									

第1.18.13図 緊急時対策所用発電機の準備操作 タイムチャート

手順の項目	要員(数)	経過時間(分)									備考				
		0	5	10	15	20	25	30	35	40		45			
緊急時対策所用発電機起動(指揮所)	2					約15分 発電機起動									

第1.18.14図 緊急時対策所用発電機の起動操作 タイムチャート

女川原子力発電所2号炉



第1.18-15図 緊急時対策所 給電系統概要図

手順の項目	要員(数)	経過時間(分)												備考		
		0	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50				
電源車(緊急時対策所用)準備	2															

第1.18-16図 電源車(緊急時対策所用) 起動操作タイムチャート

手順の項目	要員(数)	経過時間(分)												備考		
		0	5	10	15	20	25	30	35	40	45	50				
予備電源車(自主対策設備) 起動操作	1															

第1.18-17図 予備電源車(自主対策設備) 起動操作タイムチャート

差異理由

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由																																																						
<div data-bbox="85 172 694 587" style="border: 2px solid black; height: 260px; width: 272px;"></div> <p data-bbox="210 598 573 619">第1.18.17図 タンクローリーによるアクセスルート</p> <div data-bbox="85 710 685 885"> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="6">経過時間(時刻)</th> <th>備考</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>0</th> <th>10</th> <th>20</th> <th>30</th> <th>40</th> <th>50</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">手続の項目</td> <td>要員(数)</td> <td colspan="7">▽ 緊急時対策所(緊急時対策所)への給油開始</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="7">▽ 緊急時対策所(緊急時対策所)への給油開始</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">電源車(緊急時対策所用)燃料補給</td> <td>緊急安全対策要員</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td></td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="85 885 537 909">※1 移動、タンクローリー到着の時間には到着後の着床時間、緊急対策用タンクローリーの配り出し時間を含む。                  ※2 3名のうち2名がタンクローリーへの給油を行い、1名は燃料油貯蔵タンクのワンオペル操作時の観察態度測定を実施する。</p> <p data-bbox="143 922 631 943">第1.18.18図 電源車(緊急時対策所用)燃料補給 タイムチャート</p> </div>			経過時間(時刻)						備考			0	10	20	30	40	50		手続の項目	要員(数)	▽ 緊急時対策所(緊急時対策所)への給油開始									▽ 緊急時対策所(緊急時対策所)への給油開始								電源車(緊急時対策所用)燃料補給	緊急安全対策要員	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	<div data-bbox="734 143 1361 539" style="border: 2px dashed black; padding: 10px;"> <p data-bbox="743 151 788 172">追而</p> <div data-bbox="743 178 1348 529" style="border: 2px solid black; height: 220px; width: 270px;"></div> <p data-bbox="824 542 1272 563">第1.18.15図 可搬型タンクローリーのアクセスルート図</p> </div> <div data-bbox="743 614 1361 869"> <p data-bbox="743 890 1361 938">※：待機所側発電機は直ぐに給油が必要な状態ではないが、ブルーム通過後の給油回数削減のため、指押所側発電機と同時に給油する。</p> <p data-bbox="779 949 1303 970">第1.18.16図 緊急時対策所用発電機燃料補給作業 タイムチャート</p> </div>		
		経過時間(時刻)						備考																																																	
		0	10	20	30	40	50																																																		
手続の項目	要員(数)	▽ 緊急時対策所(緊急時対策所)への給油開始																																																							
		▽ 緊急時対策所(緊急時対策所)への給油開始																																																							
電源車(緊急時対策所用)燃料補給	緊急安全対策要員	1	1	1	1	1	1	1																																																	
		1	1	1	1	1	1	1																																																	

赤字：設備、運用又は体制の相違（設計方針の相違）  
 青字：記載箇所又は記載内容の相違（記載方針の相違）  
 緑字：記載表現、設備名称の相違（実質的な相違なし）

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

大飯発電所3 / 4号炉	泊発電所3号炉	女川原子力発電所2号炉	差異理由
	<p>凡例              □ : 操作・確認      ○ : 別フローへ移行              ◇ : 判断状態      ○ : 判断              ■ : 重大事故等対応設備      - - - : 準備              立 : 対応手段</p> <p>緊急時対策所用発電機の運転が必要と判断した場合</p> <p>可搬型タンクローリーによるディーゼル発電機燃料油貯留槽からの燃料汲み上げが可能か</p> <p>Yes</p> <p>可搬型タンクローリーによる緊急時対策所用発電機への燃料補給</p> <p>No</p> <p>ディーゼル発電機燃料油貯留槽及び可搬型タンクローリーによる緊急時対策所用発電機への燃料補給</p> <p>緊急時対策所用発電機が運転中の場合は、燃料補給再開を旨に繰り返し燃料補給を実施する。</p> <p>第1.18.17図 緊急時対策所用発電機への燃料補給に関する対応手順</p> <p>第1.18.18図 緊急時対策所用発電機の接続先切替概要図</p>		

## 泊発電所3号炉 審査取りまとめ資料 比較対象プラントの選定について

本資料は、泊発電所3号炉（以降、「泊3号炉」という。）のプラント側審査において地震・津波側審査の進捗を待つ期間があったことを踏まえた、審査取りまとめ資料（以降、「まとめ資料」という。）の比較対象プラントの選定について整理を行うものである。

- 整理を行う経緯は、以下の通り
  - 泊3号炉のプラント側審査が地震・津波側審査の進捗待ちとなった期間において、他社プラントの新規制基準適合性審査が実施され、まとめ資料の充実が図られた。
  - 泊3号炉が、まとめ資料一式を提出した2017年3月時点での新規制基準適合性審査はPWRプラントが中心であったが、現在はBWRプラントが中心となっており、それぞれの炉型の審査結果が積み上がった状況にある。
  - 泊3号炉はPWRであり、PWR特有の設備等を有することから、まとめ資料に先行の審査内容を反映する際には、単純に直近の許可済みBWRプラントを反映するのではなく、適切な比較対象プラントを選定した上で反映する必要がある。

- 比較対象プラントを選定する考え方は、以下の通り。

### 【基準適合に係る設計を反映するために比較するプラント（基本となる比較対象プラント）選定の考え方】

各条文・審査項目の要求を満たすための設備構成・仕様、環境、運用を踏まえ、許可済みプラントの中から、新しい実績のプラントを選定する。具体的には以下の通り。

- ✓ 炉型に拠らず共通的な内容については、泊3号炉の地震・津波側審査が進捗した時点（2021年7月）で直近に許可済みであった女川2号炉を比較対象として先行審査知見の取り込みを行う。なお、同時期に審査が行われ、女川2号炉に次いで許可を受けた島根2号炉については、女川2号炉と島根2号炉の差異を確認し、島根2号炉との差異の中で泊3号炉の基準適合を示すために必要なものは反映する。
- ✓ 炉型固有の設備等を有する場合については、PWRプラントの新規制基準適合性審査の最終実績である大飯3/4号炉を選定する。
- ✓ 個別の設計事項に相似性がある場合（例えば3ループ特有の設計等）、大飯3/4号炉以外の適切なプラントを選定する。

### 【先行審査知見<sup>\*1</sup>を反映するために比較するプラント選定の考え方】

炉型に拠らないことから、まとめ資料を作成している時点で最新の許可済みプラントとする。具体的には以下の通り。

- ✓ 泊3号炉の地震・津波側審査が進捗した時点（2021年7月）で直近に許可済みであった女川2号炉を比較対象として先行審査知見の取り込みを行う。なお、同時期に

審査が行われ、女川 2 号炉に次いで許可を受けた島根 2 号炉については、女川 2 号炉と島根 2 号炉の差異を確認し、島根 2 号炉との差異の中で泊 3 号炉の基準適合を示すために必要なものは反映する。

※ 1 主な事項は、以下の通り

- ✓ これまでの審査の中で適正化された記載
- ✓ 基準適合性を示すための説明の範囲、深さ
- ✓ 設置（変更）許可申請書に記載する範囲、深さ

- 上述に基づく検討結果として、「基準適合に係る設計」と「先行審査知見」を反映するために選定した比較対象プラント一覧とその選定理由を別紙 1 に、条文・審査項目毎の詳細を別紙 2 に示す。
  - 別紙 1：比較対象プラント一覧
  - 別紙 2：比較対象プラント選定の詳細

以上

### 比較対象プラント一覧

凡例		
●大飯3/4号炉	●女川2号炉	●それ以外の場合

主な審査項目	ステータス	基準適合に係る設計を反映するための比較		先行審査知見を反映するための比較対象	比較表の様式
		比較対象	選定理由		
1.0 43条 共通 (1.0.2 (保管アクセス) 以外)	概ね説明済み	大飯3/4号炉	4.4条以降のSA設備の多くがPWRプラント設計を踏まえたものであるため	女川2号炉	女川一泊一大阪
		大飯3/4号炉	重大事故等への対応に用いる具体的な手順の類似	女川2号炉	女川一泊一大阪
1.1 44条 ATWS	概ね説明済み	大飯3/4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大阪
		大飯3/4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大阪
1.2 45条 高圧時冷却	概ね説明済み	大飯3/4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大阪
		大飯3/4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大阪
1.3 46条 減圧	概ね説明済み	大飯3/4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大阪
		大飯3/4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大阪
1.4 47条 低圧時冷却	概ね説明済み	大飯3/4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大阪
		大飯3/4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大阪
1.5 48条 最終ヒートシンク	概ね説明済み	大飯3/4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大阪
		大飯3/4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大阪
1.6 49条 CV冷却	概ね説明済み	大飯3/4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大阪
		大飯3/4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大阪
1.7 50条 CV過圧破損防止	概ね説明済み	大飯3/4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大阪
		大飯3/4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大阪

プ  
ラ  
ン  
ト  
A

### 比較対象プラント一覧

凡例		
●大飯3/4号炉	●女川2号炉	●それ以外の場合

主な審査項目	ステータス	基準適合に係る設計を反映するための比較		先行審査知見を反映するための比較対象	比較表の様式		
		比較対象	選定理由				
設備・技術的能力 S A プ ラ ン ト	1.8 51条	CV下部注水	概ね説明済み	大飯3/4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大飯
				大飯3/4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大飯
	1.9 52条	CV水素対策	概ね説明済み	大飯3/4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大飯
				大飯3/4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大飯
	1.10 53条	RB水素対策	概ね説明済み	大飯3/4号炉 伊方3号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	53条 女川一泊一大飯-伊方
				大飯3/4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大飯
	1.11 54条	SFP	概ね説明済み	大飯3/4号炉	SFP配置がBWRと異なるため	女川2号炉	女川一泊一大飯
				大飯3/4号炉	SFP配置の類似	女川2号炉	女川一泊一大飯
	1.12 55条	放射性物質の拡散抑制	概ね説明済み	大飯3/4号炉	SFP配置の類似	女川2号炉	女川一泊一大飯
				大飯3/4号炉	SFP配置の類似	女川2号炉	女川一泊一大飯
	1.13 56条	水源	概ね説明済み	大飯3/4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大飯
				大飯3/4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川一泊一大飯
1.14 57条	電源	概ね説明済み	大飯3/4号炉	電源設備構成の類似	女川2号炉	女川一泊一大飯	
			大飯3/4号炉	電源設備構成の類似	女川2号炉	女川一泊一大飯	
1.15 58条	計装	概ね説明済み	大飯3/4号炉	監視パラメータの類似	女川2号炉	女川一泊一大飯	
			大飯3/4号炉 伊方3号炉	監視パラメータの類似	女川2号炉	女川一泊一大飯-伊方	

### 比較対象プラント一覧

凡例		
●大飯3/4号炉	●女川2号炉	●それ以外の場合

主な審査項目	ステータス	基準適合に係る設計を反映するための比較		先行審査知見を反映するための比較対象	比較表の様式
		比較対象	選定理由		
1.16 59条 原子炉制御室	概ね説明済み (原子炉制御室の居住性を確保するための対策はバックフィットのため新規説明)	女川2号炉 大飯3/4号炉	原子炉施設に共通の要求に係る条文であるため女川2号炉をリファレンスとする 事故シナシエンス選定等PWR固有設計に係る事項については大飯3/4号炉をリファレンスとする	女川2号炉	女川-泊-大飯
		大飯3/4号炉	当該SAへの対応はPWR固有のプラント設計に基づくものであるため	女川2号炉	女川-泊-大飯
1.17 60条 監視測定	概ね説明済み	女川2号炉	原子炉施設に共通の要求に係る条文であるため	女川2号炉	女川-泊-大飯
		女川2号炉	原子炉施設に共通の要求に係る条文であるため	女川2号炉	女川-泊-大飯
1.18 61条 緊急時対策所	概ね説明済み	大飯3/4号炉	可搬型設備の設計方針や格納容器ベント設備の有無などPWR固有の設計	女川2号炉	女川-泊-大飯
		大飯3/4号炉	可搬型設備の設計方針や格納容器ベント設備の有無などPWR固有の設計	女川2号炉	女川-泊-大飯

## 比較対象プラント選定の詳細（技術的能力）

## 【1.18：緊急時対策所】

項目		内容
基準適合に係る設計を 反映するために 比較するプラント	プラント名	大飯 3・4 号炉
	具体的理由	当該条文は、原子炉施設に共通の要求に係る条文である。 ただし、①代替電源設備では、女川は常設設備と可搬設備を設置して多様性を図っているのに対し、大飯 3・4 号炉は泊 3 号炉と同様に可搬設備を複数台設置することで多重性を図っているなど基本設計及び適合方針が類似すること、及び②重大事故等発生時にブルーム放出の恐れがある場合の緊急時対策所を加圧する判断基準について、PWR では「格納容器の破損」としているのに対し、格納容器ベント設備を有する BWR プラントである女川 2 号炉では「格納容器ベント」を判断基準として加えており、条件が異なる箇所があることから、PWR プラントとして基準適合性を網羅的に比較する観点から同一炉型である大飯 3 / 4 号炉を比較対象として選定する。
先行審査知見を 反映するために 比較するプラント	プラント名	女川 2 号炉
	反映すべき知見を得るための主な方法	① 比較表による比較：比較表に掲載し、先行審査知見（基準適合上で考慮すべき事項、記載内容の充実を図るべき点）の比較・整理を行い、その結果、必要と判断した内容を反映した。 【事例】空気ボンベによる加圧停止条件の具体的な基準
	(当該方法の選定理由)	① 当該条文は、原子炉施設に共通の要求に係る条文であり、文章構成も類似の部分があることから、比較表形式での比較により先行審査知見の確認が可能のため。

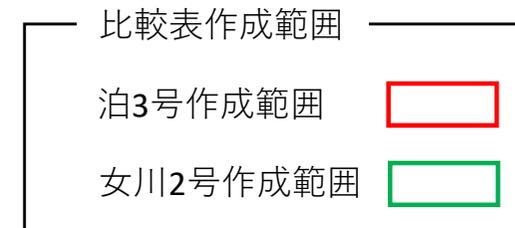
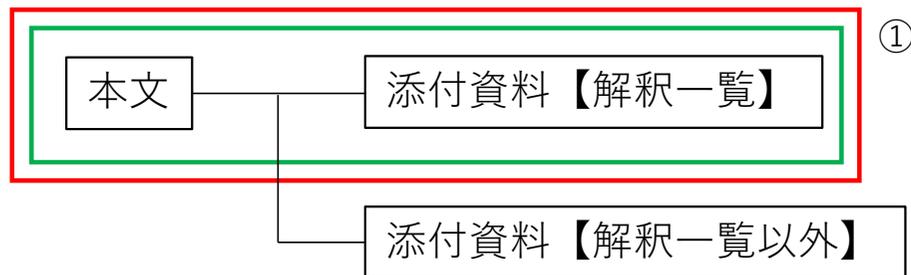
【凡例】 ○：記載あり  
 ×：記載なし  
 (○)：本条文の資料の他箇所に記載  
 △：他条文の資料などに記載

1.18 緊急時対策所の居住性等に関する手順等

プラント		泊3号炉 作成状況		まとめ資料の作成を不要とした理由	まとめ資料または比較表を新たに作成することとした理由 もしくは 記載の充実を図ることとした理由	比較表を作成していない理由
女川	泊	まとめ資料	比較表			
本文	本文	○	○			
添付資料	添付資料	△	△			
添付資料 1.18.1 審査基準、基準規則と対処設備との対応表	添付資料1.18.1 審査基準、基準規則と対処設備との対応表	○	×			
添付資料 1.18.2 居住性を確保するための手順等の説明について	添付資料1.18.2 居住性を確保するための手順等の説明について	○	×			
添付資料 1.18.3 必要な情報を把握するための手順等の説明について	添付資料1.18.4 必要な情報を把握するための手順等の説明について	○	×			
添付資料 1.18.4 必要な数の要員の取容に係る手順等の説明について	添付資料1.18.5 必要な数の要員の取容に係る手順等の説明について	○	×			
添付資料 1.18.5 代替電源設備からの給電を確保するための手順等の説明について	添付資料1.18.3 電源設備からの給電を確保するための手順等の説明について	○	×			
添付資料 1.18.6 手順のリンク先について		(○)	×	リンクする手順を明記した資料であり、泊3号炉は本文中にリンク先を記載していることから作成不要		基準適合性を確認するために必要な評価方針は、本文に記載されており比較表を作成し考察しているため、比較表を作成していない。

# 泊3号炉 「比較表」の作成範囲

技術的能力1.1～1.19



※ ( ) 書きは泊と女川で資料名が異なる場合の女川の資料名称  
破線の四角は泊になく、女川にしかない資料

① 添付資料の解釈一覧については、泊では元々作成していなかったが新規にまとめ資料を作成し比較を実施する。

資料構成	資料概要	まとめ資料・比較表を作成していない理由
本文	設置変更許可申請書本文及び添付書類十に記載する内容を記載した資料	
添付資料【解釈一覧以外】	評価方針に基づき実施した評価結果等ととりまとめた資料	基準適合性を確認するために必要な評価方針は、本文に記載されており比較表を作成し考察しているため、比較表を作成していない。
添付資料【解釈一覧】	判断基準の解釈一覧、操作手順の解釈一覧等を記載した資料 (逐条により記載項目は異なり、記載がない逐条もある)	